

第百八十九回
国会

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第十三号

平成二十七年八月二十六日(水曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

八月二十五日

辞任

補欠選任

石上 俊雄君

白 眞勲君

谷合 正明君

杉 久武君

寺田 典城君

片山虎之助君

仁比 聡平君

辰巳孝太郎君

山田 太郎君

井上 義行君

中西 健治君

水野 賢一君

福島みずほ君

吉田 忠智君

八月二十六日

辞任

補欠選任

大沼みずほ君

舞立 昇治君

堂故 茂君

上月 良祐君

吉川ゆうみ君

山本 順三君

出席者は左のとおり。

委員長

鴻池 祥肇君

理事

石井 準一君

佐藤 正久君

塚田 一郎君

馬場 成志君

堀井 巖君

北澤 俊美君

福山 哲郎君

荒木 清寛君

小野 次郎君

委員

愛知 治郎君

石田 昌宏君

猪口 邦子君

国務大臣

外務大臣

岸田 文雄君

大沼みずほ君

北村 経夫君

上月 良祐君

高橋 克法君

豊田 俊郎君

舞立 昇治君

三木 亨君

三宅 伸吾君

森 まさこ君

山下 雄平君

山本 一太君

山本 順三君

小川 勝也君

小川 敏夫君

大塚 耕平君

大野 元裕君

小西 洋之君

那谷屋正義君

白 眞勲君

広田 一君

蓮 舫君

杉 久武君

平木 大作君

矢倉 克夫君

片山虎之助君

井上 哲士君

辰巳孝太郎君

井上 義行君

浜田 和幸君

水野 賢一君

吉田 忠智君

山本 太郎君

荒井 広幸君

文部科学大臣

下村 博文君

国防大臣

中谷 元君

国務大臣

菅 義偉君

副大臣

外務副大臣

中山 泰秀君

政府特別補佐人

内閣法制局長官

横畠 裕介君

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

常任委員会専門員

宇佐美正行君

政府参考人

内閣官房内閣審議官

前田 哲君

内閣官房内閣審議官

山本 条太君

内閣官房内閣審議官

土本 英樹君

内閣官房内閣審議官

植道 明宏君

内閣官房内閣審議官

岩淵 豊君

内閣官房内閣審議官

岡田 隆君

外務大臣官房参事官

下川眞樹太君

外務省中東・アフリカ局長

大菅 岳史君

外務省国際情報統括官

岡 浩君

財務省主計局次長

可部 哲生君

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

土屋 喜久君

防衛大臣官房審議官

笠原 俊彦君

防衛省防衛政策局長

黒江 哲郎君

防衛省運用企画局長

深山 延曉君

防衛省人事教育局長

真部 朗君

本日の会議に付した案件

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまから我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十五日、中西健治君、谷合正明君、山田太郎君、福島みずほ君、石上俊雄君、寺田典城君及び仁比聡平君が委員を辞任され、その補欠として水野賢一君、杉久武君、井上義行君、吉田忠智君、白眞勲君、片山虎之助君及び辰巳孝太郎君が選任されました。

また、本日、吉川ゆうみ君及び堂故茂君が委員を辞任され、その補欠として山本順三君及び上月良祐君が選任されました。

○委員長(鴻池祥肇君) 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の両案を一括して

議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高橋克法君 自由民主党の高橋克法です。

質問の機会をいただきまして、委員長そして与野党の理事の先生方に心から御礼を申し上げ、質問に入ります。

この委員会における議論の中で、武器弾薬の輸送、弾薬の提供について、今回の法案に条文中明記されていないということの理由に、実際に自衛隊が行いもしない行為をさもやるかのような議論が相次いでおり、誤解を招いていると考えています。改めて整理をしたいと考え、質問いたします。

まず、防衛省にお伺いします。

平成十一年に成立した現行の周辺事態法では、米軍に対して武器弾薬の輸送が可能ですが、条文中、核を含む大量破壊兵器やクラスター弾、劣化ウラン弾が除外されていますか。

○政府参考人(黒江哲郎君) 現行の周辺事態法に関するお尋ねでございますけれども、現行の周辺事態法におきましては、大量破壊兵器、クラスター弾、劣化ウラン弾などを含みます個別の武器弾薬の一つ一つにつきまして輸送の対象から除外する、そういう旨の規定は設けられておりません。

○高橋克法君 社民党も参加をした民主党政権は、この条文を是正するための改正案を考えていましたでしょうか。

また、民主党政権においては、米国への物品、役務の提供に関連して自衛隊法を改正していますが、その際に、核を含む大量破壊兵器を除くとの改正をされていますか。

○政府参考人(黒江哲郎君) 周辺事態法につきまして申し上げますと、民主党政権下におきまして、大量破壊兵器、クラスター弾、劣化ウラン弾を含む個別の武器弾薬の輸送を条文中除外するような改正を検討していたことは承知をいたしております。

また、民主党政権下の平成二十四年には、日本

国外での災害に対応している米軍への物品、役務の提供を可能とする自衛隊法の改正を行ったわけですが、その際も、個別の武器弾薬の輸送を条文中除外するという改正は行っておりません。

○高橋克法君 防衛省にお伺いします。

民主党も賛成した、平成十六年に成立をいたしました米軍行動関連措置法でも、米軍に対して弾薬の提供、武器弾薬の輸送が可能になっていると考えますが、条文中、核を含む大量破壊兵器やクラスター弾、劣化ウラン弾が除外されていますか。

○政府参考人(土本英樹君) お答えいたします。

平成十六年に成立いたしました米軍行動関連措置法におきましては、委員御指摘のとおり、法律上、武力攻撃事態等において米軍に対する弾薬の提供や武器弾薬の輸送が可能でございますが、大量破壊兵器やクラスター弾、劣化ウラン弾といった個別の武器弾薬の輸送と提供を除外する法律上の規定はございません。

○高橋克法君 つまり、既にある周辺事態法、そして米軍行動関連措置法においても、条文中は、核を含む大量破壊兵器やクラスター弾、劣化ウラン弾は除外されていないということでありまして、しかし、このことをもって、自衛隊が核を含む大量破壊兵器やクラスター弾、劣化ウラン弾を提供、輸送できるということではなくて、我が国の国是である非核三原則や条約を前提とすれば、当然に、核を含む大量破壊兵器やクラスター弾、劣化ウラン弾は除外されているという考え方に立つてきたことだと思います。しかも、この考え方は民主党政権のときも同じであったということでもあります。(発言する者あり)

改めて、中谷大臣にお伺いします。

核兵器、化学兵器、生物兵器、クラスター弾、劣化ウラン弾の提供について、我が国政府はこのような兵器を保有しておらず、これらを提供することはいかなる得ないということではよろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) 提供につきましては、御指摘のとおり、核兵器、化学兵器、生物兵器、クラスター弾、劣化ウラン弾といった我が国がそも

そも保有をしていないものを自衛隊が他国軍隊に提供するということはあり得ず、およそあり得ないことを法文上逐一明記する必要はないと考えております。

○高橋克法君 引き続き、中谷大臣にお伺いします。

核兵器、化学兵器、生物兵器といった大量破壊兵器、さらにクラスター弾、劣化ウラン弾の輸送を行うことは法律上排除されていませんが、自衛隊が実施することはあり得ないということではよろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) 我が国は非核三原則を堅持するとともに、核兵器不拡散条約、NPT条約、また化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、これを批准をいたしております。また、大量破壊兵器の拡散防止にも積極的に取り組んでおり、核兵器、化学兵器、生物兵器といった大量破壊兵器を輸送することはあり得ません。

また、クラスター弾につきまして、その使用、保有を禁止をするクラスター弾に関する条約、これの締結国であり、既にクラスター弾を全て廃棄をいたしております。また、劣化ウラン弾につきましても、そもそも我が国はこれを保有したことがなく、その取扱いについての知見等も有していません。したがって、今後とも保有する予定もありません。したがって、他国のクラスター弾、また劣化ウラン弾を自衛隊が輸送することについては想定をしておりません。

このような大量破壊兵器などの輸送を行わないということとは当然でありまして、そうした現実を考えられないことまでを全て法律に規定する必要はないと考えております。

これまでも、例えば周辺事態法、米軍行動関連措置法のほか、PKO法、自衛隊が輸送活動を実施できる根拠となるいずれの法律におきましても、法文中、核兵器を含む個別の兵器、弾薬の種類ごとにわざわざ一つ一つ輸送の対象から除外をしてこなかったところがございます。

○高橋克法君 先ほどからもいろいろ不規則発言

が飛んでいますけれども、民主党は今、安全保障関連法案の自衛隊の他国軍への後方支援について、法文中、核兵器輸送を禁じないといふ猛批判をしています。米軍への後方支援を定める現行の周辺事態法にもそのような規定はなく、民主党がこのことについて過去に大問題として取り上げたことはありません。

また、当委員会において、政策的にあり得もしない机上の空論をあり得るのかのごく印象を与えようとする扇動的な質問、例えば安保関連法案によって初めて核運搬が可能になるとの誤った追及は、安全保障政策についての国民の理解をゆがめ、厳しい安全保障環境にある我が国を危うくするものであり、かつて政権を担い、我が国の平和と安全に責任を持っていたはずの政党がこのような主張をしていることについて、極めて残念な感じを持っております。

次の質問です。

一見すると、自衛隊の行使を含むあらゆる武力行使を禁じているとも読める日本国憲法九条の下……(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 静粛にしてください。

○高橋克法君 先人たちは、国民の平和と安全な暮らしを守るために、憲法の範囲内で許される自衛権の範囲について真剣に考えると同時に、その自衛権を発動させないための抑止力を高める努力を戦後七十年間真剣に続けてこられました。その努力の根底には、憲法の理念を守り切るために、たとえ自衛権であったとしても、その権利を行使しない環境をあらゆる手段を使って築き上げなければならないという強い信念が流れていたと思います。なぜなら、自衛権の行使でありまして、

外形的には戦争であり、命が失われるからです。

民主党政権時の平成二十二年三月十七日、衆議院の外務委員会において、当時の岡田克也外務大臣は、非核三原則を見直さないことを前提とした上で、核の一時的寄港ということ認めないという日本の安全が守れないという事態がもし発生したとすれば、それはそのときの政権が政権の命運を懸

けて決断をし、国民の皆さんに説明をする、そういうことだと思っておりますと答弁をされております。このとき自分は、まだ自分は田舎の町長でありましたけれども、岡田外務大臣の発言に心から賛同したことを覚えております。まさに岡田外務大臣も、平和を守るための抑止力を高めるためにはどうすべきか真剣に考えられていたわけです。

そのような先人の努力の結果が戦後七十年の日本の歩みであったことを踏まえて、質問をさせていただきます。

内閣法制局長官に伺います。

昭和二十一年、帝国憲法改正案審査中の第九十回帝国議会において、憲法九条に関し、吉田茂総理はどのように発言をされておりますでしょうか。

○委員長(鴻池祥肇君) 少々答弁をお待ちください。速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 吉田総理は、憲法第九条について、昭和二十一年六月二十六日の衆議院本会議において、戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定してはおりませぬが、第九条第二項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものでありますなどと答弁し、また、同月二十八日の衆議院本会議において、戦争放棄に関する憲法草案の条項におきまして、国家正当防衛権による戦争は正当なりとせらるるようであるが、私はかくのごときことを認むることが有害であると思っております。近年の戦争は多くは国家防衛権の名において行われたことは顕著なる事実であります。ゆえに正当防衛権を認むることがたまたま戦争を誘発するゆえんであると思っておりますなどと答弁しております。

○高橋克法君 引き続き、内閣法制局長官に伺います。

一方、後に共産党議長を務められた野坂参三議員は、昭和二十一年六月二十八日の衆議院本会議において、憲法九条の規定に関してどのような発言をされておりますでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 先ほどお答えした昭和二十一年六月二十八日の吉田総理の答弁は、御指摘の野坂議員の質問に対するものでございます。その質問の議事録の該当すると思われる箇所を読み上げます。

一体この憲法草案に戦争一般放棄という形でなしに、我々はこれを侵略戦争の放棄、こうするのがもつと的確ではないか、この問題について我々共産党はこういうふうな主張をしている、日本国は全ての平和愛好諸国と緊密に協力し、民主主義的国際平和機構に参加し、いかなる侵略戦争をも支持せず、またこれに参加しない、私はこういうふうな条項がもつと的確ではないかと思うとあります。

○高橋克法君 次に、防衛省にお伺いしたいんですが、一九五〇年、昭和二十五年の警察予備隊の創設、一九五四年、昭和二十七年の保安隊の発足、一九五四年、昭和二十九年の自衛隊の発足、それぞれ創設、発足したとき、どのような政府見解でありましたでしょうか。

○政府参考人(豊田硬君) お答え申し上げます。警察予備隊及び保安隊につきましては、国内における平和と秩序を維持すること等を目的とする警察機能を担う組織であり、また、装備はその目的に応じたものでありましたことから、憲法第九条に規定する戦力には当たらないと解されておりました。

一方、自衛隊と憲法第九条との関係につきましては、自衛隊発足直後の昭和二十九年十二月に当時の大村防衛庁長官から、「憲法第九条は、独立国として我が国が自衛権を持つことを認めている。従つて自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。」との政府見解を答弁しておるところでございます。

ざいます。

○高橋克法君 次に、外務省にお伺いします。一九六〇年、いわゆる昭和三十五年の日米安全保障条約改定時には国民の意見が二分されました。当時、安保条約の意義について、政府見解、伺いたいと思います。

○副大臣(中山泰秀君) 日米安保体制に関しましては、一九五一年、我が国の独立を回復するサンフランシスコ平和条約の署名の日と同日に旧日米安保条約に署名、翌年に発効したことを起源とするものであります。その後、一九六〇年に日米安保条約が改定をされまして、現行のものとなったのは事実であります。

同条約改定当時、政府といたしましては、同条約に基づく日米安保体制の意義について、当時、冷戦構造下にあった世界の中で、我が国としても、日米連携の下、自由主義国の立場を堅持するとともに、我が国の平和と安全を確保していくとの従来の考え方に基づいているものであると思ひます。そういった趣旨の説明を当時行つていたものと承知をいたしております。

その上で、一九六〇年の日米安保条約改定については、この改定により、米国による対日防衛義務が明記されたこと、我が国施設・区域の使用に關する事前協議制度を含めたこと、日米安保体制を広範な政治経済上の協力関係の基礎の上に位置付けたこと、この条約に期限を定めたこと等の重要な意義があり、当時の岸総理大臣におかれましてもそういった趣旨を表明しており、戦後の日米関係の歩みの中で対等な日米関係を目指したものであったと認識をいたしております。

○高橋克法君 日本国憲法の前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。これにのっとり、第九条では、「国の交戦権は、これを認めない。」といったしました。自衛のための戦争まで放棄するのはおかしいと当然の疑義を呈した当時の共産党の野坂参三氏に対し、吉田首相は明確に自衛権を否定いたしました。

中学生の頃に自分は、この憲法こそは苦い経験を生かした歴史的快挙と思ひました。何と高邁で崇高な考え方だと誇りに感じました。世界が日本の美しい覚悟に倣えば、戦争をこの世からなくすという人類の悲願が達成されるとも考えました。

そのときから長い時間が流れ、残念ながら、世界のどの国も、交戦権まで否定するということの日本の美しい覚悟に倣う国はありませんでした。それどころか、この間に分かつたことは、残念なことですけれども、私たちが信頼しようとした諸国民の行動規範は公正と信義ではないという事実でありました。どの国も例外なく国益を中心に動いているという事実でありました。

自分は、理想を追求することを決して否定してはいるわけではありせん。理想を追い求める姿は確かに美しい姿です。しかし、理想を追い求めるその姿を称賛されるのは学者や芸術家であつて、政治は、その理想を実現したときに初めてその責任を果たしたことになる。現実の問題として、目の前に公正と信義を信頼できない国がある以上、安全保障政策上その国々に適切に対処をしながら、その上で理想を追求することこそが国民に対する私たちの責務であると思ひます。

副大臣の答弁にもありました六〇年安保、このときに日本の国論は二分をいたしました。十万人を超える安保反対の方々が国会を取り巻きました。日米安保条約を改定して、日米同盟の強化によって抑止力を高め、自衛のための戦いさえも起こさないようにするというのが当時の自民党政権の考え方でした。片や、日米安保条約改定は、アメリカの戦争に巻き込まれ、日本がアメリカの先兵として戦わなければならないとなるといふのが反対派の方々の考え方でありました。どちらの考え方も日本の平和を真剣に考えたものであったと私は思ひます。

結果はどうであつたか。六〇年安保改定から十五年間、日本の平和は守られてきました。憲法で認められている自衛のための戦いさえもしない

で済んだ、抑止力の勝利であったと私は考えています。

自民党の判断が正しかったことは歴史が証明してくれました。だからこそ、中谷大臣、歴史が証明してくれているからこそ、私たちは謙虚に、国民の皆様が現在抱えている漠然とした不安、つまり、米国の戦争に巻き込まれるのではないかと、憲法で許される自衛権の範囲がなし崩し的に広げられるのではないかという思いに對して、しっかりとそのような不安や誤解を解消していかなければならないと思います。かつて日本は、軍部の暴走を止められず戦争に突入していったという事実があるからこそ、国民の皆様は不安はもつともだと私は思います。

今回の法整備には、過剰な自衛権の発動を防ぐための制度的な仕組みの構築がなされていると思いますが、国会承認を含め、具体的に分かりやすくその仕組みについて答弁をお願いします。

○國務大臣(中谷元君) 我が国が限定的な集団的自衛権を行使を行うには、三つの大変厳格な要件全てを満たさなければなりません。これは、まず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生をし、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、なおかつ必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、これは世界的にも例のない非常に厳しい要件であります。

この三つの制約につきまして米国の十分説明をしており、新たな日米ガイドラインの中では、日本が武力を行使するのは日本国民を守るためだとはっきり書き込んでおります。このことは日本と米国の共通の認識であります。また、実際に武力の行使を行うために自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、国会の承認を求めることとなります。

このように、憲法と国会が制定した法律に従って自衛隊を活動させるため、日本の意に反して米

国の戦争に巻き込まれる、憲法で許される自衛権の範囲がなし崩しに広げられるということは決してございません。

○高橋克法君 外務省にお伺いしますが、これまで衆議院も含んだ平和安全法制特別委員会において、我が国を取り巻く安全保障環境が目まぐるしく変化しているという観点からの質疑が数多く行われてきました。

例えば、中国による南シナ海における岩礁埋立てや東シナ海における一方的な構造物の構築が指摘されていますが、そもそも東シナ海は日中で共同開発することが取り決められていました。この合意を中国が一方的にほごにし、海洋プラットホームを急拡大しています。これが軍事転用されるとキューバ危機の再来にもなりかねないとな国家基本問題研究所理事長の櫻井よしこ氏は警鐘を鳴らしています。

このような流れの中で、中国は二〇一〇年、平成二十二年になりますが、国防動員法という法律を制定、施行いたしました。この法律は、有事の際、国内外を問わず、中国国民の動員や戦略物資の徴用等、あらゆる分野を国の統制下に置くことを定めた法律であります。同法が発令されたとき、日本を含めた外資や合弁会社も適用対象になる可能性があることについて、国防動員委員会総合弁公室主任の白自興少将はそのことを否定しておりません。さらに、この法律の第九章、国防公務、第四十九条は、十八歳から六十歳までの男性公民及び十八歳から五十五歳までの女性公民は国防公務を担わなければならないと明記しています。

現在、在日中国人の数は約六十五万人。これは平成二十六年十二月現在でありますけれども、約六十五万人に上りますが、この法律の適用除外対象には含まれておらず、これらの在日中国人の方々は国防動員法は適用対象になると解釈することができそうです。もちろん、いたずらにその方々に変なレッテルを貼るつもりは一切ございませんけれども、この強硬な法律は明らかに戦争を意識し

ているとしか私には思えないわけです。

この法律は、アジアのみならず世界にとっても非常に脅威となると考えておりますけれども、どのような狙いからこの法整備を図ったものと外務省は認識をされておりますでしょうか。

○政府参考人(大菅岳史君) 御指摘の国防動員法でございますが、他国の法律でございますので、その個々の規定、その解釈、さらに法整備の意図について政府としてお答えすることは差し控えさせていただきます。中国の国防政策全般の動向につきましては、この法律の具体的な運用の在り方を含め、しっかりと注視してまいりたいと考えます。

○高橋克法君 注視しているということは、この法律について我が国としてどのようにするかということはまだお決めのなっていないんじゃないかということだと思えますが、注視をしている段階でも結構です、このような法律、我が国としてどのように対応していくべきだと考えておられますか。

○政府参考人(大菅岳史君) この法律の解釈につきましてはお答えすることは差し控えていただきますが、その上で、御指摘のありました「在日中国人への適用の可能性、御指摘ございましたが、この点について申し上げれば、委員御指摘のとおり適用除外の規定には在日中国人は含まれておりませんが、逆に、海外に居住する中国人にこの法律が適用されるという規定もないというふうに承知しております。

全くの一般論として申し上げます、国際法上、一般に、ある国の領域において、その国の同意なく他国が公権力を行使することは許容されております。我が国としては、法令に従い、我が国の法令に従い、国民の安全や財産の保護等に万全を期すということになります。

さらに、中国国内の日本を含めた外資、合弁会社への適用についても御指摘ございました。この点につきましては、政府としましては引き続き、在留邦人の安全、日本企業の正常な活動の確

保、財産の保護、こういったことのために万全を期してまいる所存でございます。

○高橋克法君 このような法律が制定、施行されたということは、中国にある日本の企業、合弁会社、この企業活動の将来を考えたときに非常に危惧を抱くわけなんですけれども、具体的に、注視をしていくということですが、そのようなときに日本としてどのような対応を取っていくのかという具体的な御検討はされているんでしょうか。これは、質問、事前通告していないんですけれども、現時点の段階で結構です。

○政府参考人(大菅岳史君) お答え申し上げます。

この中国の国防動員法への対応ということに限らず、在外におります邦人の安全、日本企業の活動確保、これは重要な政府としての責務でございますので、そういった観点から可能な限りの措置をとっていくということでございます。

○高橋克法君 誤解ないように言っておきますけれども、決して、これは中国の国内法ですから、私たちがどうのこうの言えるものではないというのも分かっています。それから、国際法等もあり

ただ、ただし、しかし、先ほど申し上げたように、この国防動員法の対象が、国外にいる中国の公民と言われている、中国公民に該当する方々にも適用されないという規定はどこにもないわけです、そういうことがある以上、これはいわゆる平和安全法制と同じですけれども、万が一のことを考えてしっかりとシミュレーションしておくということは大事だと思っております。決して、在日の中国人の方々に對して人権弾圧をしとか、そういうことを申し上げているのではなくて、そういうことではないということだけは御理解をいただきたいと思います。

平和を守るといことは最も重要なことであります。自分も、地方自治体の長であったときに、何度も議会答弁で平和こそ最大の福祉と述べてきた経緯が、記憶があります。

しかし、残念なことに、平和の内容が十分に論じられてきたとは思えません。日本で語られている平和とは果たしてどんな平和であるのか、その平和の中身というのがどういう中身であるのか。あえて誤解を恐れずに言えば、日本で語られている、イメージされている平和というのは、単に戦争のない状態ということではないのかというふうに感じます。

だとすれば、戦争さえなければ、他国に支配された、言葉は悪いですが、奴隷の平和でもよいのか。そうは私は思いません。日本国憲法前文の趣旨からいっても、専制と隷従、圧迫と偏狭が存在し、恐怖と欠乏に支配されている状態は、たとえ戦争のない状態であっても平和とは言えないと思います。

四十年前に、ベトナム戦争のとき、ベトナム共産党のホー・チ・ミン主席は、独立と自由よりも尊いものはないという民族独立闘争の標語を掲げられました。米国の歴代政権が国家安全保障の究極の目標として自由を伴う平和と条件を付けるのも同じ趣旨であると思います。オバマ大統領も、ノーベル平和賞の受賞演説で、平和とは単に軍事衝突がない状態ではなく、個人の固有の権利と尊厳に基づかねばならないと述べられています。

日本は、大東亜戦争終了後、戦後の一時期を除いて、独立と自由を貫き、個人の固有の権利と尊厳に基づいた平和を実現してきました。この平和を実現できたのは、憲法の理念を守る信念と、それを実現するための手段としての抑止力強化のためのものであったと自分は確信をしています。

憲法の理念を実現するべく、その実現手段としての抑止力を高めることによって戦争を起こさないための平和安全法制法案であると私は考えていますけれども、残念ながら、平和安全法制法案に賛成する側、つまり私はその側にいますが、この平和安全法制法案に賛成する側は、あたかも平和自体に反対をするかのようなぬれぎぬを着せられているような気がしてならないです。

事は安全保障政策であります。安全保障政策の

本質的な議論、そういったものをないがしろにすることによって、抑止力を含めて日本が不安定になること、このことがどの国を利用することになるのか。安全保障政策に責任を持たなければならぬ私たちはよくよく考える必要があると思います。が、そのような意味から、今回の法案の重要性、必要性について両大臣にその思いをお伺いしたい。よろしくお願いします。

○国務大臣(中谷元君) 参議院において法案を質疑いただいておりますけれども、野党の皆様方からの質疑も含めまして、安全保障環境の変化とか、またそれを受けた政策の必要性、さらに安全保障法制の具体的な内容につきまして大変幅広い観点から御質疑をいただいております。議論は大変有意義なものであると認識をいたしておりますが、私どもにとりましては、現在の日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応するためにこの法案は必要なものと認識をいたしております。今後とも説明を続けてまいりますので、ご理解をいただければ幸いです。また、国民の皆様方にも伝わっていくように、更に努力を続けてまいりたいと思っております。

○国務大臣(岸田文雄君) 委員御指摘のように、政府にとつて、また政治にとつて、国民の命、暮らし、自由を守り、そして国の独立を守るということ、これは大変重要な任務であります。

我が国は、戦後、憲法の平和主義の理念に基づいて平和国家として歩んでまいりました。この歩みはこれからも変わることはありません。そして、その中であつて、国の外交、安全保障を考えた場合に、まずは外交を通じて我が国にとつて好ましい国際環境をつくっていくかなければならない、この外交努力を続けなければならぬということ、これが外交、安全保障政策における要諦であるということ、これは一昨年十二月の国家安全保障戦略の中に明記されているところであります。

そして、こうした外交をしつかり進めながら、あわせて、我が国は万が一の場合に切れ目のない備えを準備しておかなければならない。今回の平

和と安全法制は、まずはこの万が一の場合の切れ目のない対応をしつかり用意をするということ、そしてあわせて、今国際社会に目を転じますと、どの国であつても一國で自らの平和と安全を守ることはできない、これが国際常識になりつつある。この現状において、我が国は、自らの平和と安全を守るために、アジア太平洋地域あるいは国際社会の平和と安全をしつかり守っていくかなければならない。我が国は、こうした国際社会に対するしつかりとした貢献をしていくことを考えなければならぬ、この我が国の国際貢献についてもこの平和と安全法制の中で御議論をお願いいたします。

こうした切れ目のない対応、そしてしつかりとした国際社会の平和と安全を守っていく努力、これが合致することによって、ひいては我が国の平和と安全をしつかり守ることができ、こういった考え方に基づいて平和と安全法制の御議論をお願いしております。

こうした基本的な考え方をしつかりと国民の皆様方にも説明をさせていただき、引き続き丁寧な議論を、説明をさせていただくことによって、より多くの方々にしつかり理解をしていただく努力を続けていきたいと考えます。

○高橋克法君 総理は戦後七十年の談話の中で、「二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。」と、二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。

安全保障環境は、北朝鮮の核、ミサイルや中国の海洋進出、テロの脅威等、ますます厳しくなつてきておりますが、国民の命と平和な暮らしを守ることは政治、行政の最大の責務であります。そのため平和と安全法制であるというふうに私は考えております。

何度かこの委員会でも質問をされておりますけれども、確認としてまた質問をさせていただきます

が、徴兵制の心配は全くないということ、このことの確認をしたいと思います。防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) 累次国会でも明言をいたしておりますが、我が国におきましては憲法上も徴兵制は取り得ないわけございまして、今後とも私も徴兵制につきましては絶対に取らないということを思っております。また、この際、発言もさせていただきます。

○高橋克法君 先ほどもちょっと触れましたけれども、平和安全法制が成立すると我が国が戦争に巻き込まれるという主張もあります。

しかし、近年の安全保障環境の変化に対応して日米同盟を強化し抑止力を高めることがこの法案でありますから、分かります。言え、現状がこれまでより戦争のリスクが高まっている状態であり、そのリスクを抑える戦争抑止法案なのである、法案を制定しないことの方がより戦争に巻き込まれるリスクを高めることになるのではないかと、そのように考えておりますけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 現在の国際情勢等を見ても、日本は他国で発生した事案が我が国の安全保障に関わるようなことでもないわけではございませんし、日本は一国のみで国を守るということではない状況になってきておまして、こういった状況におきまして、やはり基本的には日米安全保障条約に基づく日米同盟、これを更に緊密に連携強化することによりまして、この抑止力、そして何か発生した場合の対処力、こういうことをしつかり持つことによって国の安全をより確かなものにしていくことは必要でございます。

しかし、それ以前に、何といつても外交による努力というものは大前提でございまして、こういった安全保障を損なうような事態が発生しないように、多くの国々とも協力、協議をしつつ、我が国周辺地域の平和と安全を図っていく。これは、外交と安全保障、まさに車の両輪のごとく相まって国として行わなければならないものである

と認識をいたしております。

○高橋克法君 外務大臣にも同じ質問でありますけれども、今の私の質問に対しての所感をお願いしたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) おっしゃるように、政府としまして、国民の命や平和な暮らしを守るということ、大変重要な役割であります。

そして、今回の安全法制ですが、しっかりとした平和外交を進めた上で万が一の場合に切れ目のない対応を用意する、そのことによってリスクを低減させる、そしてこうした不測の事態を発生させないようにする。こうした基本的な考え方があり、そして一方で、我が国が国際社会にしっかりと貢献をしていく、国際社会の平和と安全にしっかりと貢献をしていく。このことによって、我が国にとって好ましい国際環境を実現して、そして、ひいては我が国の国民の命や暮らしを守っていく、そしてリスクを低減させていく、こういったことにつながる。これがこの平和安全法制の基本的な考え方であります。

こうした法制をしつかりと進めることによって、我が国の国民の命や暮らしにおけるリスクは低減することにつながっていく、このように考えております。こういった考え方、引き続きしっかりと説明をさせていただきたいと考えています。

○高橋克法君 最後に、常に僕が手帳に挟んでいる吉田茂総理の昭和三十三年二月の防衛大学第一回卒業式の式辞を申し上げます。

君たちは、自衛隊在職中、決して国民から感謝されたり歓迎されることなく自衛隊を終わるかもしれない。きつと非難とか誹謗ばかりの一生かもしれない。御苦労だと思ふ。しかし、自衛隊が国民から歓迎され、ちやほやされる事態とは、外国から攻撃されて国家存亡のときとか、災害派遣のときとか、国民が困窮し、国家が混乱に直面しているときだけなのだ。言葉を換えれば、君たちが日陰者であるときの方が国民や日本は幸せなのだ。どうか耐えてもらいたい。

この言葉は常に心に刻んでいきたいと思いま

す。どうぞよろしくお願いします。

○小川勝也君 おはようございます。民主党・新緑風会の小川勝也でございます。

二回目の質問でございます。序盤が終わったところで若干の感想を述べさせていただきます。思いいます。

法律の本数が多いということと立て付けにたくさん問題点があるということ、多分、両大臣が想定されている以上のことを可能にする条文によってこの複数の法律が組み立てられているということが分かったんだらうというふうに思います。ですから、我々は、法理上、条文中ということと様々な質問をさせていただきます。

しかし、現行の安全保障環境や、いわゆる皆さんのお立場ですけれども、集団的自衛権の解釈を変えて、憲法の解釈を見直してできるようにしたという今、こんなことまではしないということをしていわれる条文の間に読めて取れる、こういう立て付けになっておりますので、我々も審議をするの大変苦労するし、国民の皆さんも大変不安に思っている、理解しにくい、こういう状況に今陥っているのではないかとこのように思っています。

大事なことは、安倍政権や安倍総理や中谷防衛大臣がやるかやらないかではなくて、後の権力者や後の総理大臣が可能だということを認めた上で議論を進めさせていただかなければいけないということであります。このことを踏まえて御答弁をいただきたいと思ひます。

昨日も同僚の水岡議員から、いわゆるところの武器等防護に関する質問がありました。裏口入学という言葉を使いました。集団的自衛権の行使という大きな事柄、あるいは衆議院の議論で憲法問題が起因をいたしました。それから、今回の安全保障法制を議論するに当たって、新三要件、こういう重要なキーワードもありました。

安倍総理は様々な表現を使いますが、木を見て森を見ず、こういう言い方あります。しかし、今回、この十一本の法案の中に様々な事柄が

隠されているとするならば、ある有識者は私にこういう言い方をいたしました、木の葉を隠すなら森の中に。これだけ十一本の法案があると、何がどこに隠されているのか分からない、これが今回の法案の大変難しいところであります。

なかなか真理が分からないわけでありますけれども、少しずつひもをいいてまいりたいというふうに思っているところであります。

この武器等防護、アメリカ合衆国に対してもこれができるようにいたします今回の法改正であります。この必要性について、簡潔に御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) 小川委員もかつて防衛副大臣をされまして、我が国の安全保障、これに貢献をされたわけでありますが、やはりこういった現状におきまして、あらゆる事態に切れ目のない対応をしてしっかりと国を守るといふことを行う上において、まだまだ法律を見直して整備をしなければならぬところがございます。

その一つがこの九十五条の二でありまして、これはあくまでも米軍等の武器等に対する武力攻撃に至らない侵害に対応するためのものでございまして、現在は自衛隊の武器、兵器のみが対象になつておりますけれども、やはり、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事をしていられるというような米軍を始め、関係国がまさに我が国の防衛のために貢献をしているときに、日本は何もこれに対して防護をする必要がないということとは、現実的に現場の自衛官におきまして大変苦労をするところがございますので、そういうところをちゃんと対応するという趣旨で、九十五条二、これを提案をしているところでござい

ます。

○小川勝也君 先ほど来申し上げましたとおり、法律の立て付けではいろいろできることがあるけれどもしなないという事柄がたくさんあります。

今回のこの九十五条の二は、防衛大臣が指示を出すことになろうかと思ひますけれども、これは具体的に指示を出すことはありますか。

○国務大臣(中谷元君) 現在の九十五条も防衛大臣が指示を出しております。PKO活動にしても、我が国の警戒監視にいたしましたも、自分の国の武器を守るといふことにつきましては、法律で規定されておりますが、これ一つ一つ防衛大臣が指示を出すということでございまして、今回、日米の同盟関係におきまして、我が国の防衛に資する活動を行っているというような場合におきまして、いろんなケースがございますけれども、その都度都度、防衛大臣が自衛隊に対して、自衛官に対して指示を出すということでございます。

○小川勝也君 総理のこの委員会における様々なフレーズ、特に覚えております。安全保障環境の変化、それからどの国も一国のみならずその国を守ることでできなくなつてきている、あるいは切れ目のない防衛体制、それから相手の立場に立つて、こういうキーワードがあります。

すなわち、今防衛大臣が御答弁いただいたのは、日米安全保障条約及び抑止力の概念でいうと、基本的には日本がアメリカに守ってもらっている立場であつたけれども、今後、アメリカの要請と防衛大臣の指示があればアメリカの武器等を日本の自衛隊が守る、自衛官が守る、こういうこととよろしいでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) これまでも日米安保条約に基づいて日本の安全保障が実施されていたわけでありまして、これはあくまでも、やはり我が国が主體的に考えて日米間で協議をして実施してきたわけでありまして、今後もそのとおりでございますが、基本的にはこれは自衛隊と連携をして我が国の防衛に資する活動に現に従事をしていられるということが大前提でございまして、あくまでも主体は日本が判断することでもあり、またその目的というのは、我が国を防衛する、守っていく、この間の他国との協力関係をより緊密にするということが趣旨でございまして、日本が主體的に判断をし、また行動するというところでござい

ます。

○小川勝也君 先ほどの質問者は、最後に吉田茂元総理の防衛大学の卒業式でのいわゆるスピーチ

を例に取られました。私事でありますけれども、私も、様々な自衛隊の行事において、訓練をしつかりしていただきたい、いただいていることにより、我が国の平和が守られている、しかし活躍してほしくない、活躍させたくない、戦場に送りたくない、それは政治の役割だと私も申し上げております。これは大臣も同じだと思います。

しかし、防護という言葉はファンタジーではありません。危険だから防護する、武力行使に至らないというのは誰が決めたんですか。ということでは、もし日本の艦船が、イージス艦でもいいです、アメリカの船、これは空母でもイージス艦でもいいです、日本のイージス艦が反撃能力をもつて、アメリカの艦船が撃たれたときに私たちの船が武力行使をするということが防護じゃないですか。これは認めてください。

○国務大臣(中谷元君) 武力行使というのは、国や国に準じるものに対する、組織的な武力攻撃に対して、こちらで武力行使をもつて、自衛権をもつて対応するというところでございますが、それに至らない場合における武器使用というのがございます。またPKO活動もございますけれども、こういった場合に安全を確保する上においての武器使用という観点でありまして、この九十五条の二というのはまさに武器の使用という分類にございます。

空母とかイージス艦が守られるかという話もございましたけれども、ミサイルで撃たれるというだけ、米艦の危険な状況ではなくて、あらゆる事態がございまして、そういった事態に対して米艦をこの九十五条の二をもちまして対応するというところでございます。

○小川勝也君 日本の艦船がアメリカの船を防護する、そのときにどういう攻撃がアメリカの艦船に来るかは防衛大臣の希望どおりには来ないんです。潜水艦から魚雷を撃ち込まれたらどうするんですか。我が国のイージス艦からアスロロックミサイルを発射するんですよ。ちゃんと答弁してく

ださい。

○国務大臣(中谷元君) まず、自衛隊法の九十五条で対応いたしておりますが、これは条文中、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定をいたしております。条文中も、国又は国に準じる組織による戦闘行為に対処して警護や武器を使用することがない、すなわち武力の攻撃に対応するものではないということを確認しております。その範囲内でございます。

これはやはり大臣として通常の任務を与えておりますので、その範囲の中におきまして、現場で対応する自衛隊の部隊、これが判断をして対処をする、警護をするということでございます。

○小川勝也君 先日総理が来られたときに、米艦防護の議論をさせていただきました。その次の日、私と総理のやり取りを受けて、防衛大臣と自民党の質問者で、イージス艦が一隻で来ることもあり得ると、日本の船が守ることもあり得るとわざわざ答弁しました。

それから、防衛大臣が希望に思っている状況でアメリカに対する攻撃が行われるわけでもありませんし、防衛大臣が望むタイミングで攻撃が仕掛けられるという保証はどこにもないんです。いつ、どのようなときに攻撃を受けても攻撃を仕返す、それによって防護をするということが武器等防護じゃないんですか。ですから、きちっと認めていただかないと次に進めませんよ。

アメリカと日本の船が共に行動していて、アメリカの船が攻撃を受けて、魚雷です、そして日本のイージス艦にだけ反撃能力がある、私たちのイージス艦はすぐさまアスロロックミサイルを発射してその潜水艦に武力行使をしないと、防護することにはならないんじゃないんですか。

○国務大臣(中谷元君) 法律の内容にいたしまして要件にしまして、武力行使を伴うものではないということ、事前にも米側にもう既に説明をいたしておりますし、こういう任務を行う場合には当然米側と調整をし、また米側の行動等も把握

をした上で対応するわけでございますので、あくまでも法律の範囲内におきまして米側を、米国等を防護するということになるわけでございます。

その上で申し上げますと、九十五条の二の武器使用につきましては現行の九十五条と同様でありまして、武器等の撤退によってその防護が不可能である場合等、他に手段のやむを得ない場合でなければ武器を使用することができないこと、また、防護対象の武器が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止をし、また逃走した場合には、武器の使用ができなくなることも、また、正当防衛、緊急避難に当たる場合でなければ人に危害を与えてはならないことなどの要件が満たされなければなりませんので、警護を要請する米軍等に対しては、これらの武器使用の要件を事前に十分説明をしまして、これらに合致しない場合に自衛隊が武器を使用することにはならないということに対しては理解を得るということ、そういう前提で警護の実施をするということでございます。

○小川勝也君 質問者の予定どおり、どつぽにはまってくれましたですね。

相手の立場に立つてというふうに総理が言っております。相手はどういう人に防護してもらいたいですか。攻撃を受けたときに、るる法律の条文に照らし合わせて、反撃ができるのかできないのか、あてもないこうでもない、考えている人を守ってほしい人はいません。

もし今大臣が答弁したとおりであるとするとならば、自衛隊法第九十五条に規定する武器使用の行使の要件、これは平成十一年のいわゆる特別委員会の理事會に提出した資料で、今まさに防衛大臣が言ったことです。二番なんて、これ大変なことですよ。こんなことをアメリカの艦船に言うんですか。恥ずかしくてこんなこと言えませんか。二番読んで、本当に退避、アメリカの船にしてくれと言えるところかどうか、答弁してください。

○国務大臣(中谷元君) これは、法律で定められたことは自衛隊はできませんので、この法律で提案したこと以外ではできないということでございます。

ます。

今から十四、五年前、九・一一が発生したときに、横須賀から空母が東京湾を出る際に自衛隊の船が横で伴走しました。それでさえ警護を行ったんじゃないかとかなり指摘がありましたけれども、今の状況はそれすらできないんですね。そういった平時における警護すらできない。

しかし、憲法の範囲内でできることはできないか、武力行使にならない範囲でこういった警護、対応ができないかということ、今回の法案を提案したわけでありまして、これは米側にもそのことにつきましては事前に説明をいたしておりますので、そういう前提で警護を行うということでございます。

○小川勝也君 警護じゃなくて防護の話でしょう。

それで、三番は何ですか、武器使用はいわゆる警察比例の原則に基づいて。日本のイージス艦がアメリカの船を守るときにどういう守り方をするのか。警察比例。この警察比例はどういうことですか。

○国務大臣(中谷元君) 現行法の九十五条と同様でございます。武力行使にならない範囲でございまして、そういう場合の武器使用等につきましては九十五条におきましては警察比例、この原則に基づくものとしたしております。

○小川勝也君 警察比例の原則は何ですかと聞いています。防衛大臣が命令を出すんですよ。そして、三番の警察比例の原則に基づいて武器使用しなさいと自衛官に命令するんですよ。警察比例って何ですか。

○国務大臣(中谷元君) 相手の武器使用に応じてこちらでそれに対応する武器使用を行っていくというところで、過剰にこちらから防衛とか警護をしないということで、一般的に警察比例ということを考えているわけでございます。

○小川勝也君 世界の国々があります。集団的自衛権や集団安全保障お互いの船を守り合う行動に出る軍隊や国があるかもしれません。

警察比例の原則に基づいて行動する軍隊は、ほかにどういふ国がありますか。

○国務大臣(中谷元君) 日本の場合は、憲法に武力の威嚇、こういった武力の行使、これはしないということまでございまして、我が国の対応等につきましては、法律で武力の行使については定められておりますが、それが行われる前の段階におきまして、自衛隊の活動、これが武力の行使とか武力の威嚇等によって新たな不測の事態が発生をすることがないようにというように、警察比例でというように定め、指示をしていることと

ございます。

○小川勝也君 全然答えになっていないんですけれども。

○国務大臣(中谷元君) 改めまして、その警察比例とは何かということで、これは、我が国として武力行使にならないために、自衛隊の活動に対してやはりこれは制限、制約を付けておかないと、自衛隊の判断によってこれ不測の事態が発生するということは、この武力の威嚇又は武力の行使につながるということにならないために、このようにいたしているわけでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めて。

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君) この武力の行使というのは国際的な法律、国際法に基づきますが、その前の段階で武器の使用というのは、他国も同じように相手に応じて合理的に対応しているという国がございまして、それはROEという交戦規定や武器使用基準、これで定められております。

我が国におきましては警察比例の原則ということで、その手段、態様は除去されるべき障害の大きさに比例しなければならず、選択可能な措置のうち必要最小限度にとどまらなくてはならないとする原則と言われております。

○小川勝也君 ということは、アメリカの艦船を防護して、いわゆる潜水艦からの魚雷が撃たれたら、警察比例で撃てるんですね、アスロクックミサイル。それしか防護したことにならないんです。これをやるのかやらないのか言つてくださいますか。

○国務大臣(中谷元君) この法律につきましては武力攻撃には対応できないというのは前提でございまして、それぞれ個別具体的なケースもございします。日米におきましては平時時から共同訓練等を実施をいたしております、いろいろなケースに対して対応できるように、そういった訓練をいたしておりますし、また当然、日米間で協議もするわけでありまして、あくまでも前提としては、もう既に事前に米側に日本の対応できることは伝えておりますので、その範囲の中での対応ということとでございます。

○小川勝也君 先ほど申し上げましたとおり、防衛大臣が希望するシチュエーションにだけアメリカの艦船は攻撃を受けるわけじゃないんです。どんな攻撃にでも対処できるということが防護であつて、こういうときはできる、こういうときはできない、こういうときはやりたくないというのは、防護するというふうには言わないんじゃないですか。

私がアメリカだったらそんな国に防護してほしくないけど、どう思いますか。

○国務大臣(中谷元君) 現在、法律がございまして、対応できないんです、今は。全く米側とも話ができません。

しかし、この法律ができれば、日本ができることについては具体的に米側にも話をするわけでありまして、米側にとりましては大変有り難いという存在になるわけでございまして、いずれにしても、この九十五条の二の内容に限って、その範囲で対応するということも米側に説明いたしますので、その範囲での防護をするということとでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○小川勝也君 防衛大臣が希望するシチュエーションで米艦がいわゆる攻撃を受けるわけではありませぬので、どんな場合でも対処できるということが防護するということになります。

ですから、アメリカの立場に立つて私が考えるとするならば、そんな都合のいいときだけ防護してくれる人に防護してはほしくない、そうじゃありませんかと大臣に問うています。

○国務大臣(中谷元君) 自衛隊は法律の範囲で対応し、防護するわけでございまして、防護をする米軍等に対しては、これらの武器使用の要件を事前に十分説明をして、これらに合致しない場合に自衛隊が武器を使用することはないと言つて理解を得ることになりますし、理解が得られていることが防護の実施の前提となります。

そして、実際の防護につきましては、自衛隊と連携して活動している警護部隊、対象の部隊と相互に緊密に連携を取ることになりますので、警護部隊の置かれている状況から武器の使用の要件が満たされているかどうかを主體的かつ適切に判断することが可能でありまして、要件を満たさない場合に武器を使用することはないということと米側にも理解をいただいているところとでございます。

○小川勝也君 武器を使用することができない場合があるということ自体が、私は防護をすることにならないのではないかとこのように言つています。都合のいいときだけ防護できるので防護するということにはならない、あらゆる面で防護ができるということが、私はその武器等防護に米艦あるいは米国の武器を加えることが成立するんだと思いますけれども、いかがですか。

○国務大臣(中谷元君) これは憲法の範囲内というところで法律を考えたわけでございまして、日本は武力行使をしてはならないという前提で九十五条の二というものを考えて提案をしているという

うことでございます。

○小川勝也君 実はできないんですよ。できないのにできるふりをしたい、これが法案の身です。

武器等防護の武器というのは何かといいますと、先ほども質問者が歴史を説明してくれました。いわゆるところの警察予備隊ができたときに、吉田総理とGHQから相談を受けた法務総裁は、何とかこの警察予備隊の枠組みをつくつた後、インタビューにこう答えています。このとき考えた予備隊の性格、内容は、警察の裏にいる強力な部隊で、相当高度な武装をしているものというもので、機関銃程度のものは持たなければいけません。これが武器等防護の武器です。

それから、その後、保安隊にも言及していただきました。保安隊になって、この武器等防護の原型がで上がります。これは残念ながら武器等防護ではありません。武器庫等防護です。保安隊ができたときに、保安隊と警備隊ができて、そこに武器弾薬を保管する、その場所をいわゆる保安隊の人たちが警備をし、武器使用が可能だというのがこの武器等防護の原型です。それを、事あるうに、アメリカの空母や船まで防護できるというのは法律に対する冒瀆なんです、これ。こんなふざけた法律でアメリカの船を守るんというのはおかしい。私は、もし内閣法制局がまともに機能していたら、こんな法案は絶対に通るはずがないと思う。

もう一個、捨てぜりふに言わせていただきますと、自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊、その他の外国の軍隊、その他これに類する組織を防護できるんです。我々の国は、日米同盟あるいはACSAを結ぶ諸国もあるかもしれませんが、しかし、無尽蔵に守れる武器等を増やしてどうするんだと、この法律は。法制局にまともな審査権限が、そして能力があるときには、私はこういう法律は出てくるはずなかったと思います。

それから、隣で隊長がうなずいてくれています、我々の国のイージス艦はすばらしい性能を

持っています。先日の委員会でも申し上げましたけれども、乗組員も指揮官もモラルも世界最高です。そして、武器も最高です。しかし、私たちの国、先ほど大臣が言っていたように、憲法があって、憲法の上に様々な法律が作られている。ですから、例えば、刑法、刑事訴訟法、それから軍法、軍事裁判、こういうことがないと武器使用も武力行使もできないんですよ。ですから、大臣は、これはなかなかできないことが多いというふうに言ってくれました。こんな未整備な法律の中で、自衛官に、アメリカの武器等を防護して万が一に裁かれるようなことがあったら、私は指揮官として、最高責任者として大変な責めを負うことに大臣がなるうかと思う。

ですから、私は、今回、この法律は武器等防護ができたらいなという願望ですよ、これは。こんな実態のない法律を出してきたんじゃ駄目なんです。十何本もまとめて、木の葉をこういうところに隠して、ずたずたの法案を出してくることは許されません。

私は、今回の安全保障法制は将来に禍根を残す、絶対に成立させてはいけないということを申し上げて、質問を終わります。

○大野元裕君 民主党・新緑風会の大野元裕でございます。

両大臣、連日お疲れさまでございます。今日も引き続き、我が国の喫緊の課題には応えず、領土、領海すらまともに守れないこの安保法制について質問をさせていただきたいと思っております。

なお、お疲れだと思いますが、是非、私が質問をするときには、秘書官の言葉ではなくて私の言葉に是非耳をお傾けいただき、真つすぐに質問にお答えをいただけますようお願いをさせていただきます。早速質問に入らせていただきます。

まず、外務大臣にお伺いをしたいんですけれども、これまで我が国は在外の邦人、この保護について、自衛権の名目で在外邦人の保護を実施した

り、あるいは在外邦人の保護のために自衛権の行使を主張した、こういったことがかつてあったのでしょうか、教えてください。

○国務大臣(岸田文雄君) まず最初に、結論から先に申し上げるならば、我が国として邦人の保護に際しましてこの自衛権を援用した事例、これは存在いたしません。

邦人を守るということ、これは政府にとりまして大変重要な役割であり、今回の法整備においても充実に図ったところでありますが、一方で、これは当然のことながら憲法上の制限が存在いたします。新たに設ける在外邦人の保護措置は、昨年のこれ閣議決定の中でも示されており、領域のこの閣議決定の中での武力の行使を伴わない警察的な活動として行うこととしております。領域国の同意がある場合に、その同意が及ぶ範囲、すなわちその領域において権力が維持されている範囲で活動する、これが前提であります。

したがって、警察権を援用したものではないということであり、先ほど申し上げましたように、今までも自衛権を援用したことはないということでございます。

○大野元裕君 ありがとうございます。質問したいのはそのうちの方向ではないんです。法制局長官にお伺いをさせていただきます。

ある国が公海上で邦人を乗船させた第三国の民間船舶に対し武器の使用を行った、ある国が公海上です、第三国の民間船舶、商船に乗っている邦人に武器の使用を行った、これは自衛権を行使するケースに該当するかどうか、イエスかノーかで結構でございます、お答えください。

○政府特別補佐人(横山裕介君) 御指摘の要件のみで、我が国として自衛権が行使できるとまでは言えないと思います。

○大野元裕君 ありがとうございます。大変簡潔な答弁、感謝いたします。

ている場合、ほのめかしている場合に、第三国の民間船舶に乗った邦人が攻撃された場合、我が国は自衛権を行使するケースに相当するかどうか、教えてください。

○政府特別補佐人(横山裕介君) 答えは先ほどと同じでございます。

○大野元裕君 全く同じ理解で私もでございます。そうすると、外務大臣、確認しておきますけれども、在外にいる邦人だとか、公海において助けを求めている、攻撃されている自国民保護、これを自衛権を行使して行うことは我が国の現在の法制上あるんでしょうか、教えてください。

○国務大臣(岸田文雄君) 在外として公海において自衛権を行使して邦人を守るというケース、先ほど法制局長官からの答弁の事例も含めまして、それは現状難しいと考えます。

○大野元裕君 法制局長官、もう一問、別なケースですけれどもお伺いしたいんですけれども、アメリカと交戦をしているある国があります、アメリカと交戦をしているある国があります。この国が公海において米軍の艦艇を攻撃しました。これを、自衛艦がこの米艦を防護するということは、一般論としてフルセット、フルスペックの集団的自衛権の行使と理解してよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人(横山裕介君) 新三要件に該当しない事態であるならば、それはフルスペックの集団的自衛権を行使しなければできないことであると思います。

○大野元裕君 それならば、このアメリカと交戦している国が日本に対して攻撃をほのめかしている場合、同じように公海において米軍の艦艇を攻撃したと、それに対して自衛艦が守るとい場合は、同じようにフルスペックの集団的自衛権の行使というふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人(横山裕介君) まさに先ほどお答えしたとおりでございます。新三要件に該当しないのであれば、それはフルスペックの集団的

自衛権の問題になるうかと思えます。

○大野元裕君 ありがとうございます。一番から六番までこんなにスムーズに進んだ委員会はこれまでなかったというふうに思いますので、しっかりと答えさせていただきに感謝を申し上げます。ここからなんです、大臣。資料があります。この配付させていただいた資料の二枚目を御覧いただきたいと思えます。皆さん、この二枚目です。ちょっと教えてほしいんです。一番左のケースというのは、武力攻撃が発生していない場合で、退避邦人が乗船するような民間船舶、あるいは単なる邦人でもいいです、乗船する民間船舶に外国軍が攻撃した場合には、これは自衛権の適用はできないんですね、先ほどお話があったとおり。今二つ目、法制局長官からありました。この一般的に公海で米軍が攻撃をされているときに外国軍から攻撃を受ける、そのときにはフルスペックの集団的自衛権だということに言われました。

ところが、この一枚目に戻ってほしいんです。これ、さんざん安倍総理が出してきた邦人輸送中の米輸送艦の防護、これは子供やお母さんが乗っていて、米艦、アメリカの輸送艦なりアメリカの軍艦、乗っている船、これが攻撃された、これを自衛艦が守るケース。これは、たしか集団的自衛権行使の必要なケース、あるいはこれがなければ守れないというふうな御説明をさんざんいただいたケースだと私は思うんですが、もう一度二ページ目に戻ってください。

一番のケースは自衛権には当たらない、二番のケースはフルスペックの集団的自衛権、これとこれを足したものが一番右、退避する邦人が乗船する米軍に対する外国軍のケースなのに、なぜこれが集団的自衛権の新三要件に当てはまる限定的な集団的自衛権の行使に当たるのか私には到底理解ができません。つまり、誰に対してこれは集団的自衛権の行使、対象として、誰に対して立

法事実があるのか。邦人保護のケースだとすれば、これ自衛権行使ですらないんですよ。あるいはアメリカ軍に対する攻撃であるとすれば、こ

れは限定的集団的自衛権の行使では一般論としてないんですよ。

防衛大臣、お伺いします。

このケース、お分かりになりますよね、一と二を足すと三になる。つまり、今まで事例の八とおっしゃって、与党の協議でも御党が恐らく公明党さんに説明されたケースだと私は理解をしておりますけれども、このケースはどういう理解で存立事態が構成されるんでしょうか。邦人が攻撃されるからでしょうか、それとも米軍が攻撃されるからでしょうか、教えてください、防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機事態の認定というのは新三要件でございまして、すなわち、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況ということでございまして、このような場合に新三要件という厳格な要件の下でやむを得ない自衛の措置として武力攻撃が許容されるということで、この右側におきましては、そのような存立危機事態が発生した場合に限定的な集団的自衛権の行使がし得るということでございます。

一枚目の絵との関係におきましては、これを、こういった限定的な集団的自衛権の説明をする際に、現状におきましてはこういうケースにおいては邦人を保護することはできないということでございますけれども、今回こういった法律の対応をした場合に、それが存立危機事態と認定をされれば可能になってくるというような説明のために使われた資料でございます。

○大野元裕君 現状におきましてできません、そこは分かりました。現状、そうですね。他方で、これ新三要件に該当すればという話ですが、我々ずっと納得していないのは、新三要件に該当するケースがあるんですかというケースを、実はホルムズ海峡の場合も、それから米艦防護の場合も、この女性や子供を乗せた場合も、議論をさ

せていただいているんです。

私、分かりやすく書きました。新三要件になぜ該当するのか。該当すればじゃないんです、なぜ該当するかについて、このままだに示された例が該当するというのであれば、これ邦人が民間船舶に乗っている、これが攻撃されたときに、仮に我が国の存立が根底から覆されるのか、これ、疑問が付きまします。真ん中のケース、米軍が攻撃を公海で受けたときに要請があつて我が国が対応する、これは一般論で言うところと限定された新三要件には当たらないような気がするんです、だからこそ、これとこれを足したケースではどうして限定的な集団的自衛権行使を可能にする新三要件に当たるといふことを聞いておられるわけで、当たるといふことは一切聞いておりませんので、どうして当たるといふかをもう一度明確に御説明をください。

○国務大臣(中谷元君) ちょっと質問の趣旨、十分理解しておりませんが、要するに、右の端の該当するケースといたしましては、新三要件を満たした場合でございまして、邦人が乗っているのか乗っていないのか、そういった事例もございしますが、邦人が乗っていないからといって存立危機事態に該当するということは決してないわけでございます。存立危機事態に該当するか否かを判断するに当たりましては様々な要素を考慮して総合的に判断することを申し上げているところであります。それに該当する場合であれば、一ページ目のように邦人を乗せている艦艇、これを防護することができるといふ説明をしているところでございます。

○大野元裕君 該当する場合であればではないんです、大臣。なぜ該当するかを聞いているんです。それだけで、私が聞いているのは、是非、そこだけで結構ですから、お教えください。

○国務大臣(中谷元君) 邦人を乗せた米国の艦艇が武力攻撃を受ける事例につきましては、我が国近隣で武力紛争が発生をし、米軍も武力攻撃を受けております。攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない、このような状況において

は、取り残されている多数の在留邦人を我が国に輸送することが急務となっておりまして、そのような中で在留邦人を乗せた米船舶が武力攻撃を受けるような明白な危険がある場合には、状況を総合的に判断をして存立危機事態に当たり得るといふことを説明をさせていただいているところでございます。

○大野元裕君 先ほどの答弁で、邦人が乗っているやうがいまいが、いることは関係ないとおっしゃったじゃないですか。今おっしゃったのは、邦人が退避する場合にそれを総合的に判断してと。どつちの答弁が正しいのか、もう一度整理して答えてください。

○国務大臣(中谷元君) お話をさせていただいたように、存立危機事態に当たるといふことがポイントでございまして、今御説明をいたしました……(発言する者あり) 在留邦人を乗せたケースにつきましては今説明をしたとおりでございます。それ以外のケースもあり得るといふことを説明させていただいたましたが、在留邦人を乗せた船舶の、米国の船舶が武力攻撃を受ける事例につきましては、ただいま説明をしたような状況でございます。

○大野元裕君 まます私、分からなくなってきました。

邦人が攻撃されている場合、邦人だけでは、自衛権、これ行使すらしないうわけですよ。そこはそれでよろしいですよ。

それで、乗っているやうがいまいがという話で、御説明しましたと言われても、邦人が退避することについて、私、まともな説明を聞いたようには思えないんです。

その上で、改めてお伺いしますけれども、邦人が、退避する邦人が米軍の軍艦に乗っている、これについて、どが存立危機なのか、どが明白に根底から覆される危険に当たるといふのか、教えてください。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機に当たるといふかというところでございまして、その邦人を乗せた

ケースにおきましては、まず近隣で武力攻撃が発生、そして米軍も武力攻撃を受けておる、そして言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない、そのような状況において、取り残されている多数の邦人を我が国に輸送することが急務になると。そのような中で、在留邦人を乗せた米船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合は、状況を総合的に判断をして、存立危機事態に当たり得るといふことを説明をしているところでござい

ます。総合的に判断してということにつきましては、果次説明をしているように、相手国の意思とか、また場所とか、また我が国が武力攻撃を受ける蓋然性とか、国民が受ける被害の重大性、深刻性、こういうことを総合的に判断をして、存立危機事態に当たり得るかどうか、これを判断するわけでございます。

○大野元裕君 全く分かりません。

大臣、我が国が攻撃を受ける、そのまま放置すればですよ、攻撃を受けるかもしれない、我が国に対するその攻撃をほめかす、あるいは、つまり、存立が根底から覆されるような事態がある、これが例えば朝鮮半島で起こっていると。これをもつて存立危機事態に実は今認定されているんじゃないんですか。それで、邦人がそこから来るかどうかというのは実は関係がないように私には聞こえるんですけど、ちょっと整理してくれ

ますか。邦人なのか、それとも、向こうのかなたで起こっている、朝鮮半島で起こっている事態が存立危機を構成しているのか、どっちなんですか、教えてください。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機事態を認定する、判断するに当たりましては、様々な要素を考慮して総合的に判断をするということをお願いしているところでありまして、その判断要素を一つだけ、一つだけ取り出して、それだけで存立危機事態には該当しないというのは当たり前のことでありまして、我が国近隣における武力紛争の発生

といった前提条件がなければ、米船舶による邦人の輸送を行うこともないし、また、一連の事態の一部だけ取り出すのも現実にはそぐわないということでありまして、先ほど説明をした事例につきましても、我が国に対する武力攻撃が発生をしていないというところで、これまでの憲法解釈では邦人を乗せた米船舶を守ることができませんということ、それでよいのかというのがそもそもの問題意識であつたわけでございまして、それが可能になるケースとしては、先ほど説明をさせていたいただきましたけれども、総合的に判断して存立危機事態に該当するということになりましたら、こういった救出が可能になるということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君) まず、この例は、我が国に対する武力攻撃がなければ、こういうケースではできませんという例でございます。

じゃ、どういう場合でできるのかということにつきましても、まず、近隣で武力紛争が発生をする、また、我が国も武力攻撃を受けている……(発言する者あり) 間違えました、訂正します、まず訂正します。

まず、我が国近隣で武力紛争が発生をし、米国の武力攻撃を受けていると、攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない。このような状況においては、取り残されている多数の邦人を我が国に輸送することは急務になりますので、そのような中で在留邦人を乗せた米船舶が武力攻撃を受けるような明白な危険がある場合は、状況を総合的に判断して、存立危機事態に当たり得るということを示したわけでございます。

○大野元裕君 分かりませんけれども。

ただ、多分、大臣のおっしゃりたいことをそんたくすると、要するに在留邦人関係ないということですよ。要するに、その邦人、そうですね。

それでよろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) 先ほどお話をしたとおりでありまして、存立危機事態に該当するかどうかにつきましては、個別具体的な状況に即して全ての情報を判断するというところでございまして、これは分かりやすく説明をする一例として、あえて邦人を乗せた米艦艇による輸送の例を示しているところでございますけれども、これにつきましては、米艦艇による輸送の例において、御指摘のように邦人が乗っていない、乗っていないからといって存立危機事態に該当することは決してないということでございます。

これは先ほど……(発言する者あり) 該当することは決してないというものではありません。

○大野元裕君 存立危機事態に、もう一度聞きまされども、米艦に乗っている邦人の有無、存在の有無というのは関係ないですね。そこを確認させていただきます。

○国務大臣(中谷元君) まさに、こういうこともできなくていいのかということを示した図でございます、それはケースとして。

存立危機事態に該当するか否かを判断するに当たっては様々な要素を考慮して総合的に判断することをおし上げておきまして、米艦艇による輸送の例において、御指摘のように邦人が乗っていないからといって存立危機事態に該当することは決してないというのではないということでございます。

○大野元裕君 だから国民に分らないんですよ、総合的にというのは。このケースを私はなるべく簡単に分解して説明させていただいたつもりなんです。

そんな中で、この米艦に乗っている邦人は存立危機事態とは関係がないということですよ。すね。イエスカノーかでお答えください。

○国務大臣(中谷元君) 総合的に判断をするということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こして。

○大野元裕君 大臣、もう一度伺いをします。例えば朝鮮半島等で起こっている情勢で、それによって我が国の存立が脅かされているような場合に、邦人を送る、輸送するという話をされました。輸送する艦艇に対するという話をされました。ということは、邦人は関係がなくて、存立事態の危機が起こっているのは、かなたで起こっている事態なんですね、邦人は関係ないんですね。それについて、三度目の質問です、明確にお答えください。

○国務大臣(中谷元君) 邦人が乗っているか乗っていないか、これは絶対的なものではございません。また、この例も、これすらできなくていいのかというのを示した事例であります、総合的に判断すること、邦人が輸送されているということは判断の要素の一つではございますが、絶対的なものではございません。

○大野元裕君 ということは、これまでの議論を総合すると、要するに女性や子供を乗せた米艦は守れない。これ聞いた瞬間、私もかわいそうだと思います。在外に私もいました。法的な議論を他方でしてみると、女性や子供がいるのは邦人、これが米艦艇に乗っているかどうかというのは絶対的な条件ではない、関係がない。女性や子供を使つて国民感情に訴えて法的な立憲事実を覆い隠すって、これはとんでもないことじゃないですか。

我々は、議論として、存立危機事態があるときに、日本が、存立が根底から覆される、これでは多分ありだと思えます。それに基いてきちんとした議論をしたい。にもかかわらず、そうやって感情に訴えるようなことをすれば、私は、真摯に立憲事実を示して国民の理解を得るという政府が取るべき態度とは全く違うと思えますよ。

政府の説明がおかしいことが国民に理解されて、実はこれ、国民に対する安保法制、理解が進んでいないんじゃないかと、国民が理解すればする

ほど疑問量が増えてしまう。こういうことになりかねないではないですか。

私は、私なりになるべく分かりやすく説明をさせていただきました。その結果、先ほどおっしゃった在外の邦人を守ろうと、そこから発想が出てきたとおっしゃいましたけれども、実は日本人の命すら、守るとおっしゃった七月一日の総理のあの御発言とは懸け離れたところ、若しくは関係がないところに行っていると言いかないじゃないですか。

最初、冒頭申し上げました、我が国の領土、領海すら守れない、領域警備法すら入っていない、切れ目のない法制とは大違いのものが、今度は日本人の命というところではなくて全く関係のないところの議論になってしまった。これでは私は、安保法制と呼んで信頼のできる議論をするということとは相当、程が遠いと言わざるを得ないということをおし上げて、午前中の質疑は、委員長、終わらせていただきたいと思います。

○委員長(鴻池祥肇君) 午前の質疑はこの程度といたします。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開会

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまから我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、大沼みずほ君が委員を辞任され、その補欠として舞立昇治君が選任されました。

○委員長(鴻池祥肇君) 休憩前に引き続き、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大野元裕君 民主党・新緑風会の大野元裕でございます。

午前中に引き続きまして、我が国の領海及び領域すら守れない、その法律でございましたが、日本人の命どころかそれを引き合いに出す、そういう法律であることが午前中明らかになりましたので、僅か十六分ではございますが、改めてお付き合いを賜りたいと思っております。

午後でございますが、先般、本委員会、我が党の小川勝也委員の質問に対し、総理は、米国のイージス艦が単独で行動するか否かということにつきまして、二回にわたって、日本の防衛に大きな支障が出てくるこのイージス艦につきましては、単騎、これは単独ということだと思っておりますが、単騎ということについては想定はこれはなかなかし得ないという御発言や、あるいは、米艦艇が単独で行動することはあり得ない、こういう御発言をされておられます。

その翌日の五日、中谷大臣は、これ答弁読むとよく分からないんですが、警戒監視に当たっては、その任務の内容又は海域における状況によりまして、単独で航行することもあれば複数で航行することもあり得るものでありまして、米艦艇が単独で行動することはあり得ないとは言えないものと考えますというお話をされておられます。

これは、総理の御発言を大臣は否定をされて、複数でしか行動しないと、こういう趣旨であるかどうかをまずは確認させていただき。

○国務大臣(中谷元君) 総理の御発言は単独で来援することについて言われたような気がいたしますが、単独で警戒監視を行ったり、また訓練等につきましても自衛隊と行動を共にするというようなことで、私はあり得ないことはないというふうな思っております。

○大野元裕君 若干これ私の理解が違うのは、総理の御答弁を読ませていただくと、「もちろん、単騎ということについては、これは今明確には申し上げませんが、想定はなかなかし得ないの

ではないか」「詳しい言わば何隻体制ということについては、これはオペレーションに関わることでございますから申し上げることは控えさせていただきます」。来援するだけではなくてオペレーションの話をしている、単騎は想定しにくいとおっしゃっていらっしゃるんです。

ということは、総理大臣のお話と防衛大臣の話は、私は違うのではないかとと思うので、どちらかということこそ是非統一していただきたいんですけれども。

○国務大臣(中谷元君) 八月四日の御質問につきまして、我が国有事、また我が国近隣有事を念頭に置いたものであったと。したがって、総理が米イージス艦が単独で来ることはないと述べましたが、この趣旨は、米軍が日本防衛また我が国近隣の事態等に対処する場合には、通常は単独で行うことはないと考えてございます。

その上で申し上げれば、米軍が武力攻撃を受けているような状況において、米軍はその対処に全力で当たっている一方で、日本のために警戒監視等の活動を行う場合におきましては、その任務の内容、また海域における状況によりまして米軍イージス艦が単独でも航行することもあり得ると私は答えたいわけでございまして、総理は、米艦はイージス艦を多数保有しているが、様々な事態が同時に生起することもあり、我が国の高い能力を持ったイージス艦部隊等が協力して米艦を守るといふことは十分にあり得るとも述べております。

○大野元裕君 通常は単独ではないという、そういう今お話でございましたが、ということの意味しているというふうにおっしゃいましたが、総理は想定し得ない、なかなか想定し得ないというふうにおっしゃっているんですね。ここはやはり私、相当そこがあると思うんです。

短い質問なのでこれ詰めませんけれども、是非、これはこれから議論を深める上で大事なポイントなので、委員長にお願いをさせていただきたいんですが、この点については政府の統一見解を

出していたくように求めたいと思います。

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまの件につきましても、後の理事会に諮ることといたします。

○大野元裕君 その上で、総理と防衛大臣の答弁の、これなぜ重要かという、いわゆるBMDイージス艦、つまり弾道ミサイル対処のイージス艦、これ確かに低い高度でやってくる巡航ミサイル等にはとても弱いというふうにも言われていますよね。そういった中で、弾道ミサイル対処を現に行っているBMDイージス艦を巡航ミサイルや魚雷から守る、他の米艦艇がそばにいない、こういう場合には、政府の言う新三原則、このほかに選択肢がない、そういう可能性も高いのではないかと、そういった議論に多分つながるのでこの議論が重要なのではないかと私は思っているんです。

そこで、法制局長官にお伺いをいたしますが、仮に自衛隊、自衛艦が集団的自衛権を行使してイージス艦を守る、こういうケースについて、代替選択肢、つまり、米のイージス艦、アメリカの弾道ミサイル対処を行っているイージス艦の周りにアメリカ独自で守るような手段がある場合には、この代替選択肢が必要ではない、代替選択肢がないとは言えないので、イージス艦を我が国として自衛艦が守るといふことは必要がない、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 御指摘の点は、集団的自衛権、限定的でございすけれども、集団的自衛権を行使、そもそも行使し得るかどうかという問題というよりも、実際にその行使している場面において、どこにその資源を振り向けるかという問題ではないかと。その意味で、手薄なところに自衛艦が護衛に回るといふことはあるんじゃないかと思えます。

○大野元裕君 済みません、法制局長官、これ私は立法の話をしているんですけれども、資源を振り向けるために薄いとところに日本が行くという、こういう新三要件だったんですか。これ初めて私聞いたんですけれども、そういう理解でよろしいんですか。もう一度確認させていただき。

○政府特別補佐人(横島裕介君) その新三要件に該当するかを、米国のイージス艦が何隻来ているか、その周辺に米国の護衛艦がどれだけ警護しているかということを決まるわけではないというのを申し上げた上で、先ほど申し上げましたのは、我が国としてその新三要件を満たしたという認定をして限定的な集団的自衛権を行使している場合において、その米艦の防護というものがどういうふうに行われるのかということをお答えしたものでございます。

○大野元裕君 全く答弁、私の質問と違います。私は、認定されて集団的自衛権を行使している場合に、他にイージス艦を守る船舶、艦艇がいる場合など一度も聞いていません。新三要件を当てはめて、自衛隊が集団的自衛権を行使してこのイージス艦を守る必要が、代替選択肢がある場合には、ないということ、理解でよろしいかというのを聞いていたので、あらかじめ認定をして新三要件を適用した場合とは一度も聞いておりません。是非お答えください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) その米国のイージス艦がどのような状況にあるかということだけでその新三要件に該当するか、そもそも第一要件に該当するかを始めて、第二要件も含めてでございすけれども、それに該当するかということとを判断するということは難しいと思えますので、それだけの仮定を前提にしてお答えすることは難しいと思えます。

○大野元裕君 私は限定した条件の中でお伺いをしております。なぜならば、この国会審議を通じて国民にも御理解をいただく必要があるからであって、代替選択肢がある場合には新三要件が適用されない、つまり、イージス艦を自衛隊として集団的自衛権の行使をして守る必要はないということでもよろしいですかと聞いていますのですけれども、それにも答えていただけないんでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) イージス艦だけの、御指摘のその与えられた条件のみで判断することは難しいということをおっしゃっているわけで

ございます。

○大野元裕君 ちよつと待つて下さい。だつて、総理がずっと言っているんです。イージス艦がミサイル対処を行っているときに、これイージス艦の話しているんですよ、そのほかの話していません。それで国民を納得させようとするのであれば、私がイージス艦を主語にしてしゃべるのは当然の話じゃないですか。

だとすれば、このイージス艦が、ほかにアメリカ自身が守る代替選択肢がある場合に、新三要件を適用して集団的自衛権の行使を適用して自衛艦が守るという必要はないんですねということ、これ三回目、四回目かな、お伺いしますけれども、是非お答えいただきたいと思います。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 一般論として、この新三要件の第二要件についてのお尋ねとして理解いたしますけれども、第二要件におきまして他に適当な手段がないという意味は、我が国として武力の行使をするということが万やむを得ないというか、武力の行使以外に選択肢がないということの意味しております。(発言する者あり)

(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。
○政府特別補佐人(横畠裕介君) すなわち、アメリカのイージス艦自身が米国の艦船、艦艇によって十分防護されていると、そういう状況の下であるならば、三要件に言う第二要件として、我が国として武力を行使するという必要性というか、そのところまではないという場合もあるということとを先ほどお答えしたつもりでございます。

○大野元裕君 ないという場合もあるというのは、ちよつと私には、先ほどから二重否定も、大臣もそうですけれども、よく分からないんですが、要するに、代替選択肢があるときには必要がないと、そういう御答弁だというふうに理解をさせていただいて、前に進めますけれども、

日本のミサイル防衛、弾道ミサイル防衛について

て申し上げれば、これは日本の防衛の一角、これが非常に重要である。そのイージス艦がもしも破壊されれば、日本の言わばミサイル防衛、つまり日本防衛に大きな支障が出てくる、それはまさに日本の存立が脅かされる、これは総理の答弁でございます。

だとすると、これは防衛大臣にお伺いします。弾道ミサイル防衛対処能力がないようなイージス艦があります。それは、私、三枚目のところに書かせていただきましたが、CEC艦、これは大臣御存じでいらつしやいますよね。例えばベイスライン9Aを積んだチャレンジャービルというCG62ミサイル巡洋艦がそうですけれども、これ、弾道ミサイル防衛ができる船ではありません。だとすると、この船についても守る必要はないということ、大臣、それはよろしいですか。

○国務大臣(中谷元君) このCEC艦の機能を有するイージス艦は、射撃指揮に使用可能な精度の高い探知・追尾機能をリアルタイムで共有することによりまして、経空脅威に対して部隊間で共同対処、交戦することが可能となっているもので、承知をしております。

BMD機能を有するイージス艦は、飛来する弾道ミサイルを大気圏外において迎撃することが、対処が可能であるということでもあります。

それに加えて、防空能力とBMD能力を両立したいわゆるIAMD、統合防空ミサイル防衛機能を有するイージス艦は、BMD対処中においても自艦を防護する能力が向上するものと承知をしております。このIAMD機能は、最新鋭のイージスシステムであるベイスライン9の搭載を前提にしているものと承知をいたしております。

このように、米国のミサイル防衛におきましては、それぞれの艦艇の機能が相まって対処しているわけでございます。単にBMD機能が付いている艦艇のみならず、御指摘のようなCEC艦等も関連をするものとして、私の認識といたしましては対象になるというふうに思っております。

○大野元裕君 ということは、BMD、要するに

弾道ミサイル対処の一角を構成しているイージス艦というこの総理の御説明は、そうではない、つまりそれに伴っているリーダー能力やあるいは防衛能力、これも全て構成するとすると、これは総理の答弁とちよつと違うんじゃないんですか。ちよつとお願ひします。

○国務大臣(中谷元君) 私はそういうこともあり得るということでございますが、ただ、米国の行動等におきましてはそれぞれオペレーションに伴っているような組合せもございますし、我が国のミサイル防衛等につきましては体制もそれぞれ違っているわけでありまして、通常は、平時におきましてはアセット防護という形で自衛隊は米国防護するわけでございますが、実際、まずは警戒監視等におきまして、そういう関係におきまして日米間で協議をした上で防護をしよう。存立事態等に関しましては、それぞれの事態を認定するということでございます。

○大野元裕君 何かおっしゃいましたが、私には分かりませんでした。
日本の弾道ミサイル防衛の一角である米艦という答弁と違うんじゃないんですかと聞いているんです。

○国務大臣(中谷元君) 総理は日本の弾道ミサイルを担うものの一環であるということ、含まれると私は認識をいたしております。

○大野元裕君 もう時間がないので、そうだとすると、例えば韓国にあるTHAADに伴うレーダーなども実は朝鮮半島からのミサイル防衛には極めて重要だと思ひますし、あるいは、もしもそれが連関しているとしたら、単独で行動しているイージス艦というのはどこに入ってくるのか、例えばですね。あるいは、数年後にはSPY6というレーダーが配備をされます。そうすると、今飛翔体二百個ぐらいしか見られないんですが、千二百個に拡大をしていきます。そうすると、能力の向上に伴って必要なものは相当変わってくると思ひます。

そうだとすると、単純にイージス艦がこれを攻

撃されれば、それは我が国にとつてミサイル防衛の一角を崩されたとは言えなくなつてしまひますし、この話については是非しっかりと私は議論をさせていただきたいと思ひますし、今日の議論を通じて、集団的自衛権を行使するときの三つの例、ホルムズ海峡、それから午前中の事例の八番、そしてそのイージス艦、この三つのうちの、まあホルムズ海峡は青息吐息ですけども、今日、二番目の例については日本人は関係ないということがありました。今後、イージス艦についてもしっかりと詰めさせていただくことをお約束をして、私の質問とさせていただきます。

○大塚耕平君 民主党の大塚耕平でございます。委員長におかれては、本日も御指導よろしくお願い申し上げます。両大臣もよろしくお願い申し上げます。

大野議員の質疑を聞いておりまして、邦人が乗っている艦船等に対してどう対応するのか、この問題を少し私も質問させていただきたいと思ひます。

といいますのは、予算委員会、おとしから何回かにわたつて、特に岸田さんはずっと在任しておられますので、議論をさせていただきまして、その議論の経緯も踏まえると、今の質疑を拝聴していると、改めてちよつと確認をさせていただきたい点がございます。

まずは、外務大臣にお伺ひしたいんですが、国際法上の国家の三要素、以前もお伺ひしましたが、改めて御発言いただきたいと思ひます。

○国務大臣(岸田文雄君) 国家の三要素、国民として領土とそして主権、この三つだと思ひます。

の「我が国を防衛するため」の「我が国」は、国際法上の国家の定義に照らせばそこには当然国民が含まれているので、時と場合によっては防衛出動するべきではないですかということを申し上げた記憶がございます。

それに対して、それはできないという趣旨の御発言であったので、大変驚きましたし、擦れ違いもあったまま終わっているんですが、先ほどの大野議員と中谷防衛大臣の質疑を伺っていると、要するに、存立危機事態、これは、我が国の国民が乗っている船が危機に瀕するだけではなくて、それとは別に存立危機事態の要件に当てはまる事態が生じていないと要は防衛出動できないということをおっしゃったわけですね。防衛大臣にお伺いします。

○国務大臣(中谷元君) 要素の一つでありまして、累次説明をいたしておりますけれども、相手国の意思とか能力とか場所とか、またその推移とか、また我が国に及ぼす蓋然性、そして我が国民が被る、犠牲を被る深刻性、重大性などを総合的に判断をいたしまして、武力攻撃に対する判断を行うということでございます。

○大塚耕平君 大野議員が御提示くださった資料をちょっと使わせていただいて恐縮なんですけど、大野議員の資料の二枚目の左側の事例に、昨年六月六日の外務省の局長の答弁がございます。私自身はこの答弁的な認識を持っておりまして、先ほど来あるいは予算委員会での質問につながっているわけなんです。つまり、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると判断された場合には、個別的自衛権の発動もあり得ると。これ、一般論としては私もそうあるべきだと思えますし、この答弁で安心をしております。

ただし、ここで言う組織的、計画的というのは、例えば国民の皆さんが千人とか二千人乗っている一般の民間の客船であったとしても、これが襲われるという事態が明々白々になり、かつ警察能力では対応できないということが明らかにになれば当然防衛出動の対象になるという私は理解でございます。

るんですけども、そういう理解でよろしいですか。防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) 我が国に対する武力攻撃というのは、基本的には我が国の領域に対する組織的、計画的な武力の行使をいうものと考えておりまして、単に在外邦人、これが攻撃されたからといって直ちに我が国に対する武力攻撃が発生したとは言えないと考えておりますが、特定の事案がこれに該当するかどうかにつきましては、個別の状況に応じて判断すべきものでありまして、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難でございます。

定義をいたしましては、先ほど外務省の局長がお話をいたしましたように、我が国に対する組織的、計画的な武力攻撃ということで、我が国といえますと、外務大臣が御答弁をしたような三要素なども含まれるのではないかと考えております。

○大塚耕平君 確かに、これが日本のかかなり遠隔地で邦人の乗っているらしい客船等がそういう事態になったときには、当然、当該海域の国々の警察とか、あるいは何らかの対応を期待をしたいところなんですけど、当然、自衛隊がそんな遠くまで行けませんし、一般に海外派兵は禁止されているとずっと言っておられるわけですか。

しかし、先ほど来の事例は明らかに日本近海を想定した事例でありますし、総理も日本近海を想定した事例を絵に示しておられるわけですね。日本の領海及び領海に接続する近海において、邦人が大勢乗っているような客船が警察能力だけでは対応できないような危機に瀕した場合に、防衛出動しないんですか。しない場合もあるということをおっしゃっているんですか。そこをちょっと聞かせてください。

○国務大臣(中谷元君) 武力攻撃に至るようなケースにおきましては、そういう事態であるかどうか、それを総合的に認定をするということですが、存立事態につきましては、個別具体的な状況に

おいて、政府が全ての情報を総合的に、客観的、合理的に判断する必要があるため、一概にお答えすることが困難であります。午前中、大野委員にお答えしたようなケースにおきましては、邦人を乗せた米国の船舶が武力攻撃を受けるようなことは十分に想定をされるというようなことでございます。

○大塚耕平君 委員長にお願いを申し上げたいんですが、今回の法案は、テロなどにも対応することを想定しつつ、まさしく現下の我が国の置かれている状況に現実的に対応しようということだというふうにと与党の皆さんも一生懸命説明をしておられるわけですから、私がお伺いしたいのは、日本領海及び領海に近接する公海等において、邦人が乗船している船舶等が警察能力では対応できない危機に瀕したときに、防衛大臣として自衛隊法七十六条を発動することはあり得るのかあり得ないのかということについての政府統一見解を求めたいと思いますので、よろしくお取り計らいください。

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまの件につきましては、後の理事会で諮ることいたします。

○大塚耕平君 その上で、今日の質問に移らせていただきますが、岸田大臣、先ほど国際法上の国家の三つの要素を聞かせていただきましたけれども、この法案で皆さんが導入したい、使用したいと言っておられる限定的な集団的自衛権というのは、国際法上の概念でしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 国際法上の概念としては、集団的自衛権というものがありません。そして、今御審議をお願いしている平和安全法制においては、憲法との関係において、フルスペックの集団的自衛権のうちの限定されたものについて、国民の命や暮らしを守るために必要だという考えの下に、御審議をお願いしております。

○大塚耕平君 もう一回、お伺いします。今、そういう用語はないという最後のところは

明確にお答えになりました。そういう概念は国際法上ありませんか。

○国務大臣(岸田文雄君) 国際法上、集団的自衛権というのにつきましても、要請、同意や必要性、そして均衡性、こうした要件の下に概念は認められていますが、それを実際どのように運用するのか、それをどのように行使するのか、それは、それぞれの国において判断されるものであると思っております。ですから、我が国が今、行使が認められるべきではないかと言っている限定的な集団的自衛権、これも国際的な集団的自衛権のうちの一部であると考えております。

ですから、限定的集団的自衛権につきまして、今申し上げたような整理を国際法との関係においてするべきであると考えてます。

○大塚耕平君 国民の皆さんの理解を深めるためには、例えば、今日、傍聴席に来てくださったという、聞いていただいている国民の皆さんが明確に理解できるように御答弁いただきたいんですね。

限定的な集団的自衛権というのは、そういう用語は、国際法上ないとおっしゃいました。そういう概念は国際法上ありませんか。私の質問は極めて明確だと思っておりますので、簡単に御答弁ください。

○国務大臣(岸田文雄君) フルスペックの集団的自衛権のうち一部分を行使する、こういう対応は、それぞれの国の事情において考えられると思えます。そういった意味からは、限定された集団的自衛権という概念は国際社会においても存在すると考えます。

○大塚耕平君 概念があると今おっしゃった、その根拠をお示しください。

○国務大臣(岸田文雄君) 今申し上げたとおりであります。国際法上認められているフルスペックの集団的自衛権のうち、どの部分をどういった形で行使するのか、それは、それぞれの国の様々な事情ですとか法律によって決められるものであると思えます。そうした形で限定的な集団的自衛権の行使をするという考え方は、これは存在いたします。

こうしたことは当然認められるからして、集団的自衛権、限定された集団的自衛権という概念、これはあり得るということをお願いしております。

○大塚耕平君 もう一回だけ私、聞きますが、せっかく傍聴席の皆さんもいらっしやるので、岸田大臣には思い出してくださいと思います。が、一昨年から、密接な関係にある国とはどういう国かというやり取りを何度もさせていただきました。私は、例えば、日米安保条約があるのでアメリカがそういう国に該当するということは分かる、一般には条約関係を必要とするんじゃないんですかと、何度も伺いしておりましたら、当初の御答弁は、国際法上必ずしも条約関係を必要としないという御答弁になっていたんですよ。覚えていますね。

ところが、じゃ、その根拠を示してくださいというところで、事務方が私のところに来てくれた結果、ニカラガ事件の判決に書いてあるとおっしゃるので、じゃ、その判決を持ってきてくださいと申し上げたところ、三か月たってもそのエビデンスを持ってこず、結果何が起きたかという、実はこの本にそう書いてあったからそういう答弁を作りましたが、ニカラガ事件そのものに当たって見たところ、判決文にはそのような根拠はありませんでしたとおっしゃったんです。済みませんと言って、私にファクスが来ました。

そして、そこで大臣は答弁を変えられるかと思ったら、その後は何をおっしゃり始めたかといったら、我が国としては密接な関係にある国というのは必ずしも条約関係を必要としないと思えますという我が国の判断に変えたわけですよ。根拠がなくなったんです、そこで。

これも同じことを伺いしているんです。外務大臣ですからね。限定的な集団的自衛権というのが概念上も国際法にあるとおっしゃったので、国際法上の根拠を示してくださいとお伺いしています。

○国務大臣(岸田文雄君) 要は、先ほど来説明し

ていることをもう少し丁寧に申し上げます。(発言する者あり) いやいや、根拠を申し上げます。要は、国際法上、国連憲章二条四項によりまして、そもそも武力の行使というのは禁止されています。そして、その武力の行使を正当化する理由として、国連憲章におきましては、五十一条において集団的自衛権と個別的自衛権、そして第七章によって集団的安全保障、この三つを挙げています。こうした理由によって武力の行使の違法性を阻却する、これが国際法のありようであります。

そして、その中の集団的自衛権という部分につきましては、先ほど申し上げましたような要件の下に国際社会において認められているわけでありまして、そして、その中の一部を使うかということにつきましては、それぞれの国の法律や事情によって決められるものであります。

こうしたことであるからして、フルスペックの集団的自衛権のうち、限定的な集団的自衛権という考え方は現実には存在する、よって、先ほど申し上げましたような概念はあり得るという答えをさせていただいた次第であります。

○大塚耕平君 密接な関係にある国というの、当初はニカラガ事件のICJの判決に書いてあると主張していたけど、書いていなかったということが明らかにになって、結論は変えずに、それは政府の判断ですというふうにおっしゃり始めました。

この限定的な集団的自衛権、私は予算委員会では、自国のための集団的自衛権などという概念は世界中どこにもないですよと、だから、これは一体どこにそれを導入しているという根拠が、国際法上の根拠が書いてあるんですかということを与算委員会でもお伺いしましたが、明快な御回答が得られないまま今日に至っていますので、さすがにこの法案、審議も、序盤戦とは言いません、そこそこ中盤まで来ていますので、こっちはつきり定義を、根拠を、国際法上の根拠を明確にお伺いしたいと思いますが、また答弁に立たれて、要は

とか言っていて関係ないところからの説明入られるのはもう是非勘弁していただきたいので、国際法上の限定的な集団的自衛権の根拠はどこにあるのかをお示しください。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど説明させていただいたような理屈から、国際社会においてはフルスペックの集団的自衛権が認められています。その一部を行使すること、これは当然認められた集団的自衛権であります。こうした国際法との考え方は、国際法と我が国の限定的集団的自衛権、これは整合的であり、全く合法であるということをお願いさせていただきます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。
(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。
○大塚耕平君 質問時間も限られているので、委員長にお願いを申し上げます。
限定的な集団的自衛権、自国のための集団的自衛権というものは、私自身は国際法上根拠がない。したがって、他国で我が国のこの議論がどういふふうには報道されているかという、あたかも政府の言うところのフルスペックの集団的自衛権が認められるかのごとくの報道もされておりますので、政府におかれては、限定的な集団的自衛権、自国のための集団的自衛権というものの国際法上の根拠がどこにあるのかということについて、明確な政府の統一見解を求めたいと思いますので、よろしくお取り計らいください。

○委員長(鴻池祥肇君) それにつきましては、御発言どおり、後の理事会に諮りますけれども、それまでに外務大臣の答弁を聞いてからにしたいと思っています。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、集団的自衛権につきましては、国連憲章五十一条に定められております。そして、この集団的自衛権は義務ではありません。権利であります。その五十一条に定められている権利のうち、どの範囲まで行使する

か、これは主権国家たるそれぞれの国の判断に委ねられている、これが実情であると考えます。根拠は、国連憲章五十一条であります。その一部を、それぞれの国がそれぞれの判断で行使する。

我が国においては、今御審議をお願いしている限定的集団的自衛権という形で行使をすべきではないか、こういった御議論をお願いしております。

○大塚耕平君 限定的な集団的自衛権、それは、皆さんの御説明は自国のための集団的自衛権という概念ですから、自国防衛のための。ずっとこの委員会や予算委員会でも議論されていまして、国連憲章五十一条に言う集団的自衛権は他国を防御するために武力を行使する権利ですから、政府のおっしゃっている自国防衛のための集団的自衛権、それが皆さんの言うところの限定的な集団的自衛権ですから、この概念は、やはり私は国際法上には存在しないと思っておりますので、その根拠がどこにあるのかということをお政府統一見解として明快にお示しいただくことをお願い申し上げます。

もうこれで結構ですから。
○委員長(鴻池祥肇君) その前に、岸田外務大臣。(発言する者あり) いいんですか。
それでは、ただいまの発言につきまして、後の理事会で諮ることといたします。

○大塚耕平君 防衛大臣は、シヤングリラ会合等で、法の支配の三原則ということをおっしゃっておられますが、この法の支配の三原則、三つ、簡単に話してください。

○国務大臣(中谷元君) 発言をした内容は、海における法の支配の三原則とは、主張するときは国際法にのっとって主張すべきである、力や威圧による現状変更は行つてはならない、問題を解決する際は平和的に国際法にのっとって解決するという三原則を申し述べました。
○大塚耕平君 ありがとうございます。
今、一番目に、国際法にのっとってとおっしゃっ

たんですね。だから先ほどの質問にもなっているんです。国際法上の根拠のない新しい概念を導入しようとして無理をしているから、いろんな矛盾が生じているんですね。したがって、何が起きているかという、幾つかの法の条文で、法理上はできることも政策判断としてはやりませんという答弁がいつい出てきているわけですよ。

それはなぜかという、集団的自衛権という概念は他国を防衛するための権利として国連憲章五十一條に定められているんだけど、我が国は我が国のためだけにしか使いませんという概念の範疇外の行為を法律で規定しようとしているので、法理上は可能になる行為を指摘されると、それはやりません、政策判断としてやりませんというお答えが幾つもあるわけでありました。

今日は、あと残された時間で、別のアプローチで法の矛盾について認識を共有させていただきたいと思っています。

事態対処法の三条の四項、これは小川敏夫議員の予算委員会での質疑でも議論になりましたが、この議論をさせていただきたいんですが、それに先立って、まず、他国の領域で自衛隊が活動できるかどうかということについて、武力行使をできるかどうかということについて、一昨日の予算委員会で横畠法制局長官が答弁していただいていると思いますが、簡単に、法理上は可能かどうかを、長官、お答えください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 従来から、政府は、いわゆる海外派兵、すなわち、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって憲法上許されないこと述べてきております。

これは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために武力の行使をするほか適当な手段がない場合においても、対処の手段、態様、程度の問題として、一般に他国の領域において武力の行使に及ぶことは自衛のための必要最小限度を超えるという基本的な考え方を示したものであ

ります。

その上で、政府は、いわゆる誘導弾等の基地をたたく以外に攻撃を防ぐ方法がないといった場合もあり得ることから、仮に他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としてはそのような行動を取ることが許されないわけではないとしてきております。

このような考え方は、新三要件の下で行われる自衛の措置、すなわち、他国防衛を目的とするものではなく、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度の措置にとどまるものである自衛の措置でございますけれども、その場合における武力の行使における対処の手段、態様、程度の問題として、そのままではまると考えております。

○大塚耕平君 簡単に言うと、原則的にはできないが例外的な事態ではそれも否定しないという、こういう御答弁だったと思います。

総理は、一昨日の御答弁ではちよつと二転三転したような気もするんですが、今私が申し上げた理解で、総理も防衛大臣も同じだということでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 同じでございます。

○大塚耕平君 そこで、事態対処法の三条四項であります、皆さんのお手元に資料として一枚お配りをしていると思います。

ここで存立危機武力攻撃を排除するに当たってどう対応するのかということが定められているわけでありまして、法制局長官にもう一回、過去に御答弁いただいていることを確認させていただいて、策源地攻撃能力、敵地と言つてもいいと思いますが、敵地ないしは敵基地攻撃能力は日本は持たないという御答弁を過去にしております。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 法理上の問題でなくて、政策としてどのようにお答えしている場面があると思います。

○大塚耕平君 同様の質問を、じゃ、防衛大臣に。

我が国は策源地攻撃能力は持たないということ、よろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) 我が国は、敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、また、個別的自衛権の行使としても敵基地を攻撃することは想定しておりません。

○大塚耕平君 三条四項は、「存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない」とまず前段で書いてありますが、「その」「その」は、大臣、何ですか。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機事態でございます。

○大塚耕平君 存立危機事態の速やかな収束を図らなければならない。同時に、七月二十八日のこの場でも衆議院の答弁を皆さんに御説明させていただきましたが、新三要件に該当する場合には、現に日本を武力攻撃していない国ないしは日本を武力攻撃する意思はないと表明している国に対しても、繰り返しますが、新三要件に該当すれば日本から攻撃することがあり得るというふうにも、もう衆議院ではこれ答弁されているんですね。

それと組み合わせると考えると、この存立危機事態が、例えばある国が日本にミサイルを次々と発射しようとしているかもしれないというそういう事態であるとすれば、その速やかな終結を図るためには、やはり、先ほどの他国の領域で活動できるかどうかということも含めて、超例外的な場合に該当して、これはその策源地、ミサイル発射基地等を我が国は破壊することができるという理解でよろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) まず、存立危機事態というのは、他国に対する武力攻撃が発生した場合、そのままでは、すなわち、その状況の下に、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けたと同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということで、その事態を終わらせるといふことでございしますが、これは三要件でありまして、必要最小限度ということ

でございます。

海外派兵につきましては、従来説明をいたしておるように、必要最小限度を超えるものであり、一般的に許されないということでございます。

○大塚耕平君 そこで、今までないアプローチで申し上げたのは、その次の、その「存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない」と、この最後のくだりを今までの審議はずつと必要最小限の武力行使しかないということの説明するために使っているんですけども、今回、我が国は、一般に海外派兵はしないという今までも守っていたその部分の例外をより広く考えるような法案の立て付けをして存立危機事態というものを設けようとしているわけです。

この存立危機事態の速やかな終結を図るためには、時と場合によっては策源地を攻撃しなくてはならない。それが、事態に応じ合理的に必要と判断される、つまり限度なんですね。その力を持たなければ、この法律において自衛隊や政府に課された義務を果たせないんですよ。

ところが、その一方で、策源地攻撃能力は持たないと言っているわけですから、そうすると、この法律をそのまま施行してしまうと、いざというときは国民国家のために策源地までも、相手が武力攻撃をしてきていなくても、その意思がないと言つても、日本政府がそう推測するに足る十分な材料があれば攻撃して壊滅させなければいけないにもかかわらず、そういう能力は持っていないんですから、どうやってやるんですか。

○国務大臣(中谷元君) この三条の四項ですね、これは、今回、存立危機事態を創設するに当たって設けた項目でございますが、これに関連をいたしますと、七十六條の防衛出動、これも武力攻撃事態と存立事態に書き分けておりまして、この三条も、三項では武力攻撃事態、四項では存立危機事態、これはいずれも合理的に、事態に応じて合理的に必要と判断される限度においてなされなけ

ればならないと同様でありまして、つまり必要最小限度ということで、従来の武力攻撃事態と同様の考え方のごいまして、敵基地攻撃、これについては、従来発言をいたしておりますけれども、他国に対する海外派兵、これは必要最小限度を超えるもので、一般的にそれを実施しないということと同様の考え方のごいします。

○大塚耕平君 大臣、ここは別に引っかけ質問をしているつもりはありませんからね、防衛大臣としてしっかりお考えいただきたいんですが、武力行使があつた場合には分かりますよ、その場合には、確かにミサイルを撃ち落とすとかそういう能力を、現に今防衛網持っているわけですから、行使すればいいと思うんですよ。

そうではなくて、この法律をもしこのまま執行すると、皆さんが言うところの存立危機事態というもののその策源、その攻撃拠点なりが他国の中にあつたとしたら、それを排除するというのが皆さんに課される法律の義務になるんですよ。ところが、その義務を果たすための能力は持っていないわけですね。この矛盾を放置したまま、この法律を施行するんですかと聞いているんです。

○国務大臣(中谷元君) 敵基地攻撃につきましては、従来の考え方と同様でございまして、法理上、つまり法の理屈の上では新三要件の下でも変わりありませんけれども、他方、現在、我が国は敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、個別的自衛権の行使としても敵基地を攻撃することは想定していない、まして集団的自衛権の行使としても敵基地を攻撃することはそもそも想定をしていないということでございます。

○大塚耕平君 もう一回聞きます。

だから、今の御答弁は是とします、理解していただきます。だから、このまま法律を施行すると、この三条四項の、事態に応じ合理的に必要と判断されるその程度の武力を行使できない。何しろ持つていないわけですから。どうするんですか、この矛盾を放置したまま三条四項を施行するんですかと聞かれています。どうするんですかというのが私の

質問です。

○国務大臣(中谷元君) 事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなさなければならぬというふうなことで、この点におきまして、現状の新三要件と同じ考え方を持っているということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記起こして。

○国務大臣(中谷元君) 敵基地攻撃についての考え方は、従来からの考え方、これは新三要件の下でも変わりが無いということでありまして、この対処等については、現在もそうでありまして、途中でミサイルを迎撃するとか日米安保体制を維持するとかそのような手段等もございしますので、現在、我が国といたしましては、敵基地攻撃を目的とした装備体系、これを保有していない、また敵基地を攻撃すること、これも想定をしていないということ、まして集団的自衛権の行使としても敵基地攻撃をすることは想定をしていないということでございます。

○大塚耕平君 想定していないですが、この条文は存立危機武力攻撃を速やかに終結をさせるという政府に義務を課す法律なんですよ。武力攻撃が現在ある場合は、これはもう個別的自衛権の世界ですから集団的自衛権は関係ないんですよ。だから、この国が、日本には武力攻撃していない、ただし日本と密接な関係にある第三国を武力攻撃している。だから、三要件を満たす場合というふうな全部条件付けていますよ、私は。しかし、そのときに、三条四項で、防衛大臣は、その国の存立危機武力攻撃能力を速やかに破壊しなければならぬだけども、その能力は自ら持つていないので、そのときには義務を放棄するということですね。

○国務大臣(中谷元君) 現在もそうでありまして、飛んでくるミサイルにつきましては迎撃をする、これは可能でございますので、そのような手段で対処し得るということでございます。

○大塚耕平君 今のは個別的自衛権の話です。ミサイル飛んできたやつ迎撃するのは当たり前前です。

是非、この三条四項をこのまま施行すると、皆さんの持っている能力と法律によって課される義務に矛盾が生じるということ、これは認識してもらっているということではないですか。

○国務大臣(中谷元君) これは、集団的自衛権の限定容認であります。三要件、非常に厳しい三要件が付いておりまして、必要最小限度ということとございまして、従来の考え方、これは一緒でありまして、武力行使を目的として武装した部隊を他国の領域に派遣する、いわゆる海外派兵、これは一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて憲法上許されないこととしておりまして、この考え方は新三要件の下で集団的自衛権を行使する場合であっても全く変わらないということ、これは論理的に導かれたものでございします。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こして。

○国務大臣(中谷元君) 現行法で三条三項がございまして、これをもちまして、途中でミサイルを迎撃をしたり、日米でミサイル防衛を共同対処したり、そういうことでそういった事態を招くことがないようにすることは可能でございますので、三条四項も同じ考え方を踏襲しているということでございます。

○大塚耕平君 時間もありませんので、委員長にお願いします。

この三条四項をこのまま施行すると法の義務を果たせない事態が生じるかもしれないので、どう対処をするのかということについての政府の統一見解を求めたいと思います。

私は、今日、岸田さん、中谷さん、是非お聞き届けいただきたいんですが……(発言する者あり) 委員長、どうぞよろしくお取り計らいください。

い。
○委員長(鴻池祥肇君) 後の理事会に諮ることといたします。

○大塚耕平君 自国のための集団的自衛権という世界に例のない新しい概念を我が国単独の判断で今導入しようとしているんです。だから、いろんな矛盾が生じているんです。その矛盾が生じていることは二つの現象で起きています。一つは、法理上は可能なことがいっぱい想定されるんだけど、そこまでやるとフルスペックになっちゃうからやりませんということ、それは政策判断としてやりませんと言っている。だから、それは法律に書いてくださいというのが一つです。

今日私が問題提起したのは、物理的にできないことを法理上はやれといつて義務化されている。だから、物理的にできないことはそれはできませんというのをやっぱ法律にちゃんと書いてほしい。

いずれにしても、以上申し上げたように、かなり無理のある法案でございしますので、これは是非提出をし直すということを政府にお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○杉久武君 公明党の杉久武でございます。

本日は、私の方からは、衆議院でも、また当委員会でも様々議論になっております武力の行使の一体化、これについて、何度も議論にはなっておりますが、改めて丁寧な今日は議論をさせていただきますかと思ひます。特に、武力の行使の一体化、憲法上の要請でございしますけれども、それと自衛隊員の安全確保の問題、また支援メニューの問題等、様々議論がなされてきたところでありまして、これについて今日は整理をするような形で順次質問をさせていただきますと思ひます。

まず、確認でありますけれども、内閣法制局に確認をいたします。武力の行使の一体化の考え方とは何か、これは憲法上の要請の問題であるという理解でよいのか、改めて確認をさせていただきます。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) いわゆる他国の武力の行使との一体化の考え方は、我が国が憲法第九条により武力の行使を行うことが許されない場合におきまして、我が国が行う他国の軍隊に対する補給、輸送等、それ自体は直接武力の行使を行う活動ではないが、他国の行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであり、そのような武力の行使と評価される活動を我が国が行うことは憲法第九条により許されないという考え方でございます。

これは、言わば憲法上の判断に関する当然の事理を申し述べたものであり、他国がどう評価するかという問題ではなく、我が国として判断すべき事柄でございます。

○杉久武君 今、内閣法制局長官から答弁いただきましたとおり、この武力の行使の一体化というのは、武力の行使と評価されないように、憲法九条から許されないということで整理をされているのがこの武力の行使の一体化でございます。

しかし、この武力の行使の一体化の中、この問題の中で、憲法上の要請と自衛隊員の安全確保の問題、これがいささか混同されるような議論も見受けられてきたと思います。なので、その点について今日は整理をしたいと思います。

この武力の行使の一体化を判断するための四つの考慮事情がありますが、これの内容について、またこの四つの考慮事情については現在も明確に維持をされているかどうか、これについて内閣法制局に確認をいたします。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 我が国の活動が他国の武力の行使と一体化するかどうかの判断につきましましては、従来から、①戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的關係、②当該行動等の具体的内容、③他国の武力の行使の任に当たる者との關係の密接性、④協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して個々の判断としており、このような考え方に変わりはございません。

○杉久武君 今答弁いただきましたように、四つの考慮要素があります。一つが、戦闘活動が行われている、また行われようとしている地点と当該行動がなされている場所との地理的關係、これが①であります。そして、当該行動の具体的内容、これが②の考慮要素であり、三番目が、他国の武力の行使の任に当たる者との關係の密接性、密接性が三番で、協力しようとする相手の活動の現況、これが四つ目の要素になるわけで、この四つの考慮事情というのは、平成九年の二月の十三日の大森内閣法制局長官が答弁の中で示されたものでありまして、この四つから個別に判断をしていくということは今も変わりが無いということを確認をさせていただきました。

では、今申し上げましたこの四つの考慮事情と、現行、これまでの、平成十一年の周辺事態法においては後方地域という指定をしておりました。また、平成十三年のテロ特措法、また平成十五年のイラク特措法では非戦闘地域という形で、この武力の行使の一体化を避けるための要件として後方地域や非戦闘地域という要件を法律で定めております。

これまで、この要件と武力の行使との一体化、先ほど申し上げました四つの考慮事情、これとの關係はどのように整理をされているのか、これも法制局長官に伺います。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 一体化の考え方につきましましては、先ほど申し上げた四つの考慮事項を基本として、諸般の事情を総合的に勘案して個々の判断をするという考え方でございますが、自衛隊が支援活動を実施する都度、一体化するか否かを個別に判断するということは実際的にはないことから、平成十一年の周辺事態安全確保法においては後方地域、平成十三年のテロ特措法及び平成十五年のイラク特措法においては同様のいわゆる非戦闘地域という要件を定めて、そこで実施する補給、輸送等の支援活動については類型的に他国の武力の行使と一体化するものではないと整理

したところでございます。

その考え方は、戦闘行為が行われている場所と一線を画する場所で行うという①の地理的關係を中心として、②の支援活動の具体的内容については、補給、輸送といった戦闘行為とは明確に区別することができると異質の活動であること、③の關係の密接性については、自衛隊は他国の軍隊の指揮命令を受けてそれに組み込まれるというものではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであること、④の協力しようとする相手の活動の現況につきましましては、現に戦闘行為を行っているものではないことなどを考慮したものでございします。

○杉久武君 今の答弁の中で大事なポイントが何点かあると思います。まず一つ目が、当時、この武力の行使の一体化に対して要件を法律上定めるに当たっては、やはり個別に判断をするというよりは類型的に当時整理をしたというのがまず一つのポイントであると思います。そして、その整理の仕方として、先ほど来挙がっております大森答弁にありますが四つの考慮事情のうち、①の地理的關係、これを中心に考えて、そして残りの②、③、④の要件になります。具体的内容、あと關係の密接性、そして相手の活動の現況、これを当てはめていったという形で、武力の行使と一体化をしない、その要件として後方地域と非戦闘地域という要件を類型的に整理をした、これがこれまでの考え方であったと思います。

その要件が、今回のこの法制におきましては、今回、この周辺事態安全確保法が重要影響事態安全確保法に改正をされます。また、旧特措法に代わり国際平和支援法が新設をされる中で、これまで後方地域や非戦闘地域という要件であったところが、現に戦闘行為が行われている現場でない場所ということになりました。

この新しい要件と四つの先ほど申し上げました考慮事情との關係について、内閣法制局長官に確認をいたします。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 今般の法整備に

おきましては、その後の自衛隊の活動の経験、国際連合の集団安全保障措置の実態、実務上のニーズの変化などを踏まえ、支援活動の実施、運用の柔軟性を確保する観点から、自衛隊が支援活動を円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定するということを前提として、自衛隊の安全を確保するための仕組みとは区別して、憲法上の要請である一体化を回避するための類型としての要件を再整理したものでございます。

すなわち、一体化を回避するための仕組みとしては、我が国の支援対象となる他国軍隊が現に戦闘行為を行っている現場では支援活動を実施しないこと、仮に状況変化により我が国が支援活動を実施している場所が現に戦闘行為を行っている現場となる場合には、直ちにそこで実施している活動を休止又は中断することとしたものでございします。

その考え方は、協力しようとする相手方が現に戦闘行為を行っているものではないという先ほどの④の相手の活動の現況を中心として、そうであるならば、①の地理的關係においても、戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであることに変わりはなく、また、②の支援活動の具体的な内容については、補給、輸送といった戦闘行為とは明確に区別することができると異質の活動であり、③の關係の密接性についても、自衛隊は他国の軍隊の指揮命令を受けてそれに組み込まれるというのではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであつて、これまでと同様であることから、全体として一体化を回避するための仕組み、担保として十分であるということでございます。

○杉久武君 今の法制局長官の答弁の中でポイントとして重要なのは、この支援活動の実施、運用の柔軟性を確保する観点から今回この要件の見直しが行われたということでありまして、そして、その中で、自衛隊の安全を確保する仕組みとは区別をして、そしてこれまで申し上げてきた四つの考慮事情を当てはめをしていったと。そして、今回

は、④の相手の活動の現況を中心として、残りの三つの考慮事情であります地理的關係、そして具体的内容、そして關係の密接性、これをクリアするような形で今回要件を作ったと、そういう経緯であるというように理解をしております。

その中で、今申し上げましたように、今答弁いただいた中にありますように、自衛隊の安全を確保する仕組みとは区別をしたということ、では、この自衛隊の安全というのは今回の法制度の中でどういふふうな確保をされていくのかということでもあります。

憲法との關係から申し上げますと、これまで、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることのないと認められる外国の領域等、ここで実施をするという形でありましたが、今回、憲法上の要請、武力の行使との一体化をしないという要請では、現に戦闘行為が行われている現場では実施をしないという形になりました。したがって、活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないという文言が、それだけ比較をするとなくなったように見受けられるわけでございます。

しかしながら、この実施区域の指定に対してはどういうふうになっていったかといいますと、これまでの法令においては、防衛大臣は実施要項において実施区域を指定という形になっていたところ、今回の新しい法整備においては、防衛大臣は実施要項において活動を円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定ということで、今回の新しい法制度においては、円滑かつ安全に実施することができるようという新しい文言がここで追加をされて、これによって自衛隊の安全確保を図るということで整理をされております。

そこで、防衛大臣に伺いたいと思います。隊員の安全を考えたときに、この実施区域というのをどう定めるのか、これについてこの新しい文言に沿ってどのような決め方をされるのか、確認をいたします。

○国務大臣(中谷元君) 新たな仕組みの下でも、法律上、防衛大臣は自衛隊の部隊等が活動を円滑かつ安全に実施することができるよう活動区域を指定する旨規定をしております。この規定を受けて、今現在戦闘行為が行われていないというだけではなくて、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所、これを実施区域に指定することとなります。したがって、いわゆる非戦闘地域等の仕組みの下で実施区域が指定されるなどして安全が確保されていた従来と安全面では変わりはありません。

また、万が一、活動場所やその近傍で戦闘行為が発生した場合には、直ちに活動を休止、中断し、安全を確保いたします。武器で反撃をしながら支援を継続するということはございません。このような点も従来と同様でございます。

○杉久武君 今防衛大臣から答弁いただきましたように、今回の実施区域の指定の方法としては、現在戦闘が行われていない、これだけではないかと、今回の実施区域の指定の方法としては、実施区域に指定をするということになりますので、今明確に大臣から答弁いただいたように、いわゆるこれまでの非戦闘地域、このときに確保されていた安全面については、これは何ら変わりがありません。今答弁いただいたと思っております。

ただ一方で、先ほど申し上げましたように、やはりこの憲法上の要請の規定が変わったことによつて活動エリアが広がるんじゃないか、活動エリアが広がることによってやはり自衛隊はリスクが高まるのではないかと、そういった議論もこれまでされてきたところでありますが、やはり、この活動エリアが広がるからといって一概にリスクが高まる、そうでは決まらないと思います。行くことができる範囲が広がったとしても、行くかどうかというのは、最終的にはこれは政策判断でもあります。全て国会の事前承認が掛かってくる活

動になります。

ここで、防衛大臣に確認をさせていただきます。活動エリアが広くなればリスクが高くなるという懸念がございますが、そもそもこういったものは政策判断であり、この判断の考え方も変わるものではないということを御確認したいと思っております。防衛大臣、お願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 先ほど申し上げましたとおり、新たな仕組みの下でも、いわゆる非戦闘地域等の仕組みの下で実施区域が指定されるなどして安全が確保されておりました従来との安全面におきましては変わりはありません。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕

その上で、新たな仕組みの下で具体的にどこでこういった活動を行うかにつきましては、活動ニーズを確定するための現地調査、また部隊等の安全確保のために収集した現地情勢に関する情報等を踏まえて十分に検討した上で個別具体的に決定をいたします。その際、基本計画を閣議決定するとともに、対応措置の実施につきましては国会の承認をいただくことになるわけでございまして、この点は特指法を制定して活動を実施していった従来と変わりはありません。

○杉久武君 中谷大臣から今答弁いただきましたように、やはり実施区域の指定についての方法も、実質何も変わっていないんだと。ここは活動する期間において安全な場所、これを選んでしっかりと判断をしていくということになりますので、この点について全く、自衛隊の安全面についてはちゃんと確保をされているという、そういうことだと思います。

では、今回この要件を変えたその背景は何かといいますと、先ほど内閣法制局長官からも答弁いただいたとおり、憲法の要請でこの武力の行使の一体化というものはあるわけでありましたが、支援活動の実施、運用の柔軟性を確保する観点から、自衛隊が支援活動を円滑かつ安全に実施できるように実施区域を指定をする必要があると、そう

いった背景から今回要件が変わったわけですが、今回の法制度において、実施区域の指定で、なぜこの実施、運用の柔軟性が確保され、その結果、自衛隊の支援活動を円滑かつ安全に実施することができると言えるのか、中谷大臣に説明をお願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 従来の非戦闘地域、これは憲法との關係で他国の武力の行使と一体化することがないようにするために設けられた仕組みでありまして、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域であります。言わば、自衛隊が半年間派遣をされるのであれば半年間戦闘がないと見込まれる地域であります。実際上は、例えば派遣部隊の一部がある場所でも個別の活動を一周間だけ行う場合にも、派遣期間である半年間戦闘行為が行われることがないことを実施区域に指定する要件として運用をしております。

これに対して新しい仕組みは、純粹に憲法上の要請である他国の武力の行使と一体化を回避するための要件として現に戦闘行為が行われている現場で実施しないものとしましたので、安全確保の要請を満たしながら柔軟な対応を可能とするために、防衛大臣は活動を円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定するものとしたしております。

そこで、例えば自衛隊が半年間派遣される場合に派遣部隊の一部がある場所でも個別の活動を一周間だけ実施するときには、その場所において現実に活動を実施する一周間の間戦闘行為が発生しないと見込まれるのであればその場所を実施区域に指定し、また柔軟にこれを変更することで円滑かつ安全な活動の実施を確保することとしたしております。

このように、新たな制度におきましては、必要とされる具体的活動のニーズに即した形で機動的に実施区域を指定することができるといふこととなります。

我が国はこれらを保有をしていないことから、提供することもあり得ません。

○杉久武君　今大臣から丁寧に答弁をしていただいたと思いますが、やはりこの弾薬の提供のニーズとしては、実際に先ほどありました南スーダンの事例もありました。やはり緊急時、これが非常にポイントになってくると思います。他国の軍隊が他国

の部隊の要員の生命、身体を保護するために弾薬を提供する必要性が出てくる緊急の場合、こういった場合についてはやはり必要性は十分にあると思います。

しかしながら、当然何でも提供できるわけでは決してありませんし、そもそも、先ほど大臣が答弁で申されたように、武器に適合する弾薬じゃなければ当然提供することはできません。今の答弁いただいた中でおっしゃられたように、やはりそういう具体的なニーズに対して、実際に想定される弾薬というのはごくごく限定的なものになるということを確認をさせていただきました。

したがって、それを裏を返せば、核兵器や生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器、そしてクラスター弾や劣化ウラン弾、こういったものを提供するような状況というのは想定できない、あり得ないということを明確に今お話をいただいたと思います。

では続いて、最後に、この提供、今は弾薬の提供についてお話をいたしましたけれども、弾薬の輸送について確認をしたいと思います。

これは午前中の高橋委員の質問の中にも出てまいりましたけれども、武器弾薬の輸送についても、やはりこの大量破壊兵器などについても議論をされておりますが、これらを輸送することも当然にあり得ないということではないのか、また一方で、実際に輸送することのない武器弾薬を逐一法律に明記して今除外をしていないわけでありませうけれども、それについての見解をいただきたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) 輸送の有無のお尋ねでございますが、我が国は非核三原則、これを堅持をするともに、NPT条約、また、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、これを批准しておりまして、大量破壊兵器の拡散防止にも積極的に取り組んでおり、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器を輸送することはあり得ません。

こうした大量破壊兵器を始め、我が国として輸

送することが想定されない武器弾薬につきまして、これまで議論をされているもののみならず様々なものがありまして、更に技術革新に伴い今後増えていくものであると考えられます。したがって、これらの兵器、弾薬を法令上逐一列挙して除外をするということは非現実的ではないかと考えます。また、限定列挙した場合、列挙されていないものは反対解釈として輸送できるのかということにもなりかねず、かえって不適切なことになるのではないかと考えております。

○杉久武君 今答弁いただきましたように、当然のことではありますけれども、我が国は非核三原則もあると、また、核兵器不拡散条約、また生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約を批准をしているわけですので、こういったものについては当然運ぶということとは絶対にあり得ないというわけであります。

今日の質疑を通じて、まず、持っていないものは提供できないと、そして、条約上禁止されているものを当然運ぶこともないですし、運んだことのないものも当然運ぶことは、扱えるわけでもありません。そういった意味においては、本当に今回の法案で想定されているものは、緊急時に他国の隊員の生命、これを守るために緊急的に臨時的に提供する場合、そういったニーズに対してしっかりと確保をしていかなければいけないということであると思えます。

時間になりましたので、質問を終わります。ありがとうございました。

○小野次郎君 維新の党の小野次郎です。

今日は、ちょっと問いの順番を通告とは変えて、問い六というところから始めたいと思っておりますが、まず、今日、お手元に四枚の資料を配らせていただいています。前にも使ったことがありますが、最初に見ていただきたいのは、我が党の武力攻撃危機事態は、これはまだ委員会付託になっていないのでちょっと参考までに見ていただいて、今日は存立危機事態、政府案、これは自衛隊法七十六条一項二号の規定でよろしいですね、大臣、

一項二号の規定。——じゃ、続けさせていただきますが、一度読みます。「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と規定されています。

そこでお伺いしますが、こういった日本の危機と云うてもいい事態になったときに、法体系としてどういう法律があるかという点、もうこれ大臣に申し上げるのも口幅つたいんですが、四つあるだろうと。一つは、自衛隊を出動させるかどうかについては自衛隊法に規定がございます。だから、今七十六条一項二号と申し上げたんですが、これが中心になるわけですが、同時に、自衛隊あるいは国全体として、我が国に迫ってくる危機に対して全体でどう対処するかというのを書いたのが事態対処法ですね。そして一方で、米軍に対しても当然一体で支援しなきゃいけないという事態になるわけですから、米軍行動関連措置法というのがあるわけです。

ところが、もう一つ重要な法律の分野があるわけですね。それは、そんな危機的な事態になれば、当然ですけれども、都道府県知事にも市町村の方にも全て協力いただいてというのか、参加いただいて、国民の損害、被害が極小化しなきゃいけない、そのための国民保護法制というのに連動していくわけがございます。通常はそうなんです。ところが、お伺いしますけれども、前回の質疑の確認から始めさせていただきますけれども、多くの国民の生命が危機に瀕し、国の存立が脅かされると大臣も総理も何十回も御説明いただいている存立危機事態を迎えながら、国民保護法制に連動しない、させないケースが想定されているんじゃないでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) この国民保護法といいますが、我が国への直接攻撃、また物理的な被害からいかにして国民やその生活を守るかという視点に立ちまして、そのために必要となる警報の発令や住民の避難、また救援等の措置を定めたもので

ありまして、現実の安全保障環境を踏まえ、存立危機事態に該当するような状況は同時に武力攻撃事態等にも該当することが多いと考えられます。このような場合には、武力攻撃事態等を併せて認定をいたしまして、現行の国民保護法に基づく措置を実施することによって国民の生命の保護に万全を期すことができるということでございます。

他方で、ホルムズ海峡で機雷が敷設されるような事例のように、存立危機事態であって武力攻撃事態等には該当しないと想定される場合、すなわち我が国への直接攻撃や物理的な被害がまだ発生をしていない場合まで国民や地方自治体に義務を負わせる国民保護法を適用する必要はないと考えているからでございます。

○小野次郎君 その国民保護法制を何か一方的に国民の皆さんに義務を課す法制だという説明は、それは曲解ですよ。元々は、だって、国民の受ける被害を極小化するために、参加もします、協力もお願いします。しかし、基本的に法の目的は極小化するためじゃないですか。だから、そういう被害の発生、被害の極小化というのが課題にならないような存立危機事態だということでしょう。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機事態であって武力攻撃事態等には該当しない場合におきましては、国民保護法を適用せずとも、生活関連物資等の安定的な供給につきましては、現行の様々な法令に基づいて国民生活の安定等のための措置を実施をし、国民生活の保護に万全の体制を取ることには当然でございます。

いずれにしても、存立危機事態は我が国に対する武力攻撃と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であることから、政府としては既存の関係法令に基づいて国民の生命及び権利の保護に万全の対応を取ることと努めてまいります。

○小野次郎君 大臣の説明は、王手飛車取りじゃないけれども、二重の矛盾を含んでいますよ。

もし、本場に多くの国民の生命が危機に瀕し、国の存立が脅かされる、だから武力攻撃事態と同視すべきなんだと、それほど危機なんだとおっしゃるんだしたら、どうして国民の被害や損害は関係ないんですか。もし、その国民保護法制にこの存立危機事態に対応するような被害の極小化や被害をなくす、防止するという措置が含まれていないんだしたら、今の国民保護法制に欠陥があるということじゃないですか。反対に、国民に被害が発生しないと言ったたら、国民の生命が危機に瀕し、国の存立が脅かされると説明している存立危機事態の方がまやかしたということじゃないですか。

○国務大臣(中谷元君) この場合、やはりこの武力攻撃事態、これ等はこの存立危機事態が該当すると、両方該当する場合には存立危機事態に対処する一方で、我が国に対する武力攻撃がどの程度差し迫っているかという状況に応じて適時適切に我が国を防衛するための措置がとれるわけでございまして、具体的には、予測事態でありましたら防衛出動の待機命令、防衛施設構築などの措置をとることが考えられる一方、武力攻撃事態であればこれに加えて防衛出動などの措置がとることができる。

他方、存立事態と認定されるものの武力攻撃事態等には該当しない場合には、我が国に対する武力攻撃が差し迫っているわけではないので武力攻撃事態等に対処するための措置をとることはない一方で、存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響からの国民の生命、身体、財産を保護するための措置を講じることになるということでございます。

○小野次郎君 我が国に対する武力攻撃が差し迫っていないという存立危機事態、例として挙げられたのはホルムズ海峡の例を挙げられましたか、それ以外にどういうケースを想定していますか。

○国務大臣(中谷元君) 現時点におきましてはホルムズ海峡が想定をされているということで、ホ

ルムズ海峡での機雷掃海のほかに現時点で個別具体的な活動を念頭に置いているというわけではございません。

○小野次郎君 問いの置き方をちょっと変えますけれども、それじゃ、我が国の領域に対する直接の武力攻撃が想定されていないのに、存立危機事態を認定するにはどのような状況の場合を考えていますか。

○国務大臣(中谷元君) 前の問いの関連から言いますと、現実の安全保障環境を踏まえまして、存立に該当するような状況は同時に武力攻撃事態にも該当するというところで、存立に認定される場合……(発言する者あり)

○理事(佐藤正久君) 静粛にお願いします。

○国務大臣(中谷元君) どのように認定をするかということにつきましては、実際に発生した事態の具体的な状況に即しまして情報を総合的に判断をするものでございまして、一概にお答えすることは困難であります。申し上げれば、ホルムズ海峡で機雷が敷設された事例は存立危機事態に該当しても武力攻撃事態等には該当しない場合として想定されるということでございます。

○小野次郎君 そうすると、大臣がおっしゃっているのは、存立危機事態という中に二つあって、一つは我が国に対する直接の武力攻撃が想定されないケース、だから国民保護法制にも連動させない、つまり、そういった我が国に対する直接の武力攻撃が想定される存立危機と想定されない存立危機と二つに分けることができるということですね。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機事態に該当するような状況は同時に武力攻撃事態等にも該当することが多いと考えられますが、一方で存立危機事態に認定されるような場合が同時に我が国に対する武力攻撃が予測又は切迫しているとは認められないこともあり得るということでございます。

○小野次郎君 だから、認められる場合と認められない場合と二つに分けることができるということですね、大臣。

○理事(佐藤正久君) 小野次郎君、指名されてから発言をお願いします。

○小野次郎君 確認ですよ、確認。ちゃんと答えていないから言っているんですよ。

○理事(佐藤正久君) 指名されてから発言をお願いします。

○国務大臣(中谷元君) 重なる場合と重ならない場合、これがございまして。

○小野次郎君 私は、基本的に重ならない場合のことを言っているんですよ。ほとんどが重なるんだとしたらどうして二号を設けるんですか、今回。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機事態が認定されるような場合が、同時に我が国に対する武力攻撃が予測も切迫もしている、これは認められないような場合もあり得るということでございます。

○小野次郎君 すこい答弁されていきますけれども、我が国に対する攻撃が切迫も予測もしていないんだけれども、国民の生命が危機に瀕して、武力攻撃事態と同視すべき事態だと。どこが同視できるんですか、それで。

○国務大臣(中谷元君) それは、存立危機事態という定義、三要件がございますけれども、それで放置をした場合に、我が国が武力攻撃を受けたような被害や、また国民の犠牲が生じるというような明白な危険があるというようなケースがあり得るということでございます。

○小野次郎君 この存立危機事態の認定というのは総合的、客観的にとらえたか大臣もおっしゃっていますけれども、しかし、それは認定の仕方が総合的、客観的にであって、じゃ、さっき読み上げた、国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険というの、何によって認定するんですか、どういう状況、どういう事実によって認定するんですか。

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

○国務大臣(中谷元君) 具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思とか、また事態発生場所、能力、規模、態様、推移などを総合的に考慮いたしまして、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることになる犠牲の重大性や深刻性などから客観的、合理的に判断をすると、いたすということでございます。

○小野次郎君 何回も同じこと聞いていますけれども、大臣の方からおっしゃったんですよ、我が国に対する武力攻撃が想定されていない事例が存立危機事態には含まれている。そしてその中には、我が国に対する攻撃が切迫もしていないし、予測もされない事態も含まれているとまで言った。それじゃ、どうやってこの我が国の存立が脅かされ、生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険であると、何を根拠に認定するんですかと聞いています。

というのは、横島さんにもずっと答弁いただいていますけれども、これ、つい去年までは、これは我が国に対する直接の武力攻撃のことを想定した表現だと確定してきたんですよ。それを今回、政府側はそうじゃないものにも当てようとしているんだから、それと同視できるだけの具体的な事実がなければおかしいでしょう。

○国務大臣(中谷元君) その際、定義をいたしますと、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわちその状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けたと同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるという事態が発生するということでございます。

○小野次郎君 もう一度、大臣、よくお聞きください。

この我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険というのは、何十年にもわたって日本に対する直接の武力攻撃、それ以外にはないとされてきたんです。去年の七月、いや、六月三十日までです。それで、一方で、今回法案として政府は提案しておかれながら、武力攻撃事態と同視すべき事態だと、この存立危機事態は、そうもおっしゃっている。

ところが、この存立危機事態の中身を聞いていくと、我が国に対する武力攻撃は想定されない事例が含まれていますと言っています。どれぐらい想定されていないのかといったら、切迫もしないし、予測もされていないと言っているんです。

じゃ、我が国に対する武力攻撃は切迫もしていない、予測もされていない存立危機事態で、今までの我が国に対する直接の武力攻撃だけを指してきた、この国の存立が脅かされ、生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険というのは、何を根拠に、どんな事実を根拠に認定するんですかと聞いているんですよ。質問分かるでしょう、これ。分りにくくないと思いますよ。

○国務大臣(中谷元君) それはホルムズ海峡で機雷が設置される事例、これを挙げておるわけでございますけれども、この点におきましては、累次御説明をいたしておりますとおり、武力をそのまま、すなわち、その状況の下に武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らか状況ということで、小野委員にも度々お答えをいたしました。物資とかエネルギーの途絶によりまして国民生活に死活的な影響を与え、この定義のごとく、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様、深刻、重大な被害が及ぶというような状況でございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君) 例えば、ホルムズ海峡の例を挙げましたけれども、ここは年間三千六百隻もの日本関連船舶が通過をいたしまして、これを途絶をいたしますと、例えばエネルギー、石油源などの供給が滞ることになりまして、単なる経済的影響にとどまらず、物資の不足、電力の不足などライフライン、これが途絶が起るなど、国民生活に死活的な影響、まさに国民の生死に関わる

ような重大、深刻な影響が生じるか否かという事態が生じ得るということも想定をしているということでございます。

○小野次郎君 とても納得できません。

委員長、ちよつと席におられない間にやり取りありましたので、私から委員長にお願ひありますけれども、大臣に何遍聞いてもお答えいただけたいのは、存立危機事態というのは基本的に武力攻撃事態と同視すべき我が国の危機だという説明もしていないが、我が国に対する武力攻撃が切迫もしていないし、予測もされない事態も含まれますと言っています。

だったら、どうやって、今まで我が国に対する武力攻撃だけを指してきた、国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福の追求権利が根底から覆される明白な危険がある事態と認定できるのか、それについて政府の統一見解をしっかりと出してもらわないと、あのときはこう言い、このときはこう言いと言われたんじゃ、とても納得できません。

○委員長(鴻池祥肇君) その件につきましては、後の理事会で諮りをするをお約束いたします。

○小野次郎君 では、質問を続けますが、大臣、別の話、これ二枚目の紙を見てください。①、②、③、④と書いたこの紙でございます。

これよく見ると、③のところだけ薄い印刷になっていて、紙をお持ちでない方のために申し上げると、存立危機事態の認定手順と書いて、一番は緊密な関係を有する他国の特定、二番は他国に対する攻撃の発生、三番が、薄く、攻撃を受けた他国から我が国に対する要請、四番が我が国における存立危機事態の認定となっておりますが、この紙を御覧になりながら聞いていただきたいんですけれども、大臣、この攻撃を受けた他国からの要請というのは存立危機事態三要件認定の前提条件なんですか。

○国務大臣(中谷元君) 非常に分かりやすい資料を出していただきましたけれども、これにつきま

してちよつと順番で付言、私どもの考えを言いますと、まず、存立危機事態の認定につきましては、他国に対する武力攻撃が発生するということが大前提でありまして、御指摘の②が最初に来るものと考えます。次に、攻撃を受けた他国からの要請がなければ、事態の認定、④に係る前提が整わないことになるために御指摘の③が来るものと考えますが、この①と③の前後関係につきましては一概にお答えできませんけれども、要請国と被害要請国の間に外部からの武力攻撃に対して共通の危険として対処しようとする共通の関心があるからこそ要請が行われます。

そして、被害要請国はこれに応じることに鑑みれば、ある事態が存立危機事態に当たるのであれば、①及び③についての政府の認識は最終的に対処基本方針を閣議決定する際に、つまり④と同時に確定的に示されることになるわけでございます。こういったことを鑑みますと、この要請というのは存立の認定を行う上の前提となるわけでございます。

○小野次郎君 国家の軍事力の発動を規定した条文というのは最も厳格に構成されなきゃいけないと私は思っています。でも、大臣の説明を聞いてみると、何か、聞いただけで分かる人はいないと思えますよ、この①と③が前後が分からないんじゃないかと、言っているんじゃないか。

もう一遍伺いますけど、この攻撃を受けた他国から我が国に対する要請というのは、この存立危機事態認定の要件なんですか、それとも、事態は日本国内だけで認定できるんだけれども、武力行使をするという意思決定をするための条件になっているということなんですか。ちよつと違うと思うんです、意味が。どちらなんでしょう。

○国務大臣(中谷元君) 前回からの議論もございまして、もう一度ちよつと整理をして申し上げますが、武力攻撃を受けた国の要請又は同意につきましては、存立危機事態の定義そのものには含まれていないということでございます。その上で、我が国が集団的自衛権を行使するに際しまして

て、武力攻撃を受けた国の要請又は同意が存在しないにもかかわらず対処基本方針を定めることはございません。すなわち、我が国が集団的自衛権を行使するに際しまして、存立危機事態を認定するためには武力攻撃を受けた国の要請又は同意が必要になるということでございます。

○小野次郎君 ほかの議員も聞いていますけど、なぜこんな重要な要件を法律には書かないんですか。

○国務大臣(中谷元君) これは、もう既に自衛隊法八十八条におきまして国際法に従つてという規定もございまして、またこういった武力行使を行うに際しまして、存立危機事態、これを政府として閣議決定する際には、その理由、これを明記する必要があるとしまして、その際、要請又は同意があったということは書き込むことになっているわけでございますので、法律では明記をしなかったということでございます。

○小野次郎君 法律には書かなかったけれども、実際に認定する、武力行使の決断するときには必要な事項であるという説明ですね。

これ、今日、全国紙のある新聞、一紙だけですけど、なぜ書き込まないのかと、同僚議員の質問に対して、他国の要請や同意を法的要件にすれば、国連による集団安全保障措置など、本来は要請や同意を要しない活動への日本の参加が制約される可能性が出るからだという報道があります。

これ、議論されたことないなと思つて一応検索してみたら、実は、六月一日に衆議院の方で玄葉元外務大臣がこんなことを聞いているんですね。国連憲章五十一条、集団的自衛権行使が許されるのは安保理措置がとられるまでの間に限定されているということを確認しているわけでありまして、ホルムズ海峡の機雷掃海の場合は途中から集団安全保障になった場合なんかはどうするんですかと聞いたら、それに対する総理大臣の御返事が、集団的自衛権の行使から今言った国連の集団安全保障措置に変わった場合でも引き続き行

います、同じことは個別的自衛権を発動している中において安保理決議があった場合もそのまま、やめなきゃいけないわけじゃありませんという答弁を六月一日にされています。

このことを意識されて法律に書かなかったんですか。

○国務大臣(中谷元君) 我が国が集団的自衛権、これを行使するに際しまして、武力攻撃を受けた国の要請又は同意が存在しないにもかかわらず対処基本方針を定めることはありませぬし、対処基本方針の閣議決定がない中で防衛出動を命じることもございませぬ。今回、存立危機事態、この認定をするに際しまして、この存立事態とはというところで法律にも明記をいたしておりますが、その三要件、これに合う場合におきまして、これが、武力行使が可能ということでございまして、で、そういう前提で考えております。

なお、もう一度申し上げますが、我が国が集団的自衛権を行使するに際しまして、武力攻撃を受けた国の要請又は同意が存在しないにもかかわらず対処基本方針を定めることがないわけではございまして、我が国が集団的自衛権を行使するに際して存立危機事態を認定するためには、武力攻撃を受けた国の要請又は同意が必要になるということでございます。

○小野次郎君 だから、私の質問は、対処基本方針なるもの、僕は現物見たことはありませんが、そこに国連安保理決議と書けば済んでしまうんですかと聞いているんですよ。

○国務大臣(中谷元君) 我が国が武力行使を行うには、あくまでも新三要件、これを満たす場合に限られますが、存立危機事態において我が国が武力行使を行う、武力の行使を行うことになった場合に、その国際法上の根拠が集団的自衛権の行使となるのかあるいは武力行使の容認をする国連安保理決議になるのかについては、個別具体的な状況に即して判断されることになるということでございます。

○小野次郎君 私の問いに対してはイエスと答え

ているんですか。

もう一度伺います。

玄葉さんの質疑、安倍総理の回答があり、今日のある新聞の報道のことを私は例を挙げました。つまり、我が国が武力行使をする、ホルムズ海峡で武力行使の際の要件として、その領域国ですかね、要請が必要だという答弁をされてきたけれども、法律には要件として書かない。書かない理由の中に、国連からの安保理決議があれば要請に代わることができるというふうな理解しているからなのかと聞いています。

○国務大臣(中谷元君) その際、我が国が武力行使をする際におきまして、集団的自衛権、集団的安全保障の場合におきまして、これは、新三要件では我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生することが要件である以上、武力攻撃を受けた国から我が国に対して事実行為として何ら要請、同意がないということは想定されませんし、また、最終的に閣議決定をする際におきましては、この要請、同意、これは必要事項として認定をするための必要要件ということでございます。

○小野次郎君 対処基本方針にその安保理決議を理由にすることはないという、答えはノーだということですね、じゃ。

○国務大臣(中谷元君) まあ、考えにくいということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記起こして。

○国務大臣(岸田文雄君) 集団的安全保障の部分に関わる議論でありますので、私の方から答弁……(発言する者あり) あつ、集団安全保障、集団安全保障に関わる部分ですので、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、基本的に我が国が武力行使を認められるのは、憲法との関係において新三要件が認められている場合です。そして、それを、そうした武力行使を国際法上正当化する理由として、従来

から議論があります集団的自衛権があり、そして今委員の方から御指摘がありました集団安全保障、国連憲章第七章、これも理由になるのではないかと、こうした御指摘がありました。

結論から言いますと、そうした集団安全保障を正当化する理由にする場合はあり得ます。だから、あり得ます。だから、今衆議院の議論の際にも、途中から正当化する理由が集団的自衛権から集団的安全保障に変わった場合どうするんですかと、そういう質問があった、そのとおりであります。

ただし、現実問題、集団的安全保障をもつて……(発言する者あり) あつ、集団安全保障をもつて我が国の武力行使を正当化できるケースというのは極めてまれであると考えます。ですから、通常の場合は集団的自衛権をもつて正当化される、これが通常であります。ですから、実際問題として、我が国が存立危機事態を認定する際に、その武力攻撃を受けた国からの要請、同意、これが求められることになる、これが通常であると考えます。

○小野次郎君 そうすると、岸田大臣の整理していただいた内容は、後から国連の安保理決議が根拠になる場合はあるかもしれないけれども、最初に武力行使をできるかどうかと判断するときには国連決議を根拠にすることはないと、そういう理解でいいですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 今申し上げたように、新三要件の認定は国内の手続としてありますが、それを国際法上正当化する理由として二つありますが、集団安全保障をもつて正当化するケースは極めてまれだということを申し上げております。よつて、先ほどの質問で、そういうことを想定するがために、要請、同意を法律の中に書き込まなかったのではないかと、こういった指摘がありました。が、そういった理由では全くないということ、は申し上げたいと思います。

○小野次郎君 法律に書いてないけど、すごい重要な要件があるということが分かりました。

そもそも、我々は憲法でどこにも自衛のための武力行使なんて認めていないわけですから、我々の憲法の理解というのか、国の成り立ちの理解からして、我々は決して自分から攻撃はしないけれども、我々の存立が脅かされ、国民の生命や自由が覆されるというか、失われそうなどときには、持てるものをもって反撃するんだと、撃退するんだと、これだけが認められている自衛権のはずですよ。

ところが、今日、中谷さん、あるいは岸田大臣と話していると、我が国に対する武力攻撃が切迫もしていないし予測もしていない、だけど存立危機事態と言つて、武力攻撃事態と同視すべきだと言つて我が国が武力行使する根拠になるんだと言っている。一方で、それでいて、要請という条文に書いてないものがなければ、どんなことがあつてもこの存立危機事態は認定できませんと言っている。

そうすると、原点に戻つて、我々は本当に座して死を待つことはできないというときだけ立ち上がると言っているのに、このままじゃ座して死を待つことになるじゃないですか。その国から要請が来なかったらどうするんですか。そのまま餓死者が出る、死者が出る、そう言つても絶対に立ち上がれない。国連決議があつても駄目だと今外務大臣言つた。どうやって立ち上がるんですか。何のための自衛権なんですか。この法律の、でき損ないだということを示しているんじゃないやしませんか。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国が武力行使をする際には、まず一つは、憲法の要請と整合しななければならない。あわせて、国際法において正当化されるものでなければなりません。この二つの要請の下に、今この平和安全法制を作り、国会の審議をお願いしているわけであります。

あくまでも、我が国が武力行使を行う、これは憲法の要請において新三要件に合致した場合のみであります。国際法上、それを正当化する理由として、この集団的自衛権があり、集団安全保障が

あるということです。先ほど来、整理させていただいていることに尽きております。

その範囲内で我が国として何ができるのか、現実において最大限国民の命や暮らしを守るために努力をする、これが政府の姿勢であると考えます。

○小野次郎君 座して死を待つかどうかだと私が聞いかけたら、お答えになるのは、当然中谷防衛大臣じゃないですか。外務大臣が何答えるんですか。防衛大臣、どうなんですか。

○国務大臣(中谷元君) この存立危機事態を判断する際に、まず大前提は、我が国と密接な関係にある国に対する武力攻撃でございまして、密接な関係にあるということは、当然、外交的にも、また共通の利害関係、また共通の危機にもあるということ、そういった国から要請、同意がないということはまず想定できないということでござい

ます。
○小野次郎君 時間ですからこれでとどめますが、先ほど同僚議員が事態対処法三条四項の責任も果たせないのがこの存立危機事態だとおっしゃいました。私は、それに続いて、今度、存立危機事態が全くすかすかの穴だらけで、何の歯止めにもなっていないし、何の役にも立っていないというのを申し上げて、そのことを指摘して、今日の質問を終わります。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

民間会社にも大きな影響を及ぼす戦争法案の中心について質問をいたします。

公開されたイラク復興支援活動行動史には、民間という言葉が何度も出てまいります。つまり、民間業者やその労働者が派遣活動の中に組み込まれてきたということであります。この行動史には、本派遣は総輸送力の九九％を民間輸送力に依存したとも記されております。

大臣、これ事実ですか。

○国務大臣(中谷元君) 御指摘のイラク復興支援活動行動史第一編第二章、派遣準備におきまし

て、本派遣では総輸送力の九九％を民間輸送力に依存をしており、本貨物機アントノフを延べ三十七機利用との記述がございます。ただし、九九％という数字につきましては、民間輸送力に大きく依存をしていたことを端的に表現をしたものでありまして、数量的な裏付けがあるものではございません。

○辰巳孝太郎君 では、どのような民間輸送力の依存があったのか、具体的に述べてください。

○国務大臣(中谷元君) イラク特措法に基づく活動に際しましては、政府専用機や自衛隊機の輸送機、輸送艦も使用いたしました。部隊派遣、要員の交代、撤収、これに伴う物資の輸送など、約六年間に及ぶ活動期間に必要な輸送ニーズ、これを満たすために、民間業者と契約の上、民間の航空機又は船舶を活用いたしました。

○辰巳孝太郎君 もう少し具体的に聞きたいと思いますが、イラク復興支援時の渡航に使われた民間航空や船舶のその回数と全体の中での割合、そして民間による技術者派遣は何回行われ、延べ何人が派遣されたんでしょう。

○国務大臣(中谷元君) これは、イラク特措法に基づきまして、平成十五年十二月から平成二十一年二月までの間、イラクやクウェートに隊員を派遣をし、おおむね四か月から六か月ごとに部隊を交代をさせました。

これに伴い必要となる要員や物資等の輸送手段につきましましては、具体的な輸送先、輸送内容、緊急等に応じて異なりますけれども、日本とクウェート間の輸送については概略申し上げれば、要員の輸送につきましましては基本的に航空機より輸送しておりまして、政府専用機により延べ二十四回、民間航空機により少なくとも延べ百回輸送しております。また、物資の輸送につきましましては、海上自衛隊の輸送艦「おおすみ」により一回のほか、少なくとも民間船舶により延べ十隻、主としてアントノフ輸送機により延べ六十三回輸送をいたしております。

○辰巳孝太郎君 民間による技術者派遣も聞いた

んですけれども、何回行われ、延べ何人が技術者として派遣されているのでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 民間輸送機、航空機の輸送については、アントノフ航空、ブリティッシュ・エアウエイズ、タイ国際航空など民間航空機を利用してございまして、これらの会社と契約をいたしております。また、日本航空におきましても、撤収の際に、平成十八年七月から九月までの間派遣する隊員を輸送した実績等がございます。

これでよろしいでしょうか。

○辰巳孝太郎君 技術者派遣、何人。

○国務大臣(中谷元君) 技術者につきましては、そういった事例がございまして、平成二十一年八月時点で契約相手方からの聞き取りなどを基に可能な範囲で集計をしたところ、延べ三十九名、これが派遣されたことと承知しております。

○辰巳孝太郎君 情報公開請求で開示された契約書には、大手物流会社、日本通運でございけれども、が受注して、民間航空機などを使ってクウェートに装備品などを運搬していたということとござい

ます。答弁していただきましたけれども、そこで使われた民間航空機というのが、アントノフであったり、ブリティッシュ・エアウエイズであったり、そしてタイ国際航空であったりしたということとあります。そして、日航も一度あったという答弁だったと思います。

装備品ということがこの契約書の中にも幾つか出てくるんですけれども、この装備品と書かれて

いるものは何なんでしょうか。

○委員長(鴻池祥肇君) 中谷大臣。(発言する者あり) 中谷大臣、答弁してください。

○国務大臣(中谷元君) 人道支援物資等でございます。

○辰巳孝太郎君 武器弾薬も含まれているんじゃないですか。

○国務大臣(中谷元君) 含まれております。

○辰巳孝太郎君 つまり、アントノフ、ブリティッシュ・エアウエイズ、タイ航空、またJA Lなどがこういう武器弾薬を運んでいたということ

とでよろしいですか。

○国務大臣(中谷元君) 民間の輸送機の、航空機の輸送につきましては、アントノフ、ブリティッシュ・エアウエイズ、タイなど民間機を利用してございまして、武器弾薬の輸送を含め、物資の輸送につきましましてはこれらの航空会社と契約をいたしております。

日本航空につきましては、隊員の撤収の際に帰国する隊員を輸送した実績がありますが、武器弾薬、これは輸送をいたしていません。

○辰巳孝太郎君 衆議院での審議では、自衛隊はサマワに百十ミリ対戦車弾、八十四ミリ無反動砲、十二・七ミリ重機関銃などを持つていったということが明らかになっていきますけれども、これらの武器弾薬などもこういった民間航空会社が運んだということとでよろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) 先ほどお答えをさせていただきましてけれども、民間の航空会社と契約をして輸送したということとでござい

ます。
○辰巳孝太郎君 イラク復興行動史にあるとおり、ほとんどの輸送が民間に依存をされてきたと、しかも、武器や弾薬まで民間航空機が運ん

だということが初めて明らかになりました。

私が感じるのは、その復興支援で使われた民間の、民間ですよ、復興支援でさえこれだけ民間機が使われているわけですよ。武器弾薬が運ばれていると。しかし、その民間の活動をまとめているわけですね。復興史にも詳細が出てこないわけです。二〇〇九年の七月に政府が作成したイラクでの対応措置の結果、これを報告した文書でも全く触れられていないわけでございます。

復興支援でこれだけ民間が関わっていると。ましてや、集団的自衛権の行使や後方支援が民間の協力なしではできない。私は、政府はそういう総括もなしに今この法案の審議が、議論が行われていると、これ、前提が崩れるというふうに思うんです。

委員長に求めたいと思いますが、このイラク復興支援活動の中での民間協力、民間の活動の実態

についての資料を求めたいと思います。

○委員長(鴻池祥肇君) 後の理事会にて協議をいたします。

○辰巳孝太郎君 さて、これら民間協力は、イラク特措法十九条、これ国以外、つまり民間企業などに協力を求めることができるという法文があるんですけども、この条項に基づいての協力要請なんですか。

○国務大臣(中谷元君) このイラク特措法に基づく自衛隊の活動に際しましては、主として日本とクウェートの間の移動について民間航空機等を使用しましたが、これらの契約に際しましては、特措法第十九条、民間協力等の規定に基づき民間企業に対して協力を求めたものではございません。

○辰巳孝太郎君 そうなんですね。つまり、契約であれば、これ法に基づくものでできるということであります。

イラク特措法には、復興職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならないとされていますけれども、このイラクに行った民間企業の従業員はこの安全確保の範疇の中に入るんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) この九条というのは、イラクの復興支援職員と自衛隊部隊との安全確保に配慮することを規定したものでありまして、この対象に民間企業の職員は含まれませんが、自衛隊が業務を実施していく上で業務に係る者の安全確保には万全を期すべきことは当然でございます。

○辰巳孝太郎君 この法文上の安全の確保には入らないということなんですね。

厚労省にちょっと聞きたいと思いますが、現地に派遣された民間企業の労働者は、労働安全衛生法にはこれ適用されるんでしょうか。

○政府参考人(土屋喜久君) お答え申し上げます。

労働安全衛生法は、原則として国内においてのみ適用され、海外に派遣されて現地で作業に従事する労働者には適用がございません。

○辰巳孝太郎君 適用されないということですよ。労働者が仮に経営者からこれ派遣に行けど、イラクに行けど、そのことを拒否すれば、これ業務命令違反にもなるわけですね。

民間航空会社始め民間の業者がイラクでの活動に深く関わっていたということが明らかにになりました。そして、契約で従事した民間企業労働者は、安全確保義務の適用もなくて安衛法などの適用もないということがイラクの派遣については実態ということが分かりました。

問題はこれからですね。審議中の今の法案では、国際平和支援法という新法、そして周辺事態法というのが重要影響事態法に改定をされる。つまり、自衛隊は、これまで他国の領土では活動ができなかったものが活動できるようになり、これまでの非戦闘地域から現に戦闘が行われている現場以外では後方支援活動が認められることになりました。活動範囲が広がったと、これは間違いないですね。

○国務大臣(中谷元君) 周辺事態法におきましては、政府としては我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態という極めて緊迫した事態に際して、我が国の平和と安全を確かなものとするために、関係行政機関が協力して対応し、また地方公共団体、民間企業等に対しても必要に応じて協力を求めることが想定されておりますが、この点は重要影響事態法でも変わりはありません。

その中で、現行の周辺事態法第九条第二項、これは国以外の者による協力について定めるものでありますが、あくまでも政府が行うのは依頼でありまして、協力の義務を課すといったものではございません。また、民間企業に協力を依頼する場合には、まず安全が十分確保されていることが当然の前提であることから、主として国内における輸送、傷病者の受入れ、施設等の貸与などの対応をしていたことを想定しております。

他方、具体的な個別の状況につきましては、安全が確保されていることを前提に、国外においては、例えば自衛隊の活動拠点やその近隣の空港、

港湾までの物資の輸送、故障した機材の緊急の修理といった対応をしていたことは排除をされないということでありまして、戦闘行為が発生したり、またそのおそれがあるような危険な地域において、これらの行為を民間企業に行っていたことはあり得ません。また、本来自衛隊が行うべき米軍等への後方支援活動自体につきまして、民間企業に言わば肩代わりとして行っていたこともあり得ません。

いずれにしても、民間企業による物資の輸送等につきましては、法的に義務を課すということとはなくて、あくまでも民間企業自らの判断で政府と契約を結ぶなどして対応をしていただければよくて、これは現行法においても同様でございます。

○辰巳孝太郎君 大臣、まだ聞いていないことに答えていただかなくて結構なんですよ。

それで、範囲は広がるんですよ。自衛隊が行けるところが民間業者が行けるところになるわけですね。どういうところに行ってきたか、これ非戦闘地域ですね。しかし、自衛隊が駐留したサマワでは、これ非戦闘地域とされましたが、それも危険な地域だったということが様々な開示請求資料でも分かっております。

先ほどの運搬したものの中には車両搭載対策機材というのがあって、これはIED、つまり即席爆発装置の遠隔操作を妨害する電波だと、発するものだというとも言われております。実際、二〇〇六年の五月三十一日には、陸上自衛隊車両とともに行動していたオーストラリア軍がこのIEDによる攻撃に遭ったということがあります。九条の話をされましたけれども、九条によらずとも自衛隊が民間会社とこれ契約をすれば、これはどこまででも行けるということでもあります。

この後方支援活動でも使われた、復興支援活動でも使われた民間航空機についても少し聞きたいと思うんですね。

国際民間航空条約、シカゴ条約は、民間機の保

護のため、軍事利用というのを原則禁止をしております。同条約は民間航空機のみ適用されて、軍の業務に用いる航空機は国の航空機とみなされて、同条約が適用されません。軍事利用は、民間航空の至上命題の安全輸送の理念に反するからだというのがこの条約の理念であります。

外務大臣に聞きますけれども、自衛隊や米軍がチャーターをした民間機が自衛隊員や武器弾薬を輸送した場合、この条約における三条(b)の軍の業務に用いる航空機に当たるんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の国際民間航空条約、シカゴ条約ですが、その中の第三条(b)に、軍の業務に用いる航空機、これは国の航空機とみなすとされています。これに該当するかという質問ですが、これ、チャーターされた民間航空機の使用形態、使用目的等に照らして、個々のケースごと、総合的に判断するということでございます。

ですから、例えば平成四年から五年に自衛隊が日本航空の民間機を使ってカンボジアに人員を送った際には、これは日本航空と、政府が日本航空と民事上のチャーター契約を締結したものであるとして、これは民間航空機として扱われています。一方、平成九年、これ、米軍が全日空をチャーターしたケースがあります。これは地位協定第五条に基づくこととされ、米軍の管理の下に運航されると判断されて、これは国の航空機とみなされる、このように政府として判断しています。

このように、航空形態等によって、個々のケース、判断されるものと考えます。

○辰巳孝太郎君 武器弾薬の輸送は軍の業務に用いるということでしょうか。この条約における三条(b)における軍の業務。武器弾薬の輸送。

○国務大臣(岸田文雄君) このシカゴ条約三条においては、そういったことは規定されていないと承知いたします。そもそも、このシカゴ条約は民間航空機のルールを定めるものであります。御指摘の点につきましては、この条約の中には何か規定はされていないと考えます。

○辰巳孝太郎君 私、この日本政府の判断基準というものが、大臣おっしゃられたように、所有形態、使用形態、使用目的等に照らして総合的に判断されると、こういう話なんですね。

しかし、どういう武器を運べばこれは国とみなすのかという基準は、これはつきり明示しておられないんですよ、外務省として。私はそれ、基準をはつきり明示するべきだというふうに思いますけれども、大臣、どうでしょう。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、御指摘の基準につきましては、条約の中には何も明記されていません。そして、政府の判断は先ほど説明いたしました。そして、国際民間航空機関、ICAOという国際機関がありますが、この国際機関の場においても統一な解釈は成立していないと考えます。

我が国の判断のみならず、国際機関等におきましても、航空機の所有形態ですとか使用形態ですとかあるいは使用目的等に照らして個々のケースごと、総合的に判断すると考えます。

○辰巳孝太郎君 国が民間機かという判別というのは、私は重大だと思ふんですね。しかし、その判別する基準というものをまだこれ明示されていないわけですよ。

外務省に聞きますと、その担当者担当者ごとが判断していますという話なんですけれども、しかし、担当者が替われば、この担当者が判断したのは国の航空機だと、また別の担当者が判断すれば民間機だということになるのは私はおかしいと、統一基準を作るべきだということを申し上げたい、求めたいというふうに思います。

ですから、相手国からすれば、兵員や武器弾薬を輸送しているこういう民間機、これが国となれば軍事目標となつてまいります。そもそも、日本の航空法では軍需品輸送を規定していない。これは憲法九条がそもそも歯止めになっているからであります。

かつて世界に路線網を張り巡らされた米国のパンナム航空は、戦争を続ける米国の象徴とされ

て、テロの標的になり、ついに破綻をいたしました。これを反面教師にすべきですよ。日本の航空機は軍事目標にされない、この土台を掘り崩すことになるのが今回の法案だと言っておきたいというふうに思います。

これは、航空だけではなく、港湾もそうなんです。本年四月の日米新ガイドラインでは、これ平時からの協力措置、施設の使用の項目の中に、民間の空港及び港湾を含む実地調査の実施に当たって協力すると初めて明記をされました。

防衛大臣、今回なぜ初めてこれが盛り込まれたのでしょうか。実地調査の実施に当たった協力というのはどういうことでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 御指摘の新ガイドラインにつきましては、平素からの措置として、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力するとされております。

自衛隊と米軍は、これまで、日米安保体制の抑止力の維持向上の観点から、平素から効率的な運用を確保するために相互に協力をし、我が国の平和と安定に関わる緊急事態における日米の共同対処能力の向上に努めてきております。この点、これまでの2プラス2の共同発表においても、日米双方による空港、港湾の調査について確認されており、実際に、空港、港湾に係る調査を実施してきております。

しかしながら、個別の調査の内容及びその実施状況、今後の予定など詳細につきましては、緊急事態における我が国及び米国の対応に際しては、緊要ものでありまして、事柄の性質上、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○辰巳孝太郎君 調査をしているということはお認めになりました。

二〇一一年、ウィキリークスの公表した秘密公文で明らかにした文書では、二〇〇八年、米国は日米共同概念計画五〇五五のため、日本国内の二十三の港湾、空港の調査を日本側に要求したということが分かりました。

この中で米側は、現在の計画の最も重大なリスクは、日本の空港と港湾への早期のアクセス計画がないことだと発言をしております。文書には、二〇〇八年の時点で二空港、二港湾の調査が終了していることが示されております。この文書の中では、次は下関港をやると、こういうことも記されております。

同時に、日本側からは調査の難しさを必死に説明をしております。例えば長崎、これは被爆地、歴史的な理由がある。また、野党が強いところ、これも難しい。調査の目的を公にできないことが調査が進まないという理由に挙げております。それでもアメリカは、この五〇五五の更新期限を二〇〇九年九月と定めて、それまでに調査を終えることを強く求めております。

これ間違いないですか。

○国務大臣(中谷元君) 日本政府といたしましては、ウィキリークスのように不正に入手され公表された文書につきましてコメントを差し控えるという立場でありますところ、本件についても、個別のことにつきましてコメントを差し控えていただきたいと思います。

○辰巳孝太郎君 統幕の監部は、代表はそのことに合意したと、こういうふうに発言をしているわけですね。

この調査の対象となるであろう港湾労働者で組織する全国港湾労働組合連合会は、この戦争法案に強い懸念を示しておりまして、廃案を求める決議の中でこう述べております。

戦争は、前線も後方支援も兵たん基地も一体で進められ、兵たん基地が攻撃の対象となることは必定で、港湾労働者は戦争の被害者となる。それは、さきのイラク戦争でイラク南部の港湾都市ウムカッスル港への砲撃で戦端が開かれたことを見れば明らかである。私たちが港湾労働者は、戦争の被害者にも被害者にもならないと、ここで述べているわけでありまして。

その内容すらも明らかにされないということでありまして。

委員長、求めたいと思いますけれども、この内容を、実地調査とは何なのか、どこまで進んでいるのか、これを公表することを求めているのだと思います。

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまの件につきましては、後の理事会において諮ることといたします。

○辰巳孝太郎君 今、様々な民間企業というのがイラク復興支援などでも関与をしていたということが明らかになりました。一般企業を通じて戦争人員の確保策というの今狙われております。

防衛省は、若者をターゲットにした自衛官獲得方策、こういうのを考えているということが明らかになりました。

かつて、奨学金の返済に苦しむ青年を対象に防衛省のインターンシップをというような提起があったということも、本委員会でも議論をされたことがありましたけれども、それだけではありませんでした。(資料提示) ここに示しているのが防衛省の作った「長期 自衛隊インターンシップ・プログラム」、「企業と提携した人材確保育成プログラム」のイメージというものであります。

「有意な人材の「民―官―民 循環プログラム」としてここには書かれております。

防衛大臣に聞きますけれども、これは、いつ、何の目的で、どの範囲で提案したのですか。

○国務大臣(中谷元君) 防衛省では、前原氏に対して、企業が新規採用者を二年間自衛隊に実習生として派遣するとのプログラムのイメージについてお示しをしたことがございます。

これは、自衛隊のインターンシップ受入れにつきまして前原氏側から関心が示されたことを受けまして、防衛省の任期制自衛官制度に当てはめた場合のプログラムのイメージの一案につきまして、課題も含めて、平成二十五年七月に、経済同友会において前原氏側にお示しをしたものと承知をいたしております。

○辰巳孝太郎君 前原氏って誰ですか。

○国務大臣(中谷元君) 前原金一氏でございます。

す。

○辰巳孝太郎君 前原金一氏というのは、経済同友会でもあったメンバーの方でありますけれども、一民間企業の方にこういうイメージを示したということですね。これ、どこでこういうイメージを示されたんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) これは、会合がございまして、平成二十五年五月に内閣府から防衛省に對しまして、経済同友会の前原専務理事が自衛隊でインターンシップの受入れについて関心を有している旨情報提供を受けまして、平成二十五年の六月、内閣府から防衛省に對してこのインターンシップの受入れについて情報提供がございまして、平成二十五年の七月に防衛省側から前原氏に對してそのイメージを示したということで、平成二十六年の五月に、文科省の有識者会議、学生への経済的支援の在り方に関する検討会におきまして、委員である前原氏がこのインターンシップ等につきまして関心を持たれたということでござい

ます。

○辰巳孝太郎君 大臣、どこで示したのかという質問をしたんですけれども、これは、防衛省の一官僚が前原氏の会社まで出かけていって示したということを開いております。

これ、中身見てびっくりしますよ。どういふのか。企業側で新規採用者を二年間自衛隊に実習生として派遣をする、一任期限定の任期制士として受け入れる、自衛隊は自衛官として勤務させて一定の資格も取得をさせる、二年間たちますと企業に返って社員として勤務をすると、自衛隊での受入れの期間中の給与等は官側の負担とすると書かれていっているわけですね。企業側のメリットとして、自衛隊で鍛えられた自衛隊製体育会系人材を毎年一定数確保することが可能だと、こう書いてあるわけですね。

大臣、なぜ体育会系人材を毎年一定確保することが企業側にとつてのメリットだと防衛省は考え

○国務大臣(中谷元君) 防衛省が示しました企業

が新規採用者を二年間自衛隊に実習生として派遣するとのプログラムのイメージにつきまして、前原氏側がどのように受け止めたのかは定かではございませんが、このプログラムのイメージには、実習生の身分、給与、採用選考など様々な点でまだ課題が多数ありまして、防衛省では、これ以降、これにつきまわりの具体的な検討は行つておらず、また今後も検討を行う予定もないということとでございますが、イメージを提供したというのは事実でございます。

○辰巳孝太郎君 大臣、質問に答えていただきました

体育会系人材、これを得られれば企業のメリットとなると、そういう人材を自衛隊では育成しているということだと思ふんですね。企業のトップに従順な人間をつくるということではないかと、これがウイン・ウインの関係かというふうに勘ぐることもできなくはないというふうに思います。そのほか様々書いておりますね。将来的には予備自衛官としての活用も視野と、こういう話もあります。

大臣、大臣は元自衛官ですから、仮にこの二年間の任期制士として受け入れられた場合、その期間のうちに仮に有事が起った際、これは防衛出動ということになるんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 防衛出動に際しましては、正式に自衛隊員にならなければ拘束はできないわけですね。このような場合におきましては、研修のプログラムでございまして、自衛官ではございませんので、そのような防衛の場合の招集の対象者になることはないということとでございます。

○辰巳孝太郎君 大臣、レクの段階では、任期制自衛官は既に招集されており、有事の際には当然防衛出動の対象になるというふうに聞いておりますけれども、どうなんですか。一般的にですよ、一般的に。

○国務大臣(中谷元君) 先ほど説明いたしました

とか給与とか選考の内容などは課題が多々あつて、その後検討は行つていないということとでございます。その内容については全く決定もしてないし、その後、検討も行う予定もないということとでございます。

○辰巳孝太郎君 一般的な質問で私は聞いています。仮にこれがやられたときに、自衛官として有事が起つた際には、これは防衛出動の対象になるということとあります。とんでもない、こういうことを考えることすら非常におどましいと言わなければならぬと思います。これ、予備自衛官とか志願者が減少する中で、民間企業を通じてそれらの確保を考えていると、考えていたことがあつたということと、私は大問題だと言わなければなりません。

防衛省側のメリットとしても、再就職のいわゆる援護、これが不要だとか、若者、優秀な人材、取り合い回避でウイン・ウインになると、そして、先ほど申し上げたとおり、将来的には予備自衛官としての活用も視野に入れると、防衛省の狙いが赤裸裸に書かれていられるわけでございます。

この集団的自衛権の行使を認める戦争法案というものは、これ、米国の無法な戦争に日本が加担をするものであります。戦地に行かされるのはまさにこういつた若者であります。今日、傍聴にもたくさん若い人たちが来てくれていますけれども、これだけ多くの若者がこの法案の本質を見抜いて、この法案の成立反対、廃案に立ち上がっております。そういう若者に、企業を通じて戦地に送るようなシステムを一経営者に提案をする、私

はその発想そのものが恐ろしいと言わなければならぬと思います。

○井上義行君 日本を元気にする会の井上義行でございます。

今、朝鮮半島で境界線を挟む、その境界線近く

で緊張感が高まっておりますが、まず、韓国国内の邦人について、どのような注意喚起を外務省はしていますでしょうか。外務大臣、お願いいたします。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、朝鮮半島における邦人の安全確保、平素から注意喚起を行つてきております。在韓国日本国大使館では、平素から、ソウル日本会と共同でソウル日本人会安全対策委員会を開催するなど、定期的な情報提供、意見交換を行っておりますし、さらには、緊急事態用の安全マニュアルを作成し、在韓国日本国大使館ホームページに掲載する。そして、こうしたマニュアルも配布を行つております。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕

平素から様々な備えですとか緊急時の行動について説明しておりますが、今回のこの事態を受けて対応した内容であります。まず、二十一日に、在韓国日本国大使館、そして在釜山総領事館、そして在清州総領事館、これらのホームページに、一つは軍事境界線付近への不要不急の訪問は控える、二つ目として安全マニュアルを参照する、三つ目として最新報道や大使館からの情報に留意する、こうした呼びかけのお知らせを掲載するとともに、邦人に対して、一斉通報メール、あるいはこの日本人会の連絡網を通じて注意喚起を行いました。また二十五日にも南北間の合意の内容を含む最新の情報を提供している、こういった対応を行つた次第であります。

○井上義行君 それでは、今回の法案により韓国にいる邦人の救出、例えば南北が戦争状態になつてその邦人を救出する際に、今の現行の法案と今回の法案の成立によつて、任務がどういう形によつて変わるのか、これを中谷大臣、お願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 今回の平和法制におきましては、新たに在外邦人等の保護措置、これを規定をいたしまして、海外の邦人を守るための制度の充実を図つたところでございます。

これにつきましては法案に規定をいたしております。

まして、それぞれの条件等もござりますが、大前提といたしましては、関係国の受入れ、これが必要でございますので、当面、韓国のケースにおきましては韓国側の同意を得るという必要がござります。

○井上義行君 韓国は、米側もおりますのでその同意が取りやすいというふうに思いますが、じゃ、北側にいる拉致被害者はどうなるのか。

先ほど外務大臣の方からそれぞれ、主権、国民、領土という言葉がございました。既に拉致被害者は主権を侵されて、そして国民の生命、財産に関わる、しかも人権法案では国の責務ということが規定されています。しかし、北朝鮮で受入れができない場合には、今回の改正があったとしても拉致被害者が救出できない、非常におかしい、その認識を大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 法改正後でありまして、北朝鮮に残された拉致被害者の救出について申し上げれば、自衛隊の活動につきましては、国際法上の観点、また我が国憲法上の観点から一定の制約がありまして、自衛隊の活動には限界があるということとは事実でございます。

拉致被害者の方々の安全確保は極めて重要でありまして、政府として様々な状況を想定するとともに、北朝鮮の情勢にも注視しながら、全ての拉致被害者の安全確保を図るべく全力を挙げてまいります。その際、同盟国である米国との協力が極めて重要と考えておりまして、これまで米国に對しても拉致被害者に関する情報を提供してきており、拉致被害者の安全確保のための協力を米政府に依頼をいたしております。在外邦人等の安全確保の在り方につきまして、今後とも不断に検討を行っていくべき課題であると認識しております。

○井上義行君 私がちょっと気になるのが、米國と連携をして、米國の救出によって我が國の邦人を救出すると。これは私も分らないわけではな

いんですが、アメリカはなぜそれができるんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) アメリカは、かつてイランの人質救出作戦やまたいような意味で活動しておりますが、これは米国内で米国内の法律等に基づいた軍の運用、また治安当局の活用でございまして、そのようなことが可能である国家であるということだということでございます。

○井上義行君 こういう理解でしょうか。日本は、日本国憲法が仮に可能だとしても、相手の了解がないと、やはり国際法の違反である。しかし、アメリカはそれをしたとしても、アメリカはそれを犯してもいわれる救出に向かうということの理解でしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 自衛隊の活動等におきましては現憲法の下に法律に基づいて行われるわけでございます。憲法によりまして、武力行使におきましてはこれの行使と威嚇はしないものというところでございますので、あくまでも自衛隊の活動等につきましては武力行使にならないものであるという前提で今まで考えられてきています。

○井上義行君 私は、この拉致被害者の救出は、武力攻撃を前提としているわけではなくて、いわゆる邦人の輸送という任務で、むしろ警察任務に近いわけですね。ですから、やはり私が以前申し上げたのとおり、いわゆるもし暫定政権、暫定地域というものができたら、その暫定地域の管理者が日本に對して要請なり、あるいは国連でこの邦人の救出については是非これをやってほしいと、あるいは自分の、我が國が求めに応じてそれを承認したからできるような特別措置法を私は作つた方がよいということ、前回、私の提案をさせていただきました。

いま一度、やはり政治家として、拉致被害者というものは、主権を侵されて、そして人質に捕らわれて、そして海外に出かける、自分の意思で行ったわけではない、やはり特別な存在なんですね。

ですから、やはりそうした救出に当たって、我々は武力攻撃をするわけではない、いわゆる救出のための輸送というのをやはり念頭に置いて救出ができるようにすべきだというふうに思っています。

○国務大臣(中谷元君) これまでも、自衛隊が海外において活動する場合に、必ず憲法九条との関係がこの国会でも議論になっておりまして、そういう意味におきまして、憲法九条、そして武力行使とならない範囲において法律の整備を行うてまいりました。

今回は人質の救出ということで、武力行使にならない条件といたしまして、国又は国に準じる組織と戦闘が行われない限りにおいて様々な条件を付けて、例えば受入れ国の同意とか、また警備当局との調整関係が確保される場合であるとか、そういったことで、武力行使にみなされない、また、ならないという前提において法律を提案をいたしておりますので、この点についてまた御理解をいただきながら、今後、いろいろな形で検討、研究は政治家としてはやっていくべきであると思っております。

○井上義行君 是非研究をすると、検討していただけないというふうに受け取りました。是非、政治家として、やはりこの拉致被害者の救出については真剣に、政府として、自國の国民ですから、他國に頼らずやはり救出ができるような仕組みをつくるべきだというふうに思っております。

そこで、我々は、今回の法案に当たって、入口、中口、出口ということで、事前承認、そして再承認、そして検証という形を、私たち元氣、そして改革、次世代と三党で修正案を出そうと今動いております。

そこで、事前承認については同僚から様々ないろんな議論がされておりますが、今日は再承認についてお伺いをしたいというふうに思っております。

存立危機事態で国会で承認があったら、次の承認というのはいつ来るんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 今回の平和法制の中で、国際平和支援法に基づく自衛隊の全ての活動とPKO法に基づく一部の活動につきましては、活動を継続する場合には二年ごとの国会の承認を求めなければならぬ旨を定めております。このことによりまして、政府の判断のみならず国会の関与も得まして、民主主義国家として適切に活動の継続が判断される仕組みが設定されているものだと認識しております。

○井上義行君 私の理解で、存立危機事態というのは時間とともに変わるんじゃないかというふうに思っています。

先ほどの議論を聞いてみると、想定されるのは機雷掃海しか今のところない。その機雷掃海であつたとしても、存立が脅かされる、もう根底から覆す状況というのは、いきなり突発的に来る、あるいは偶発的に来るのではなくて、じわじわじわじわ来るようなイメージを私は持っています。その中で、一回承認をしたけれども、総合的というのはいろんな、外務省の情報であつたり、内閣とか公安とか防衛省とか様々な情報情報を総合的に判断して、経済的にも全部含めた、軍事的な情報も含めて総合的に存立危機事態という形で政府は認定すると思うんですが、一か月たつたら存立危機事態が存立危機事態じゃない場合もあると思うんですね。

そういう場合というのは、存立事態が発生した時点で、これは二年間ずっと、未来永劫その任務が可能になるということで理解するんですが、それはどうでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機事態におきましては、我が國による武力の行使については主体的に判断をすることは言うまでもありませんが、存立危機事態の要件、これを満たさなくなったとの判断につきましては、これは事態対処法改正案第九条第十四項におきまして、内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなったと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは対処基本方針の廃止について閣議の決定を

求めなければならないとされているわけでござい
ます。

事態の対処につきましては、行政府の判断のみ
ならず、国会による民主的な統制が確保されたも
のとなつていてと考えております。

○井上義行君　そこで、どうしてもやはり国家あ
るいは行政というのはメンツというものがあつ
て、一回そこを走つてしまつてどうしても、い
や、何だ、日本はそこから撤退するのかわつたこ
とになつてしまふんですね。存立危機事態じゃな
いのにそのままやつてしまふということがあり得
るわけですね。ですから、我々は、承認をして
も、一定の期間、私たちが今想定しているのは九
十日ですけれども、九十日したらもう一回国会の
承認を取つた方がいいと思つてゐるんです。

それは、やはり情報というのは、例えばアメリ
カにおいても、イラクの戦争で大量破壊兵器があ
るという前提で動いた。ところが、大量破壊兵器
はなかった。常に情報というのは、非常に確度の
高い、いわゆる総合的に判断してこういう事実が
起くるだろうという中で動いてくるものだと思つ
ています。ですから、前提となつた、根拠になつ
た、その一番根拠になつたものが覆る場合もあり
得るわけですね。

ですから、こうした承認を得て、九十日たつた
らやはりしっかりと国民の負託を受けた国会で再承
認をした方が、やはりメンツとか、あるいは国際
的な非難とか、そういうものを考えずに素直に、
この条件に当てはまらないという中でその承認を
したり、あるいは承認ができなかつたりすること
が我々国会の役目だろうというふうに思つており
ますが、この再承認については今後しっかりと各
野党あるいは与党に呼びかけて、この再承認の実
現に向けて我々動いていきたいというふうに思ひ
ます。

今日は、この再承認の話について、我々、入
口、中口、出口を、この国会でもしっかりと歯止
めになる参議院としての意思をしっかりと私たち
は訴え、そしてこの修正に向けて動いていきたい

ということを申し上げて、質問を終わりにしたい
と思います。

ありがとうございます。

○浜田和幸君　次世代の党の浜田和幸です。

今、我が国は、電子政府、この実現に向けて、
内閣委員会でもマイナンバー制度、いろんな議論
が進んでおります。そういう電子政府、これを安
全に運営するためには、サイバー環境といったこ
とをしっかりと対策を講じておく必要があると思
うんですね。

そこで、まず中谷防衛大臣にお伺いしたいと思
いますけれども、今我が国を取り巻く脅威の源泉
というのは、多方面から、陸だけではなく海から
も空からも、サイバー、宇宙空間、本間に間断な
く攻撃が仕掛けられている状況です。そのう
ちで、防大の卒業生、これは陸海空と配属が成
績によって決まるんではないけれども、大半、主
に陸上自衛隊に入隊するという方々が大変多いん
です。しかし、将来の我が国に対する脅威という
ことを考えた場合には、今の陸海空の自衛隊の統
制、そういったまた陣容、人材、装備の運用体制
など、組織をもう少し柔軟に未来志向で捉え直す
必要もあると思うんですね。

そういった意味では、新しい脅威に対する備え
が今のよう陸上自衛隊への幹部が重用されると
いう体制のままでいいのかどうか、そのことにつ
いて、まず現状の認識、今後の展望について、中
谷大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(中谷元君)　私の認識といたしまして
は、防衛大学の卒業生が陸に偏重して厚遇を受け
ているという認識は持つていないで、それぞれ
陸海空にバランスよく適材適所で配置をされてい
るということでございますが、この防大の教育の
在り方、また将来の人事制度につきまして、委員
から御意見等もございましたので、今後とも検討
をしてまいりたいと思つております。

○浜田和幸君　やはり、サイバー攻撃に備える、
特に中国の四十万とも五十万とも言われるサイ
バー部隊、北朝鮮だつて四万、五万といふわけ

すよね。そういうところから来るサイバー攻撃に
対しては、やはり自衛隊の中に、陸海空をある意
味では超越する形の、あるいは統合した形のサイ
バー防衛隊、サイバー部隊も必要ではないかと思
うんですね。

そういうことで初めて、日本がこれから実行
しようとしているマイナンバー制度を言つてみれ
ば最大限に生かした電子政府といったものの安
心、安全が確保できると思うんですが、やはり軍
事マネジメントの観点からそういう発想の転換
も必要だと思ふんですね。そういうサイ
バー、電子政府といったことに対する基本的な政
府のお考え、これからどういう人材育成をしてい
くべきだと、その中には民間からの人材の登用と
いうことも必要だと思ふんですね。中谷大
臣のお考え、いかがでしょうか。

○国務大臣(中谷元君)　防衛省・自衛隊といたし
ましては、もう既にネットワークの監視、またサ
イバー攻撃の発生時を二十四時間体制で実施する
とともに、サイバー攻撃に関する脅威情報の収
集、分析、調査研究等を一体的に行う共同部隊
であるサイバー防衛隊、これ約九十名でございま
すが、平成二十六年三月に新編したところでござ
います。また、サイバー攻撃対処などを担う基盤とい
たしましての人材の育成、確保も極めて重要な課
題と認識しておりまして、教育の充実、部外から
の高度人材を効果的に採用する枠組み等について
検討を行っているところでございます。

また、ロボット・レーザー技術の先進技術につ
きまして、それらを担う基盤として人材の育
成、確保、これは極めて重要な課題と認識してお
りまして、国内の研究機関との共同開発、また研
究職員を国内外の大学院で研修させるなど人材の
育成に努めておりまして、今後ともそれらの方向で
取り組んでまいりたいと思つております。

○浜田和幸君　今大臣から、サイバー部隊、九十
人の編成をされたということ、中国とか北朝
鮮、あるいは同盟国のアメリカとも比べても、余
りにも桁が違ふと思ふんですね。やっぱり中国

が四十万、五十万人のサイバー攻撃部隊を擁して
アメリカの人事局のネットワークに侵入して、二
千万人を超えるアメリカの政府の個人情報
を抜き取っている、そういう状況があるし、ロシ
アはロシアで、エストニアの電子政府、あるいは
電子選挙を先般実施したときに、ロシアからのサ
イバー攻撃で電子投票が無残にも破壊されてしま
うというようなこともやつてゐるわけなんです
よね。ですから、九十人というのは、余りにも数
の上で劣勢に立たされてゐるんじゃないかと思ふ
んです。

もちろん、民間からの人材登用ということも
おつしやいましたけれども、ここは官民を挙げて
のサイバー対策ということにもう少し予算配分あ
るいは柔軟な人材の登用といったことを是非とも
御検討いただきたいんですね。いかがで
しょうか。

○国務大臣(中谷元君)　御意見をいただきました
。防衛省といたしましては、こういった安全保障
の変化、環境等を考慮いたしまして、大綱又は中
期防を踏まえまして、引き続き、資源の配分、こ
れの重点化を図りつつ、着実な防衛力の整備に努
めてまいりたいと思つております。

○浜田和幸君　今、世の中はインターネットを通
じて様々な情報が飛び交つてゐる。ネットバンキ
ングを含めて、インターネットがなくてはならな
い社会になつてゐますよね。しかし、元々このイ
ンターネットも、アメリカのDARPA、先進防
衛の軍事的な技術を中心に開発されたわけ
で、そのインターネットに依存している社会に対
する中国やロシアからの新しいネットシステム、
これは、アメリカ自身もインターネットの次、も
うアウターネット、宇宙から個人一人一人の携帯
やパソコンに情報を提供するような、新しいネッ
トの主導権をめぐる争いが今まさに展開している
わけですね。

そういう状況を踏まえますと、やはり日本も独
自のネット戦略といったことを、先ほど大臣は、

ロボットやレーザー技術、日本独自のものをこれから強化するとおっしゃいましたけれども、ロボットのドローンを含めて動かすためにもネットの技術というのは欠かせないわけですね。そういった意味で、ロシアや中国が今一体化してインターネットに代わる新しい情報のシステム、ネットワークをつくらうとしている動き、そういうことに対して日本は、じゃ、アメリカと連動してどのような対抗策が考えられるのか、是非とも柔軟な、今の安保法制の中でも、そういった未来志向のシステム構築についても是非検討を進めていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(中谷元君) サイバーにつきましても、せんだって合意をいたしました新しいガイドライン、この中にも項目として明記をされておりますので、日米間で協議をしたり、また、チームをつくって検討をしたりいたしまして、世界の変化、流れ等に対応して、防衛省・自衛隊としても検討してまいりたいと考えております。

○浜田和幸君 是非、サイバーに加えて、やはりインテリジェンス、先ほど井上議員からも問題提起がありました、国会で事前承認、これを実行するためにも、世界の不穏な動き、これに対し事前にしっかりと情報を収集しておくインテリジェンス機能というものは欠かせないと思います。

そういう観点で、やはり中国の孫子の兵法ではありませぬけれども、諜報の重要性といったことは、世界のあらゆる国々が力を入れて人材育成、これを取り組んでいるわけでありませぬけれども、隣国の韓国でも北朝鮮でも中国でもロシアでも様々な形で我が国に対する情報収集、それはハニートラップも含めて様々な働きかけが行われているわけでありませぬ、そういう海外の情報、心理戦に対する我が国の防衛策、あるいは我が国自身が海外の情報を収集するためのインテリジェンスの活動について、今どういうような人材育成をされているのか。

ゆる情報をかき集めるというのはなかなか難しいと思うんですね。民間からの人材や英知といったものをしっかりと吸収していく、そういうことも必要であると思うんですけれども、政府としては、そういう官民挙げてのインテリジェンス機能の強化についての余地、考えを、今どのようなことを考えておられるのか、是非とも考えをお聞かせください。

○国務大臣(中谷元君) 情報の分野でございますが、我が国を取り巻く国際情勢、また自衛隊の活動地域において、従来以上に綿密かつ迅速に情報を収集して、より総合的な分析を実施をするということは必要でございます。

そのため、防衛省といたしましては、公開情報、電波情報、画像情報、これの収集体制の強化、防衛駐在員の増員、情報本部における地域専門家の育成などによりまして、我が国独自の情報収集能力と総合的な分析能力の強化、これに取り組んでいく考えでございます。

また、閉鎖的な国家として組織の内部情報等の収集は相当な困難を伴いますが、安全保障環境が一層厳しさを増す中、国家の戦略的な意思決定を適切に行っていくためには、このような情報の収集が極めて重要でございます。かかる観点から、現在、政府全体として、対外的情報収集の手段、方法、体制の在り方について研究を深めているところでございますが、防衛省もこれに積極的に参画をしていく考えでございます。

○浜田和幸君 是非、そういう各省庁横断的な取組を加速させていただきたいと思っております。

現在、内閣情報会議とか合同情報会議に重要なインテリジェンスに関わる情報が上げられている。しかしながら、そういう会議に上げられるよりはかは、そこを通り抜けて直接内閣の官房長官とか首相補佐官に情報が上げられるということも多くなって、なかなか横断的な対応ができていく状況だと理解しております。

今、世界中で様々なテロあるいは不穏な動きがある中で、そういうことに、言ってみれば金融危機を人為的に引き起こすような、そういったパニック情報もまことしやかに伝播されているわけでありませぬ。そういう意味で、情報心理戦を勝ち抜くためにも、我が国が、各役所が持っている個別の情報をもうちょっと横断的に、国益重視という観点で言ってみれば収集し共有する、そういう体制が必要だと思っております。

そうすることをするためには、独立した中央集権型のインテリジェンス機構といったものが、必要になるんじゃないかと思うんですけれども、そういう点について、防衛大臣、外務大臣の考えをお聞かせください。

○政府参考人(岡田隆君) お答え申し上げます。現在の政府の取組でございますが、情報コミュニケーションといましては、内閣直属の情報機関として内閣情報調査室が設置されておまして、また、情報コミュニケーション、各省庁が内閣の下に相互に緊密な連携を保ちつつ、情報収集・分析活動に当たっております。具体的には、内閣情報会議やその下に置かれる合同情報会議を通ずるなどして、情報コミュニケーション、各省庁が収集・分析した情報が集約され、総合的な評価、分析を行う体制が整備されており、情報コミュニケーションとして機能しているというふうに認識しております。

他方で、我が国をめぐる安全保障環境が非常に厳しい中、政府といたしまして、政府の情報収集、情報機能を更に強化し、正確かつ機微な情報を収集して国家の戦略的な意思決定に反映していくということは極めて重要であると考えております。

御指摘の対外情報機関等の設置でございますけれども、今様々な議論がございまして、政府としても、情報の収集、集約、分析の一層の充実強化に取り組む中で、御指摘の点も含めまして真摯に検討してまいりたいというふうに考えております。

○浜田和幸君 独立したインテリジェンス機関の設置に関しましては、今自民党の中でも日本版CIA構想ということがいろいろと議論が進んでいるという具合に承っております。

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

これ、政府とすれば、そういう自民党内の日本版CIA構想、これをどういう具合に捉えておられて、その実現に向けて具体的なロードマップを描いておられるのか、その辺りについての政府の考え方はどうなのか、是非お考えをお聞かせください。

○政府参考人(岡田隆君) お答え申し上げます。御指摘の自民党における検討でございますが、現在自民党の中でも議論が行われているということは承知してございます。政府といたしましては、情報の収集、集約、分析の一層の充実強化に取り組むという中で、これについても検討してまいりたいというふうに思っております。

繰り返しになりますが、まさに対外的に、対外的情報収集をいかに強化していくのか、どういった手段、方法、体制の在り方が考えられるのか等については研究を深めているところでございまして、拙速は避け、しっかりと研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○浜田和幸君 そういう検討が進んでいるということですが、一刻一刻と日本を取り巻く国際環境というのは変化しているわけですね。これは、外務省にとっても対外情報収集というのは極めて重要な役割だと思っておりますけれども、そういった日本版CIA構想について、外務省、大臣としては、どのような活用方法、どのような情報共有ができるかと考えていらっしゃるか。最後にお聞かせください。

○国務大臣(岸田文雄君) 政府としての省庁横断的な情報収集機関につきましては、対外情報機関につきましましては、先ほど答弁があったとおりであります。その中にありまして、外務省としても是非しっかりと貢献をしていかなければならないと考えています。

そもそも、外務省としましては、全世界に百三十九の大使館、そして六十の総領事館が存在いた

します。それぞれの拠点に様々な情報源があり、人脈があるわけですが、これをしつかり充実していく、こうした取組も大事でありますし、また、この情報収集においても、より細かく分野別に取組んでいかなければなりません。例えば国際テロ情報というところにつきまして、この度、外務省の中に国際テロ情報収集ユニットを新設するための準備を今立ち上げました。

こうした形で、まずは外務省自身もしつかりと努力をし、あわせて政府横断的にどういった取組ができるのか引き続き検討をしていく、こういったことで外務省も貢献をしていきたいと考えます。

○浜田和幸君 以上で終わります。ありがとうございます。

○水野賢一君 無所属の水野賢一です。

先週の金曜日に質問をした、存立危機事態を認定する際には、密接な関係にある他国、武力攻撃を受けた他国からの要請が必要なのかという問題を引き続き質問します。

配付資料の一つですが、従来から政府が答弁してきたのは、集団的自衛権を行使するとき、つまり武力を行使するときには要請が必要だということと言っていたんですね。それはそれで分かりますよ。どこからの要請もなく、しかも日本が武力攻撃をされたわけでもないのに、自衛隊を海外に出して武力行使するなんていうことをしたら、それは国際法違反だというわけですね。

それは、確かにそんなことをしたら、集団的自衛権とか自衛権という以前に侵略じゃないかというような疑いさえ出てきちゃうわけですが、私が質問をしたのは、武力の行使の話じゃなくて、日本として存立危機事態だと認定するときにも他国の要請が必要なんですかという質問をしたんですが、これについては先週金曜日の質疑では答弁がかなり混乱していたんですが、昨日の中西健治議員の質問や先ほどの小野次郎議員の質問に対する答弁のときには、国会に来ると何かちよつと混

乱した答弁されるんだけれども、一応、認定にも要請は必要だというようなニュアンスで答弁されていて、昨日、大臣、記者会見ではかなり明確に言っているんですね。

記者会見、これは配付資料の三ですけれども、配付資料三の中の二ページ目、ゴチック体になっているところですが、そこを読むと、他国からの要請や同意がないのに存立危機事態だと認定することはないという趣旨のことをおっしゃっています。政府の見解はそのとおりでよいということですね。確認です。

○国務大臣(中谷元君) 私が記者会見で述べたとおりでございます。

○水野賢一君 しかし、大臣の答弁は、まず常識に反すると思うんですね。そして、法文上どこにもそんなことは書いていないわけなんです。まず、常識に反するということから言いますけれども、これ、日本の存立危機事態の認定ですよ、日本の存立危機事態の認定なんですから、武力の行使じゃなくて、存立危機事態かどうかの認定なんですから、他国の要請の有無はこの際関係ないんじゃないですか。逆の言い方をすれば、存立危機事態というべき状態に至っているにもかかわらず、他国から要請がないと認定できないというのは、これは普通に常識で考えておかしいというふうに思いませんか。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機事態の認定というのは対処基本方針の決定によって行うことになりまして、その対処基本方針におきまして事態の前提となる事実を記載し、防衛出動などの対処措置について定めるといふことになりました。これは閣議決定に至ります。

したがって、存立危機事態の認定と対処基本方針、また防衛出動が関係ないということとはございませんで、存立危機事態の認定をするためには、武力攻撃を受けた国の要請又は同意が必要であるという説明をしているところでございます。

○水野賢一君 いや、だから、答弁自体は、納得するかどうかは別として、言っている意味は分かるようにになりましたよ。だけれども、これ、存立危機事態なのに他国の要請がなければ認定できない、そういう存立危機事態というのは、そもそも概念そのものが自己矛盾なんじゃないですか。これは壮大な論理矛盾の上に、私、この存立危機事態だといふこの概念ができていくんだというふうに思います。じゃ、法文の方で伺います。

法文で、配付した資料の二ですけれども、二のところに、存立危機事態について、いわゆる事態対処法の改正案の条文を書いたわけですから、この定義を見ても、若しくはいわゆる新三要件というのを見ても、認定に他国の要請が必要というのとはどこにも書いていないと思うんですね。一体どこに書いてあるんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) この条文のとおりでありまして、武力攻撃を受けた国の要請と同意については存立危機事態の定義そのものには含まれておりませんが、その上で、我が国が集団的自衛権を行使するに際して、武力攻撃を受けた国の要請、同意、これが存在しないにもかかわらず対処基本方針を定めることはございません。

すなわち、我が国が集団的自衛権を行使するに際して、存立危機事態を認定するためには、武力攻撃を受けた国の要請又は同意が必要になるわけでございます。この存立危機事態の認定というのは、政府で対処基本方針を作りまして、それで閣議決定を行うという時点で私は認定というふう

に理解しております。

○水野賢一君 法文には書いていないということではないですか。

○国務大臣(中谷元君) この点につきましては、存立危機事態の定義、これは法案で書いたとおりでございますが、同じように、八十八条の二におきまして国際法規に従うということでございます。この当然のことながら、集団的自衛権の場合にはこの該当国からの要請、同意、これが必要だといふことではないかと。

○水野賢一君 いや、国際法規を守るのは当たり前なんです。当たり前だけれども、それ

は、今おっしゃったのは自衛隊法八十八条の話ですよ。これは、自衛隊を出して武力行使をするときの話じゃないですか。存立危機事態だといふに認定をするときには、これは日本国内の話なんだから、これ国際法規は直接は関係ないわけであって、じゃ、国際法規について伺います。

他国からの要請、同意のないままに存立危機事態だと認定したら、国際法の一体どこに違反するんですか。具体的に答えてください。

○国務大臣(岸田文雄君) 国際法上、集団的自衛権の要件としましては、武力攻撃を受けた国からの要請、同意、そして他に手段がないという必要性、そして必要最小限という均衡性、この三つが要件とされています。この三つの要件が国際法上求められているわけですので、その一番目の要件を欠くことになっていくので、集団的自衛権としてこの武力行使を正当化することができなくなってしまう、このように考えます。

○水野賢一君 今、岸田大臣が答えたのは、武力行使をして集団的自衛権を日本が発動するときにはそういう要件が必要だということを言っているんですね。それは分かっているんですよ。

私が中谷大臣にさっき聞いていたのは、存立危機事態を日本独自で認定しちゃったら、国際法のどこに違反するんですかということを、防衛大臣、お答えください。

○国務大臣(中谷元君) これは、憲法上でございます。我が国が武力行使、これを行いたい得るのはあくまでも新三要件、これを満たす場合に限られるわけでございます。

これは、存立危機事態の定義によりまして、それで武力行使を行うためにはあくまでも新三要件、これを満たす場合に限られますが、実際に存立危機事態において我が国が武力の行使を行うこととなった場合には、国際法上の根拠、これが集団的自衛権の行使となるのか、そういった点で最終的に認定する場合には政府で閣議決定を行うわけでございます。その際、対処基本方針を作成する際に、何ゆえに存立危機事態が必要なのかと

いう理由を書くわけでございますが、その際に該当国からの要請、同意、これは書くという事は必要なこととございます。

○水野賢一君 ちよつとこれ、憲法の話にすり替えられちゃ困るんですよ。国際法の根拠を聞いたんですよ。

○委員長(鴻池祥肇君) 座ったまま質問しないで、立つて質問してください。

○水野賢一君 じゃ、いいですか、今、中谷大臣、憲法にという話しましたけれども、私が聞いたのは、その前に自衛隊法八十八条の中に国際法規上問題があるんだと言いましたよね。国際法規上、どこに国際法上問題があるんだと、日本が単独で存立危機と認定したらと、そういうことを聞いているんですよ。憲法の話をしているんじゃないんですよ。答えてください。

○国務大臣(中谷元君) 憲法上、要件は三つございますが、その前提の要件といたしまして国際法に従うということとございますので、同意及び要請が必要だということとございます。

○水野賢一君 全く納得していませんけれども、ちよつと話進めますけど、今まで要請の話していませんで、答弁の中に要請若しくは同意が必要という話ありますよね。要請と同意は違う話なのであって、要請というのは、普通、他国からの要請というのは、攻撃を受けた国が日本に対して自衛隊を出して助けてくれというのが普通、要請ですよ。同意というのは、他国の同意というものは、こつちの方から自衛隊を出したいですけれども、ですかということと違って、向こうが同意するという捉え方が普通ですよ、言葉の普通の定義からして。

そうすると、あれですか、日本が武力攻撃されたわけでもないんだけど、しかも要請もないけど、こつちの方から自衛隊出しようと言いつつ出することもあり得るということですか。

○国務大臣(岸田文雄君) これは、同意するというのは、武力攻撃を受けた国が同意をするということとあります。ですから、これは事前にこうし

た同意を与えている、こういったケースを想定しています。専ら条約等の形で事前にそういった同意を与えている、こういったケースを想定して、要請と併せてこういった同意、これも集団的自衛権の要件として認められている、これが国際法上の考え方でありまして。

○水野賢一君 配付資料の四を御覧いただければと思うんですが、この四は、法制局長官が、これ公明党の北側一雄議員の質問に対しての答弁ですけれども、存立危機事態と認定するときの判断基準として述べたものなんですね。

これゴチャクの部分にいろいろ書いてありますけど、要は、事態の発生場所だとか規模とか我が国に戦禍が及ぶ蓋然性とか、こういうようなものを基に認定するんだというふうに言っているんですよ。

ここには他国からの要請の有無なんということは一言も書いていないですけれども、これは、法制局長官の答弁は、これは言いそびれていたというか、不正確だったということですか。

○国務大臣(中谷元君) 存立事態につきましましては、いわゆる三要件でございます。こういった答弁につきましましては、その事態の認定に対して考慮をする、政府が決定をする際に考慮すべきこととございまして、その際に、認定の前提といたしまして、国際法にのっとるということが前提でございますので、それは他国からの要請若しくは同意ということがございます。

○水野賢一君 だから、法制局長官は、これは不正確な答弁だということですか。

○国務大臣(中谷元君) この法制局長官の答弁は、いわゆる三要件に該当するかどうかという際の考慮事項を書いたものであると私は考えております。

○水野賢一君 もうあれなんですけど、じゃ、最後の配付資料の五なんですけど、これ、お騒がせの磯崎さんという方のツイッターですけれども、この方、変なことも結構言っています、私、このことでは筋が通った発言だと思うんですが、磯崎氏の六月十八日のツイッターでは、質問を

している人が、認定には他国からの要請が必須ですとかという質問に対して、この人は、認定の条件じゃないけど、国際法上、自衛権行使のときには必要だと言っていて、六月二十日にも同じようなツイッターで書いていますよ。

これは、磯崎氏の発言は間違いだということですね。

○国務大臣(中谷元君) この文章は磯崎氏の述べられたこととございしますが、いずれにいたしましても、この武力攻撃事態の、武力攻撃を受けた国の要請、同意につきましましては、存立危機事態の定義そのものには含まれていないということとござい

ます。

○水野賢一君 私が聞いているのは、要は、首相補佐官という、しかも、これ安全保障問題担当の首相補佐官ですよ。しかも、日付を見たら、これ国会に提出をした後ですよ。提出をした後にこういうことを言っている補佐官と大臣の答弁は明らかに違うというふうに思います。

大臣、繰り返して質問をします。磯崎氏の発言が間違っているということですか。

○国務大臣(中谷元君) 存立危機事態におきましては、先ほど法制局長官が示された内容であります。が、いわゆる三要件ですね、それで考えるということとございしますが、磯崎氏が言われているのは、実際におきまして、この集団的自衛権の国際法の手続として必要であるということにつきましましては、これは、政府として存立危機事態を認定する際に、この集団的自衛権の手続としては必要であるということと述べられたものではないかなと思っております。

○水野賢一君 いや、認定条件ではありませんと書いてあるんですよ。大臣の言っていることと全く逆なんです。磯崎氏が間違っているということとですね。改めて確認させていただきます。時間取らないでください。

○国務大臣(中谷元君) 先ほども申し上げましたように、集団的自衛権の行使の国際法の手続は、認定の前提と、前提といたしております。前提条

件だと言っております。

いわゆる存立危機事態の要件につきましては、三要件であるということとございします。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君) これは、私が説明した政府の考え方と磯崎補佐官がツイッターにて発信した内容は特段矛盾するものではないと考えます。すなわち、すなわち、存立事態の定義については含まれていないものでありまして、この武力攻撃を受けた国の要請、同意については、この定義そのものには含まれておらず、いらない。で、磯崎補佐官がツイッターで発信をされたものはこの点で理解をしております、私は矛盾していないということと理解しております。

○水野賢一君 このように、明らかに誰が見ても矛盾していることを矛盾していないというふうな答弁をすることがまず間違っていますから、このような、磯崎氏に対してこれはしっかりと聞いてみなさいいけないので、参考人招致を求めます。

○委員長(鴻池祥肇君) 本件につきましては、後の理事会で協議をいたします。

○水野賢一君 あと、このような明らかな矛盾を矛盾として認めない、間違いないと認めない大臣に対して、私はこの後、このまま質問を続けられないということと申し上げます。

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(中谷元君) 政府の方針としては、私が答弁したとおりでございます。磯崎氏のツイッター等につきましては、これと異なると言っても致し方ないと考えております。

ども、もう時間ですので最後にしますけれども、こういう間違いを平然とツイッターで述べている磯崎氏が今までのことも含めて任にふさわしいのかどうか、官房長官の今の意見を、議論を聞いての感想も含めて官房長官の御意見を聞いて、私の質問を終わります。

○国務大臣(菅義偉君) 今の防衛大臣の答弁したとおりだろうというふうに思います。

そして、磯崎補佐官については、委員からそういう意見があったということも、そこは踏まえまして、皆さんに……(発言する者あり) いえ、皆さんにしっかりと対応するということをここで申し上げたというふうに思いますので、そういう中でこれからもしっかり頑張っていたきたいというふうに思います。

○水野賢一君 時間ですので終わりますが、改めて磯崎氏の参考人招致をして、私の質問を終わります。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

私も今日、実は、戦争法案の中の集団的自衛権行使の問題、それから国際法との関係について質問を予定しておりました。やっぱり無理があるんですよ。集団的自衛権の限定行使、限定容認、そして存立危機事態という概念をつくって、そしてそれで法律の組立てをすること自体に無理があるから、やっぱり先ほどのような議論になるのではないかと思っております。

それで、国民の皆さんの理解も私、広がっていないと思います。そもそもその原因は、やっぱり憲法違反ではないのかと、この戦争法案そのものが。昨日も、広田委員とそれから総理、内閣法制局長官とのやり取りがずっとございました。ずっと平行議論。総理も法制局長官も同じ答弁を繰り返されておりました。

集団的自衛権行使の議論に入る前提として、ちよっと法制局長官に確認をさせていただきたいと思っております。

要は、今回の集団的自衛権行使容認ができるという憲法解釈の変更をした根拠、これは、一九七二年、昭和四十七年の政府見解、この基本的な論理を使つた。そして、最後の結論は、集団的自衛権行使できないから、できるとしたその理由はただ一つだけ、安全保障環境が変わつた。しかし、それだけでは根拠が弱いので砂川判決を持ち出した。一九五九年のこの砂川判決、自衛権について最高裁が判断をしたただ一つの例だということ、ほこりをかぶつたやつを無理やり引っ張つてきた。この砂川判決の中には、まさに傍論、端つこの論ですけれども、集団的自衛権行使は否定されてない。そういう理由で今回の憲法解釈の変更をした、それを政府は一貫して説明している。

そのように私は理解しておりますが、内閣法制局長官、そういうことではないんですか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 無理やり砂川判決を持ち出したというところは違います。

昭和四十七年見解の前提として、砂川判決で述べられていますが我が国の自衛権は否定されてないというところを前提として昭和四十七年の見解が組み立てられております。その上で、その基本的な論理の二番目として、憲法九条の下で許される自衛権の行使は限定されているということで、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合に限られるのだということを述べております。

当時におきましては、繰り返しこれまでも何度も述べておりますけれども、当時におきましてはそれに該当するのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみであるという事実認識の下で、当時の結論、すなわち我が国が武力の行使ができるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという結論を述べているということでございます。

○吉田忠智君 限定的であれ、集団的自衛権行使ができるというふうに解釈を変更したわけであり

安全保障環境が変わつたということを理由にして解釈を変えたのであれば、また政権が替わつて、また安全保障環境が変わつたということでも解釈を変え得るのではないかと、そういう指摘がございますけど、その点については、法制局長官、どのように答えられますか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 我が国に対する武力攻撃が発生した場合、つまり、その場合のみが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのかどうかという事実認識、それがまた安全保障環境の変化によつて変わつたということを申し上げておりますけれども、それはその事実の問題でございます、いわゆる法の解釈ということそのものではございません。その事実をどう認識するかという事実認識の問題でございますので、政権が替わつたから事実認識がそう簡単には変わるとい

○吉田忠智君 それは、法制局長官、理解できません。事実認識、政権が替わつて事実認識は変わらないんですか。変わるに決まつているじゃないですか、そんなこと。理解できない。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) それは、法理ではなくて事実認識の問題であるということでございます。かつ、その事実認識はやはり客観的なものでございますので、政権が自由に事実認識そのものをえらられるということではないということ

を申し上げたつもりでございます。

○吉田忠智君 事実認識に基づいて解釈を変えたということですから、それは誰が考えても、政権が替わつて、事実認識に基づいて解釈を変えるんじゃないですか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) ですから、事実認識と申し上げているのは、まさに我が国を取り巻く安全保障環境の現状あるいは今後の推移についての予測のことでございます、それが、その政権が勝手に自由にその事実認識を変えられるというのではないのだらうと、やはり客観的、合理的に認識した事実認識に基づいて認定すべき

のであるかということをお願いしているわけでございます。

○吉田忠智君 全く理解できません。

それともう一つ、先般、この特別委員会の冒頭の総括質疑で私は横畠長官に質問してお答えいただけませんでした、私が今回の特別委員会の質疑で一番やっぱりショックを受けたという、これは大変な事態だと思つたのは、衆議院の特別委員会の参考人質疑に出てこられた内閣法制局長官OBが、議事録の残る場で出てこられて、憲法違反だと、現に国会で議論されている法案について法制局長官経験者が憲法違反だと、宮崎先生それから阪田先生言われましたけれども、前例がありませんよ。

このことについてはどのように思われますか、長官。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 元内閣法制局長官でございますが、現時点におきましては民間、官職にない民間の方でございます。国会において発言されたこと、それはそれなりの見識かと思

いますけれども、それについて私どもとしてコメントすることはございません。

○吉田忠智君 憲法の番人と内閣法制局は言われました。残念ながら、番人の役割を果たしてないということをお願いいたします。

これからまたこの問題については、国民の皆さんが一回今回の戦争法案でやっぱり疑問に思っている点でありますから、ほかの党の皆さんも是非また本質的な議論をしていただきたいと思

います。

それで、今日、実は先ほど水野委員もそれから小野委員も取り上げられました件について、もう先ほど議論がありまして、他国からの要請ですね、それについては必要だということで中谷大臣から明快な答弁がありました。

改めて確認をします。ニカラガ判決で示された二要件、武力攻撃の犠牲国による武力攻撃を受けた事実の宣言、それから他国への要請というこの二要件、これは法文上明記をされていません

れども、そのことについての理由、改めてお伺いします。

○国務大臣(中谷元君) まず、我が国が集団的自衛権を行使するに際しまして、武力攻撃を受けた国の要請、同意が存在しないにもかかわらず対処基本方針を定めることもございませぬし、これに際して、認定をするためには武力攻撃を受けた国の要請、同意が必要となります。

このことにつきましては、二つ、自衛隊法八八条に国際的な法規に従うと書いているということと、この対処基本方針を定める際に攻撃を受けた国の要請、同意が存在していると、そういうことを理由に明記するという二点でございます。したがって、法案に書く必要はないということでございます。

○吉田忠智君 もう一点、中谷大臣に確認させていただきたいと思いますが、本法案によって集団的自衛権行使の対象となる密接な関係にある外国は、当然のことながら米国だけではありません。個別具体的な事例に即して総合的に判断されることとされていきます。いわゆる新三要件の適否も政権が総合的に判断することとなっております。

集団的自衛権が恣意的に発動されるおそれがあるのではないかとということも、もちろん国民の皆さん、不安として広がっておりますけれども、密接な関係にある外国、この判断基準を明らかにしてください。

○国務大臣(中谷元君) どのような国が我が国と密接な関係にある他国に当たるかにつきましては、あらかじめ特定されているものではなくて、武力攻撃が発生した段階において個別具体的な状況において判断するわけでございますが、累次お話をいたしているとおりの、共通の危険として対処するという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国を指すものであると考えております。

○吉田忠智君 ニカラグア事件判決は、アメリカがコントラというニカラグアの反政府武装勢力を集団的自衛権を理由に支援したことが不当であつたというところであります。

たということでありまして。

本法案によって集団的自衛権行使の対象となる密接な関係にある外国には、我が国が承認していない国、それから国連に加盟していない国、国に準ずる組織、他国内部の武装勢力等は含まれますか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、対象となるものは国家とされていきます。そして、その中には、御指摘のように、未承認国あるいは国連に加盟していない国、これは含まれると解されます。

○吉田忠智君 ちょっと確認しますが、我が国が承認していない台湾は密接な関係にある外国に含まれますか。イエス、ノーでお答えください。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、台湾につきましては、サンフランシスコ条約に基づいて、我が国は全ての権原、法的立場を放棄しております。よって、台湾につきましては何らかの法的な立場を申し上げることは適切ではないと考えております。

○吉田忠智君 はっきりお答えください。

○国務大臣(岸田文雄君) 台湾につきましては、従来から、政府として先ほど申し上げたような答弁をさせていただいております。

サンフランシスコ平和条約二条だっと思いましたが、これによりまして、全ての権利、そして権原、そして請求権、これを放棄しております。台湾の法的地位に関して独自の認定を行う立場にはない、このように申し上げております。

○吉田忠智君 密接な関係にある国に含まれるかどうかだけ答えてください。イエスかノーか。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほども申し上げました。台湾の法的立場について認定を行う立場にはない、これが我が国の立場であります。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(岸田文雄君) 御質問の台湾についてですが、私の立場からお答えできるのは先ほど申し上げたとおりであります。

し上げたところであります。それ以上のことはお答えすることはできません。御了承いただきたいと存じます。

○吉田忠智君 納得できませんけれども、いずれにしても、密接な関係にある外国と言いつつ、無限定に対象が拡大をしていく可能性があるわけですから、この法案の危険性が表れていると思えます。

委員長、いずれにしても、本法案によって集団的自衛権行使の対象となる密接な関係にある外国の判断基準について、政府の統一見解を理事会に提出するよう求めたいと思えます。

○委員長(鴻池祥肇君) 本件につきましては、後の理事会にて諮ることといたします。

○吉田忠智君 それでは、時間がなくなりましたが、外務大臣に最後にもう一点質問します。

集団的自衛権行使の内容を吟味して要件を明らかにしたことから、ニカラグア事件判決がしばしば引用されるわけでありまして。国際司法裁判所は、アメリカの集団的自衛権行使の違法性を認定をして、アメリカに賠償を求めています。アメリカは、ICJ判決に従わず、御案内のとおり、判決履行を求める安保理決議に拒否権を行使して、国連総会の四度にわたる判決履行を求める決議を無視して、ついには、ニカラグアの政権を親米政権に替えて、提訴を取り下げてしましました。

ICJの判決や国連総会決議に反する、自国の集団的自衛権行使に対する独自の判断に固執するアメリカの態度について、外務大臣、どう思われますか。これも答えられない。

○国務大臣(岸田文雄君) ニカラグア判決につきましては、結論としまして、米国による行為の集団的自衛権による正当化、これを退けたものと見て承をしております。そして、その後の対応につきましましては、我が国としましては、これは第三国間、に何か申し上げる立場にはありません。

いずれにしても、我が国としましては、こ

うした国際法上の判決、あるいは様々な具体例の下に確立された国際法上の原則をしつかり守りながら我が国の取組を考えるべきだと考えます。

○吉田忠智君 ありがとうございます。

この続きは、また二十八日にさせていただきます。

○山本太郎君 ありがとうございます。生活の党と山本太郎となかまたち共同代表の山本太郎でございます。

いきなりですけども、通告なしの質問です。日本国憲法第十八条にはこうあります。「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」。これは、人を奴隷的拘束に置くこと、通常考えられる以上の苦痛を伴うような強制的な労務は、犯罪による処罰以外では、たとえ本人の同意があつたとしても絶対的に禁止だということですよ。

日本国憲法第十八条を根拠として、徴兵制は我が国では憲法違反であるという理解でよろしいでしょうか、防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) そもそも、徴兵制は憲法第十八条が禁止する意に反する苦役に該当する明白な憲法違反でありまして、徴兵制の導入は全くないということでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。通告なしの質問にもばっちりのお答えをいただきました。

これ、特に意に反するという部分、意に反するという部分が一番のポイントであり、大切な重要なところだと思えますけれども、いかがお考えですか、大臣。

○国務大臣(中谷元君) 戦後の日本は、自由そして民主主義、これが基本でありまして、この自由主義、民主主義に反しているということで、大事な規定だと思っております。

○山本太郎君 意に反するということがすごく重要な部分だということを申し上げてくださった

んですよ。ありがとうございます。

では、パネルをお願いします。(資料提示)

先ほど、お名前間違いました。前原キイチさんではございません、前原カネイチさんでございます。是非、覚えてさしあげてください。

本日は、八月三日に質問を私がいちしました経済的徴兵制の続きでございます。

パネル、配付資料でお示ししましたのは、昨年五月二十六日、文部科学省の学生への経済的支援の在り方に関する検討会議事録、当時、経済同友会専務理事の前原金一さんの発言です。この前原さん、奨学金の日本学生支援機構での立場が二転三転したんですよ。というのも、この八月三日の委員会に是非お呼びしたいということでスケジュールをお伺いしたんですけれども、その立場が二転三転したという話を今からしたいと思うんです。

日本学生支援機構にそのことについて、あれどうなった、あのときのこと、あのときの混乱どうなったと、スケジュールのことを改めて確認しましたところ、前原さんは、質問当日の八月三日はまだ日本学生支援機構運営評議会委員だったんですけれども、質問の翌日の八月四日に退任手続が完了して、八月一日付けで日本学生支援機構運営評議会委員を退任したそうなんです。何でこんなややこしいことをするのか、よく分からないなというね。だったら委員会呼べたんじゃないのかとも思うんですけれども、よく分からないな、やっていることがという話なんです。

参考人としてお呼びすることを理事会でも協議していただいたんですけれども、残念ながら、経済同友会の壁は厚かったのか、駄目でした。

話を進めます。

パネルの下の部分、資料の下の方ですかね、前原さんの発言がございます。百数十万人いる無職の者の就職対策として、防衛省は二年コースのインターンシップをやってもいいと言っているという発言について、中谷防衛大臣、先日、防衛省で

は前原氏に対して、企業が新規採用者を二年間自衛隊に実習生として派遣するとのプログラムのイメージについてお示ししたことはございます、プログラムのイメージについてお示しをしたことはございますとお答えになりました。

パネルを替えていただきました。

防衛省が作ったというプログラムのイメージをパネルにいたしました。皆様はお手元に資料があると思います。これ、先ほど共産党さんも出されていきましたよね。これ、タイトルがあります。「これって、新しいタイプの「徴兵制」じゃないの?」というの、こちら、私で勝手に付けました。もちろんですよ。その下の部分が防衛省から提出してもらったものです。

防衛省の説明では、二年ほど前、内閣官房副長官補室の再チャレンジ担当者から経済同友会、前原さんの意向が伝えられ、防衛省で作成したということでした。内閣官房、これ事実でしょうか。その経緯について簡潔明瞭に御説明いただきたいのですが。

○政府参考人(岩淵豊) 御説明申し上げます。

政府におきましては、平成二十五年の二月から若者・女性活躍推進フォーラムを開催し、再チャレンジ担当大臣の下で若者の活躍に関する取組についての検討を行い、提言を取りまとめました。その過程で、就職・採用活動開始時期の変更について経済三団体に事務方から説明に伺いました。経済同友会につきましては、当時この件を担当されていた前原金一副代表幹事・専務理事に説明いたしました。その際に先方から、若者が自衛隊において研修することについての提案がありましたので、防衛省にその旨をお伝えいたしました。

○山本太郎君 以上ですか。

この経済同友会の前原さんという人の意向が伝えられるとどうして防衛省はこういうものを作ってくるのかというのが、訳が分からないですよ、よく分からない。今日はその内容について

質問したいと思っています。

この防衛省が作成いたしました「長期 自衛隊 インターンシップ・プログラム(イメージ)」、「企業と提携した人材確保育成プログラム」ですけれども、これは防衛省の誰の責任で作成し、誰の決裁で前原氏に提出し、そして当時の防衛大臣は小野寺さんですかね、知っていたんでしょうか。簡潔に御説明ください。

○政府参考人(眞部朗君) 防衛省におきましては、今委員おっしゃいました前原氏に對しまして、企業が新規採用者を二年間自衛隊に実習生として派遣するというプログラムのイメージにつきましてお示ししております。これは、自衛隊へのインターンシップ受入れにつきまして前原氏側から関心が示された。それを受けて、防衛省の任期制自衛官制度に当てはめた場合のプログラムのイメージの一案、そういうものとして、課題も含めて当時お示しをいたしましたものでございます。

あくまで部外の有識者に対しお示しするイメージの一案、これを担当課において作成したものでございまして、当時の防衛大臣に対して報告あるいは説明をしたというのではないというふうに承知をいたしております。

○山本太郎君 大臣も知らなかったって。だって、防衛省の人間使ったんですよ。話聞いたら、これ三、四人で作りましたと、二か月ぐらい掛かって。防衛省の人間を使って、しかも税金で食っている人たちですよ。なのに、大臣はそんなこと知らないんですかという話なんですよ。

で、誰が作ったんですかという話についてはちょっと具体的には聞けなかったような感じがするんですよ。それでも、そうでもなかったですか。(発言する者あり) ありがとうございます。具体的にお願います。何々課、誰々ですか。

○政府参考人(眞部朗君) 先ほど担当課と申しましたが、この担当課は人事教育局の人材育成課でございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

なるほど、そうですね。(発言する者あり) あつ、そのとき関わっていたんですか、御本人。そのときは部署が違ったんですか。

○政府参考人(眞部朗君) これは二十五年当時でございますので、私自身はこれには関わっておりません。

○山本太郎君 ありがとうございます。

後ろからリクエスト来るので、ついでに聞いてみたいと思います。局長は知っているのかという檄が飛びましたので、局長さんは御存じだったんでしょうか、このことは。

○委員長(鴻池祥肇君) 質問ですか、今。

○山本太郎君 はい、そうです。委員長、済みません。

○政府参考人(眞部朗君) 当時の局長にまで報告なり説明なりはしたというところの確認は取れておりません。

○山本太郎君 ありがとうございます。

じゃ、それを確認していただいて理事会に報告していただけるように、お取り計らいをよろしくお願いたします。

○委員長(鴻池祥肇君) 後の理事会で諮ります。

○山本太郎君 戻ります。このパネル、このイメージの内容に戻りますと、見てみると、企業側から見れば、新規採用者、二年間、自衛隊に実習生として派遣するとあります。実習生とは言っているんですけれども、自衛隊側から見ると、二年間、任期制自衛官として正式に採用、給料も自衛隊が支給すると、給与等も自衛隊支給。まさに自衛隊員そのものになりますよというお話なんです。

防衛省側のメリットとしては、厳しい募集環境の中、援護不要の若くて有為な人材を毎年一定数確保することができ、企業側との関係が進めば、将来的には予備自衛官としての活用も視野と書いてあります。

これって、企業に正社員として採用されたが、

本人が望んでいないのに、企業の指示、命令で二年間、自衛隊員として勤務させられるということになるんじゃないですか。これ、まさに本人の意に反する自衛隊勤務することになりますよね。これって新しいタイプの徴兵制じゃないのって思うんですけど、大臣、どう思われますか、防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) 当時の担当者から意見を聞いたわけじゃないんですが、あくまでも二年に限ったインターンシップということでございまして、これを、将来も拘束するという意図もない、純粹にインターンシップとして捉えていたのではないかと思います。

なお、この点につきまして、身分、給与、採用選考などの様々な点で課題はたくさんあるわけではございまして、この中身、具体的な検討についてはその後行っていないというふうに聞いております。

○山本太郎君 今やられていないから別に問題ないじゃないかという話ではないと思うんですけど、こんなことが行われていたという事実があるんですけどね。

岸田大臣、これ、またついでにと言ったらおかしいんですけども、その流れでちよっとお聞きしたいんですけども。昨日はありがとうございます。総理が答えないことを大臣が答えられる範囲で答えていただけ、ありがとうございます。

話は戻るんですけども、再チャレンジ担当大臣でいらつしたんですかね、以前。ちょうど二〇〇七年ぐらいですか、夏ぐらいに。その絡みということもあるわけなんですけれども、これ、ニュータイプの徴兵制というにおいとか、何かばつと聞いてみて、何かそんな感じというのを大臣自身は受け取りますか。短めにコメントいただけるとうかります。

○国務大臣(岸田文雄君) 少なくとも、私、そのプログラムを拝見しまして、ニュータイプの徴兵

制だということを感じておりません。

○山本太郎君 ありがとうございます。資料に戻ります。真ん中の段、企業側のメリットと書かれた一ボツ目、「企業側のメリット」こんなことありますって書かれています。「自衛隊で鍛えられた自衛隊員「体育会系」人材を毎年、一定数確保することが可能。」という宣伝文句にしているんです。

そんなつもりで元々いた会社の面接を受けた人ってはいませんよね、自分がまさか自衛隊製の体育会系人材にされると思ってた。だったら、元々自衛隊の面接を受けてますって話ですよ、それが希望だったら。何なんだ、それって。企業の指示、命令で二年間、自衛隊員として勤務させられるという、まさに本人の意に反する自衛隊勤務。憲法第十八条違反じゃないですか、これって。

中谷大臣、今後とも、防衛装備調達など防衛省・自衛隊とつながりのある企業も含めて、このような企業と連携した自衛官の採用ということ、行うことはないんだというふうに断言していただけますか。

○国務大臣(中谷元君) この目的というのは、インターンシップということで短期間に学ぶというのが目的ではないかと思っておりますが、企業側のメリットにつきましては企業側の方がお考えになったこととございます。

しかし、このような徴兵制を狙うとか、その人の意に反して拘束するとか、そういう気持ちには毛頭ございませんし、そういう計画は私は作らせません。

○山本太郎君 もう普通に考えて、二年間、インターンシップという名の下に、元々行っていた会社、自衛隊に行くつもりじゃなかったのに行かされてというような状況をつくるということ自体がもう憲法十八條違反になっているということなんです。それを感じもせず、経済団体のおじさんと、そして防衛省の人間が一緒になってそのイ

メージをつくりましたみたいな感じでやり取りやられていること自体が恐ろしいという話なんです。でも、そういうことはしない、この先しないということが確認されたと思います。

続きまして、パネルの上の方になりますかね、前原さんが奨学金の延滞者情報を求めた、奨学金延滞者情報を欲しい、求めている件。八月三日の質疑で、日本学生支援機構は、個別の延滞者の情報について、前原委員あるいは防衛省、他省庁に提供したり、防衛省や他省庁から問合せを受けた事実はございませんと回答されました。

下村大臣、お待たせいたしました、申し訳ございません。今後とも、防衛省や他省庁に対して個別の延滞者の情報を提供することはないと断言していただけますか。

○国務大臣(下村博文君) おっしゃるとおりでありまして、この奨学金に関する個別の延滞者の情報については、日本学生支援機構は、防衛省や他省庁に対してこれまで情報提供を行ったこともございませんし、今後とも提供を行うことは考えておりません。

○山本太郎君 ありがとうございます。

下村大臣、先日テレビ番組で、低所得者の方の奨学金の返済について、マイナナンバーを活用して返済猶予など所得連動型返済制度をつくると言われていたんですけども、これちよっと少し不安になるんですけども。もちろん、奨学金返済について、もつと若い人たちの負担が軽くなるようなことを考えてくださっていると思うんですけど、少し心配がある。それは何か、マイナナンバーなんです。

例えば、マイナナンバーのような共通番号制度を取り入れたアメリカでは、年間九百万件を超える成り済まし、損失額は二〇〇六年からの二年間で被害が約二兆円です。共通番号制度はやばい、セキュリティ一万年全なんて無理ということがもう世界中のこれ主流なんです。目的別にばらばらの番号制に移行しているのが現実なんです。

よ。

それだけじゃなくて、奨学金情報が防衛省に伝わってどうか共有されてしまったりとか、延滞者リストなど奨学金情報が自衛官募集に利用されることになるんじゃないかというふうになっちゃう不安になるんですけども、それもないんだということをはつきりと言っていたかいたことにも、もしも、今大臣が考えていらつしたっている奨学金の全無利子化、そして所得連動型の返済制度というものにおいてマイナナンバーを使うというお気持ちがあるんだしたら、それを使わないという選択肢もそれを申請する人たちが選べるということをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 我が国で考えられておりますマイナナンバー制度において取り扱うことができる個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナナンバー法におきまして規定されている所得とかそれから年金の受給等に関する情報、これにもう限定しているわけであります。日本学生支援機構の奨学金の延滞者等に関する情報は含まれておりません。ですから、当然、防衛省等の日本学生支援機構以外の機関が延滞者の情報を利用することはできないわけとございます。

そして、この所得連動型返済奨学金制度をなぜ導入しようと考えているのかは、年収三百万以下については返済猶予をします。それが必ずしも若いときだけでなく、場合によっては失業するとかいう形で、四十代、五十代でもそういうときがあるかもしれない。そのときに、所得証明が三百万以下であればその期間は返済しなくてもいいと、そういうような非常に使い勝手のいいことを考えておりますし、所得に合わせて返済額も決めていくという意味では、これはマイナナンバーできちっと所得を把握するという意味では重要なことだと思います。

ただ、どうしてもそれが嫌だということであれ

ば、その方が毎年毎年所得証明書を役所に行って取って、そして支援機構に出さなければいけないということですから、相当手続的にはかえって利用者にとっては煩雑になるのではないかと思います。理論的にはそれは可能でありますが、やはりマイナンバーを活用するということが利用者にとっては十分なメリットがあるのではないかと思います。

○山本太郎君 時間が来たのでまとめたと思うんですけども、とにかく防衛省による若い人たちのリクルート、その情報の吸い取りというのはすごいんですね。全国ほとんど全ての市区町村から、中学三年生と、十七歳から二十三歳までの合計七世代の若者の住所、氏名、性別、生年月日、個人情報収集している。

次回予告なんですけれども、八重山毎日新聞で報じられました戸別訪問でやりたいと思います。ありがとうございます。

○荒井広幸君 委員長始め大臣方も御苦労さまです。

それでは、今日は、この安保法制を含めて財務省に聞きましたら初めてだということについて質問をいたしてまいります。(資料提示)

これは、パネルを出しましたけど、A、B、C、D、Eまで極端に言えば含まれるんですが、予算です。ある事態が起きた場合、特に分かりますので、皆さんの資料でいうとDの場合ですね、存立危機事態について、ホルムズ海峡での機雷掃海というのを特例として例示は挙げられています。するかどうかはまた別だろうと思いますが、例示で挙げられている。

では、この場合、期間や処理量などで一概に積算はできないと思いますが、計上できる範囲でいいので、どの程度の予算規模が必要か、想定されるおおむねの予算を防衛省担当者、御説明ください。

○政府参考人(深山延暁君) お答え申し上げます。

今まさに先生からお話のありましたように、実際に発生した事態に対応する上では、どのような体制になるかというところは一概に推測できませんのでなかなか難しいと思います。そのために過去の例をもってお答えさせていただきたいと思いますが、過去、平成三年にベルシャ湾掃海、機雷除去のために掃海艇を派遣したことがございました。このときの派遣規模は、隊員が五百十名、掃海艇四隻、掃海母艦一隻、補給艦一隻、日本出港から戻るまでが約半年、現地で活動したのが約三か月でございますが、このときに追加費用として掛かりましたものが当時の価格で十三億円という記録が残っております。

以上でございます。

○荒井広幸君 このケースが発生して、つまりホルムズで場合ですね、このケースが発生してから、そのための予算はいつ、どこから支出するんでしょうか。あらかじめ特別予算に予備的に計上しておくとか、防衛省の中で取りあえずやりくりして捻出するんだとか、こういったことだろうと思いますが、財務省の担当者にお尋ねします。

○政府参考人(可部哲生君) お答えいたします。

ただいま防衛省から御答弁申し上げましたように、個別具体的な活動内容あるいはその規模、こういったものが異なりますことから、どのような財政措置が必要となるか一概にお答え申し上げることはなかなか難しいと思いますけれども、一般論として申し上げますと、自衛隊の活動に伴って必要となります各種の経費につきましては、まずは各年度の当初予算の執行により対応いたしますとともに、当初予算編成時に見込むことができず、また既定経費での対応も困難である場合には、必要に応じて、ただいま御指摘ございましたように、補正予算あるいは予備費で対応することになるかと存じます。

○荒井広幸君 それでは、その予備費なんです。防衛省の中の予備費ですか、それとも国家財政の中の、いわゆる予算の中の予備費なんですか。

うか。この辺、お答えを。

○政府参考人(可部哲生君) 政府全体としての予備費でございます。

○荒井広幸君 それはそうなんだと思うんですね。心配しちゃいますね、大臣。最初から防衛予算の予備費にそんなもの計上されていたら、もう好きの自分で自衛隊を派遣するようなものから。だからここはきちんとしてもらわなくちゃいけないということ、これは明確ですね。

では、さらに財務省にお尋ねします。これは、そういう事態が発生するんですから、それを予防しているんですから、最初から予算に組んでいるんじゃないかと自体がありませんか。抑止力で抑えていくんです。

そうなりますと、先ほど補正予算ということがありました。財政措置として補正予算をやっているんだということをお話しになりましたが、対処国会等を含めて国会において予算計上されると、こういうことでよろしいでしょうか。つまり、国会で、その必要となった行為に対する予算、その正当性が国会で議論されるということよろしいでしょうか、財務省。

○政府参考人(可部哲生君) 先ほど申し上げましたとおり、具体的にどのような財政措置が必要となるかは、その事案の自身、規模によつて異なります。場合によっては当初予算のみで対応ができます場合もあるかと思いますが、補正予算でございますけれども、年度末に不足する場合もあれば、そもそも執行前から不足しているという事態もあるかと思っております。それは一概には申し上げるのには難しいと思います。

○荒井広幸君 つまり、期間やタイムですね、時間、期間が掛かったり、大規模に自衛隊が派遣される、適正な最小限の武力行使というふうな場合も含めて、最小限であっても、どこからのお金か、これは言えない。国会の承認で補正予算などで組むという場合には我々はその正当性指摘できるんですが、少額の場合はもう例えば防衛省の予算の中でできることもあり得るということなんです。そうならば、決算で認定するしかないんです、この行為は正しかったかどうかということ。これも参議院の重要な役割になってきます、決算は。

ということ、事前に、この行為が我が国にとつて、国民も含めた国益、国民益にかなっているかということをやつぱりこの国会で十分に審議しておく必要があるということです。予算の面からは歯止めがなかなか利きづらいということを御指摘申し上げておきたいというふうに思います。よつて、一定の期間ごとに再承認の手続はしていかなければならないということです。二年はいいかなも長いケースがあるということです。こういったことを指摘させていただきます。

二つ目でございます。これは、今回の法案で、PKO法、存立危機事態を定める事態対処法及び重要影響事態法、これは原則国会の事前承認ですが、例外で事後もあるんです。このA、B、C、DでいうとBだけ、これは全て例外なく事前の国会承認です。自衛隊を派遣するときは、Bだけは事前承認です。Eというのは、直接日本がミサイル等で攻められていますから、これは外します。ここは事前承認なんかしている場合がありますが、ですから、AからDを問題にいたしますが、Bだけは例外なく事前承認なんです。ところが、A、C、Dは、これにおいては事後承認を認めているんですね。これは度々もう各委員が指摘しているところなんです。

じゃ、その法律を見てください。どういう理由で例外的に事後承認にしているか。規定は同一であります。PKO法では、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散している場合、これは事後承認を認めるといふふうになっているんですね。これは国際関係のところなんです。

じゃ、こちらでいうところのCの場合ですね、事態対処の場合、この場合はどういふふうに書いて

であるかという、済みません、Dの方ですね、D。緊急の必要があり、事前に国会の承認を得るいとまがない場合と言っている。その隣のCの場合です、重要影響事態、緊急の必要がある場合と言っているんです。Dの場合は、緊急の必要があり、事前に国会の承認を得るいとまがない場合と書き、そしてCの場合、重要影響事態は緊急の必要がある場合と言っています。

どうしてこのように書きぶりを変えたんでしょうか。どうしてこの書きぶりを変えているんでしょうか。防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) P K O法、また重要影響事態法等の国会承認の規定、それらの制定時になされたこれは議員修正によるものでありまして、こういった経緯もあって、その文言について必ずしも統一的な表現にはなっていないというふうに認識しております。

事態対処法における場合、また重要影響事態法における場合、これはその表現に差異はありますが、国の平和及び安全の確保に支障を来す可能性がある緊急時に例外的に国会の事後承認を認めるというものでございます。これに対して、P K O法の場合におきましては、次期国会の開催を待っていることは国際社会の期待にタイムリーに応えることができないというようにも想定されることから、そのような場合には例外的に国会の事後承認を認めるものでありまして、それぞれその事情によって法案が作られたということでございますが、しかし、原則はあくまでも事前承認ということでございますので、政府としては可能な限り国会の事前承認を追求していく考えでございます。

○荒井広幸君 議員立法等々で修正もなされたけれども同じ意味合いであるということでありすけれども、この閉会中、P K O法の場合は結構客観的なんですよ、国会が閉会中又は衆議院が解散している場合と、具体的にしよう。ところが、まさに我が国と密接な関係が出てくる重要事態、そ

して存立危機事態、こういったところにいきますと緊急ということだけなんです。これまでも総理からも大臣からも、両大臣からも説明がありましたが、この緊急の中身というのが、私は緊急の名を借りたフリーハンドだと思っているんです。なるほど、分かるような気がしますよ、急なことが出てくるということ。

しかし、実際にそういう事態がどういう事態かという、具体的にその事案が発生したときに判断すると言っているし、昨日から言っているように手続は一つ一つ踏むわけですね。判断する段取りを経ていくわけです。果たしてそういう緊急というのはどういう緊急なんだろうということ、ここで言いますところのE、つまり、日本が直接並行して攻められているような状態ないしは日本が直接、武力攻撃事態と言いますが、直接攻められている事態ということで、個別の自衛権で対処するべき内容ではないかと、こう指摘している議員も政党も多いわけなんです。ですから、ここに心配が非常に多いということですから、事前承認といふのは非常に重要なところになってまいります。

そこで、では、事前承認しないで事後承認した場合、どっちがリスクが大きいかということを考えてみたいと思います。

仮に、よしんば緊急ということで事後承認にした場合のリスクと、事後承認をしてみたときの後で国会にかけたということですね、このときのリスク、どっちが重いかということを検証してみたいんです。私は、事後承認による撤退のリスクという概念を提供したいと思っています。事後承認をした場合に撤退のリスクが出てくるという考え方です。

外務省にお尋ねします。政府案では事後承認を認める規定は多いんですが、事後承認とした場合、国会が不承認とした、これは駄目だ、正当性がないと。法律の規定上、海外に展開してしまった自衛隊は撤退しなければ

ならないことでよろしいですね。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

今回の平和安全法制において、例外的に事後の国会承認が認められている自衛隊の活動、これにつきましましては、国会により不承認の決議があった場合には活動を終了しなくてはならない旨、明確に規定されております。先生のおっしゃるとおりでございます。

○荒井広幸君 では、自衛隊が派遣してしまつて撤退を国会が言った場合、撤退しなくちゃいけない。撤退のリスクを御説明ください。

まず、防衛大臣には、自衛隊の皆さんのリスク、それから共同対処していた他国への影響やリスク、この御説明をいただいて、その後、外務大臣には、やっぱり共同して対処した政府といひますかね、そういったところ、それから国際的に受ける批判あるいは影響、こういった観点から、両大臣からそのリスクを説明していただければと思います。

○国務大臣(中谷元君) 国会というのは最大のシビリアンコントロールでございますので、国会の決定には従わざるを得ませんが、しかし、緊急の場合におきましては、政府としては国の安全、国民の生命、財産を守るために対応をしておく必要がございます。そういう場合に、国会の承認のいとまがないケースにおきましては例外としまして事後承認ということでございますが、リスクをいたしましては、やはり政府として、この国の安全を確保できない、人命を守ることができないといった支障が発生する可能性というものはございますし、隊員等につきましても非常に対応等につきましても混乱が生じ得る可能性も出てくるということでございます。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘のように、仮に国会が不承認という議決を行ったならば自衛隊は当該活動を終了しなければなりません。そして、今、自衛隊の活動における安全面等につきましましては防衛大臣からありました。

一方、国際社会に対してどのように説明するか、この部分を外務省として担わなければならぬわけですが、やはり我が国は民主国家であります。民主国家として議決には従わなければならぬ、こういった点も含めて関係各国にしかるべく理解を求めていかなければなりません。そういった観点から丁寧に説明をし、理解を求めていくことになると思います。

○荒井広幸君 自衛隊を出すのに正当性がないと国会が判断した場合、撤退せざるを得ない。撤退すれば、共同対処していた相手国軍が厳しくなる、状況が厳しくなるおそれがあります。撤退する場合の攻撃される危険性も出てまいります。そして、世界中は、出しておきながら、今度は、言葉が悪いんですが、逃げるのかと言ふ国々も現れるかもしれません。多大な影響をします。

その多大な影響をしようとしたときに、国会が、出たしまつたときに、正当性はないけれども、実は撤退させることをちゅうちょしてしまいかねない問題を私は撤退のリスクと言っているんです。つまり、国会が、正当性はないと思つても、引くことのマイナスを考慮してやむを得ないと追認する機関に成り下がってしまうという問題なんです。この問題をきちんと整理するために、例外なく事前承認をすることの方が、世界にも、そして抑止力にもなるし、そして正当性が付きますから、政府と国会が共に判断をして、自衛隊の皆さんを拍手して頼むぞと送り出さなきゃならないし、駄目なときは駄目と言ふ歯止めをすることがそこに関わってくるということでございます。

取りあへず、今日は以上で終わります。○委員長(鴻池祥肇君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

これにて散会をいたします。
午後五時五十四分散会

〔参照〕



平成27年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 大野元裕

政府の主張する新三要件に基づく集団的自衛権行使のケース

武力攻撃が発生していない場合	密接な関係のある国に武力攻撃が加えられている場合	
攻撃	攻撃	攻撃
邦人保護という名目では、自衛権は適用されない ○直ちに我が国に対する武力攻撃が発生したとは言えないため、自衛の措置はとれない (平成27年3月23日参・予算委員会 横畠内閣法制局長官答弁) ○我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると判断された場合には、個別的自衛権の発動もあり得る(平成26年6月6日衆・外務委員会 平松外務省総合外交政策局長答弁)	集団的自衛権の行使 いわゆる「フルセット」の集団的自衛権の行使と解釈されるため、一般には自衛隊は反撃ができないが、我が国に対する組織的・計画的な攻撃の着手とみなされるケースはある(平成15年5月16日衆・安全保障委員会 秋山内閣法制局長官答弁)	政府が主張する限定的な集団的自衛権の行使 邦人保護？ 我が国に対する武力攻撃の着手？ 急迫不正が迫っているのは、邦人か、米軍か、日本そのものか？

公海上で、我が国に対し武力攻撃を公言する外国の軍艦から攻撃が加えられた際に、自衛隊が反撃を行うケース

平成27年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 大野元裕

出典：大野元裕事務所作成

横須賀配備の米イージス艦

艦名	CEC	BMD	備考
カーティス・ウィルバー(DDG-54)	×	○	
ジョン・S・マケイン(DDG-56)	×	○	
フィッツジェラルド(DDG-62)	×	○	
ステゼム(DDG-63)	×	○	
アンティータム(CG-54)	○	×	
ラッセン(DDG-82)	○	×	2016年2月バリーと交替予定
チャンセラーズビル(CG-62)	○	×	BL9A、NIFC-CA、SM-6搭載
マッキャンベル(DDG-85)	○	×	
マスティン(DDG-89)	○	×	
ベンフォード(DDG-65)	○	○	IAMD改修、BL9C、NIFC-CA、SM-6搭載
ミリウス(DDG-69)	○	○	2017年7月配備予定、IAMD改修
シャイロー(CG-67)	×	○	

平成27年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 大野元裕

出典:大野元裕事務所作成

(大塚耕平委員資料)

事態対処法 3 条 4 項

存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

平成 27 年 8 月 26 日

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 大塚耕平提出資料

長期 自衛隊インターンシップ・プログラム(イメージ) (企業と提携した人材確保育成プログラム)

(有意な人材の「民―官―民」循環プログラム)

- 防衛省／自衛隊と民間企業の間で提携し、人材の相互活用を図るもの。
- プログラムのイメージ
 - ① 企業側で新規採用者等を2年間、自衛隊に「実習生」として派遣する。
 - ② 自衛隊側で、当該実習生を「一任期限定」の任期制士として受け入れる。
 - ③ 自衛隊側は当該者を自衛官として勤務させ、当該任期終了までの間に一定の資格も取得させる。
 - ④ 任期終了後、当該実習生は企業側に戻り社員として勤務する。
 - ⑤ 自衛隊での受け入れ期間中の給与等は官側負担する。

企業側のメリット

- 自衛隊で鍛えられた自衛隊製「体育会系」人材を毎年、一定数確保することが可能。
- チームワーク力、行動力等の「社会人の基礎教育」を自衛隊で実施してもらえる。
- 国の防衛に大きく貢献できる。

防衛省側のメリット

- 厳しい募集環境の中、「援護」不要の若くて有為な人材を毎年一定数確保することができる。
- 企業との間で、若い人材の「取り合い」を回避し、WIN-WINの関係を構築可能。
- 企業側との関係が進めば、将来的には予備自としての活用も視野。

課題等

- 本プログラムについては、まずはモデルケースの確立が必要。
- 任用形態等については、要検討(採用試験が必須。)
- ◎ 企業側に対する何らかのインセンティブ付与が不可欠。

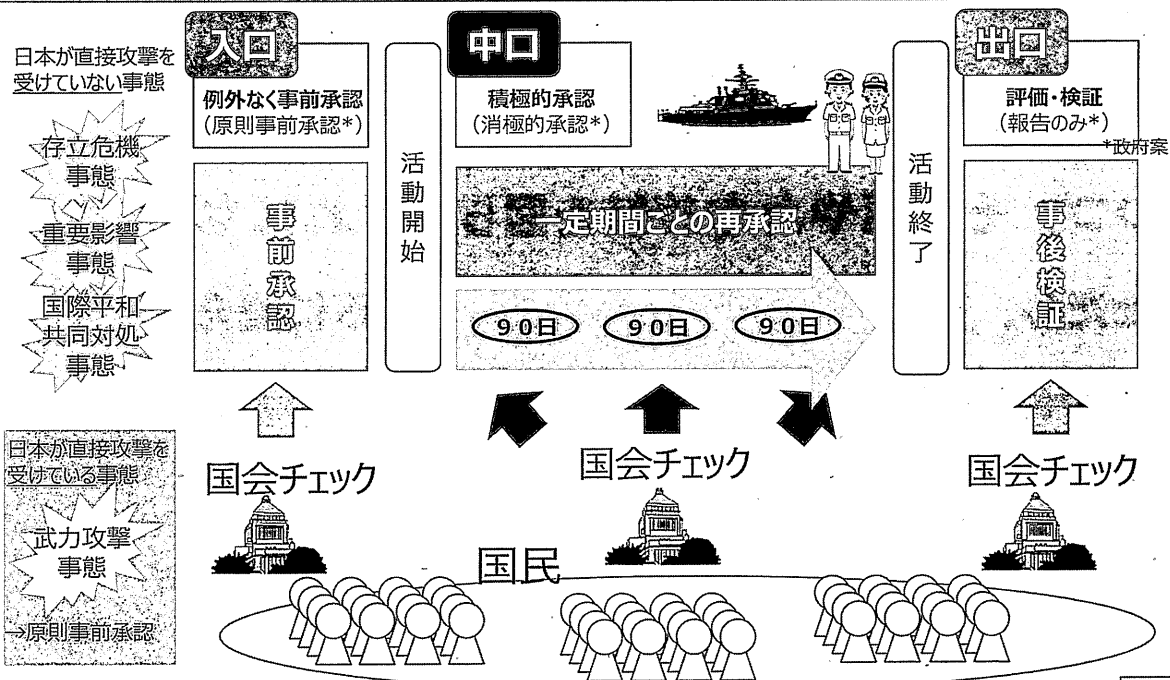
出典：防衛省提出資料

2015年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本共産党 辰巳孝太郎

(井上義行委員資料)

入口、中口、出口での国会の歯止め

日本を元気にする会



井上義行事務所作成 2015年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 井上義行(日本を元気にする会・無所属会)

日本を
元気に
する会

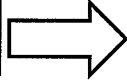
水野賢一(無所属クラブ)

2015年8月26日

参議院我が国及び国際社会の平和
安全法制に関する特別委員会
(水野賢一事務所作成)

配付資料 1

存立危機事態の認定



集団的自衛権の行使

政府の答弁によれば
密接な関係にある
他国からの要請が必要

* 存立危機事態の定義について

「存立危機事態」は事態対処法改正案第2条第4号に定義されている。関連条文は以下の通りである。

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」【改正案】

第二条 四

「存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。」

配付資料 2

水野賢一(無所属クラブ)

2015年8月26日

参議院我が国及び国際社会の平和
安全法制に関する特別委員会
出典：法案条文

配付資料 4

●衆議院予算委員会答弁（平成26年7月14日）

横畠政府参考人

これまで、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、昭和四十七年の政府見解に言う「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態」に当たると解してきたということを踏まえ、第一要件の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままで、すなわち、その状況のもと、国家としてのまさに究極の手段である武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということをいうものと解されます。

いかなる事態がこれに該当するかは、個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、あらかじめ定型的、類型的に回答することは困難ですが、いずれにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。

なお、明白な危険というのは、その危険が明白であること、すなわち、単なる主観的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められるということと解されます。

水野賢一（無所属クラブ）

2015年8月26日

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
出典：国会会議録

配付資料 5

◆磯崎陽輔首相補佐官ツイッターより

○2015年6月20日



磯崎陽輔

@isozaki_yousuke

お答えしておきますが、被侵略国からの支援「要請」は、集団的自衛権行使のための国際法上の手続要件であり、国内法の存立危機事態の認定条件ではありません。我が国は、国際国家である以上、国際法も国内法もいずれも遵守しなければなりません。

○2015年6月18日



磯崎陽輔

@isozaki_yousuke

存立危機事態「認定」の条件ではありませんが、集団的自衛権行使の国際法上の手続として、必要であると考えています。

＆ロジャー政二@crouble_n

毎日お疲れさまです。質問ですが、「存立危機事態」認定に際して、侵略を受けている他国からの「要請」は必須ですか？それとも日本政府の判断次第で認定可能ですか？

水野賢一（無所属クラブ）2015年8月26日

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
出典）2015年6月18日、20日磯崎陽輔首相補佐官ツイッター

(山本太郎委員資料)

経済的徴兵制



前原金一氏

(当時、経済同友会専務理事・
日本学生支援機構運営評議会委員)

・・・「経済的格差」を利用して兵員を確保すること

の発言

「前回も申し上げたのですが、こういうやり方も一つあります。今の経済状況を考えると、労働市場は非常に好転しています。まず、延滞している人の年齢別人数を教えてください。それから、延滞者が無職なのか、低収入なのか、あるいは、病気なのかという情報をまず教えてください。」

今、労働市場から見ると絶好のチャンスですが、放っておいてもなかなかいい就職はできないと思うのです。前も提言したのですが、現業を持っている警察庁とか、消防庁とか、防衛省などに頼んで、1年とか2年のインターンシップをやってもらえば、就職というのはかなりよくなる。防衛省は考えてもいいと言っています。」

「百数十万人いる無職の者をいかに就職させるかというのは、日本の将来に非常に大きな影響を与える」

「防衛省は、2年コースを作ってもいいと言っています。」

2015年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
資料①

生活の党と山本太郎となかまたち：山本太郎
< 平成 26 年 5 月 26 日 文部科学省「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」議事録より 山本太郎事務所作成 >

前原金一氏に
対して
防衛省が
作成した資料

これって、新しいタイプの「徴兵制」じゃないの?!

長期 自衛隊インターンシップ・プログラム(イメージ)
(企業と提携した人材確保育成プログラム)

(有意な人材の「民一官一民 循環プログラム」)

- 防衛省／自衛隊と民間企業の間で提携し、人材の相互活用を図るもの。
- プログラムのイメージ
 - ① 企業側で新規採用者等を2年間、自衛隊に「実習生」として派遣する。
 - ② 自衛隊側で、当該実習生を「一任期限定」の任期制士として受け入れる。
 - ③ 自衛隊側は当該者を自衛官として勤務させ、当該任期終了までの間に一定の資格も取得させる。
 - ④ 任期終了後、当該実習生は、企業側に戻り社員として勤務する。
 - ⑤ 自衛隊での受入れ期間中の給与等は官側負担する。

企業側のメリット

- 自衛隊で鍛えられた自衛隊製「体育会系」人材を毎年、一定数確保することが可能。
- チームワーク力、行動力等の「社会人の基礎教育」を自衛隊で実施してもらえる。
- 国の防衛に大きく貢献できる。

防衛省側のメリット

- 厳しい募集環境の中、「援護」不要の若くて有為な人材を毎年一定数確保することができる。
- 企業との間で、若い人材の「取り合い」を回避し、WIN-WINの関係を構築可能。
- 企業側との関係が進めば、将来的には予備自としての活用も視野。

課題等

- 本プログラムについては、まずはモデルケースの確立が必要。
- 任用形態等については、要検討(採用試験が必須。)
- 企業側に対する何らかのインセンティブ付与が不可欠。

2015年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
資料②

生活の党と山本太郎となかまたち：山本太郎
< 防衛省提供資料 に一部加筆 山本太郎事務所作成 >

中学3年生に戸別訪問で自衛官募集!!

八重山毎日新聞

Yaeyama Mainichi

2015年8月28日(土) 7月28日(土) 八重山毎日新聞

自衛官募集で戸別訪問



「自衛官募集」の戸別訪問が、八重山地区の中学校3年生を対象に行われている。自衛隊は、毎年約10万人の募集目標を掲げ、全国各地で活動している。八重山地区でも、自衛官の募集活動が盛んに行われている。自衛官は、日本の平和と安全を守るために活動している。自衛官になることで、様々なスキルを身につけ、将来のキャリアアップにつながる。自衛官募集は、中学生にとって、将来の夢を叶えるための重要な機会である。

「法令解釈上認められている」保護者から疑問の声

「法令解釈上認められている」という表現が、保護者から疑問の声を生んでいる。保護者は、自衛官募集活動が、子どもの権利やプライバシーを侵害するのではないかと懸念している。また、自衛官募集活動が、子どもに過度な負担をかけるのではないかと心配している。保護者は、自衛官募集活動について、十分な説明を受け、納得の上で参加してほしいと希望している。

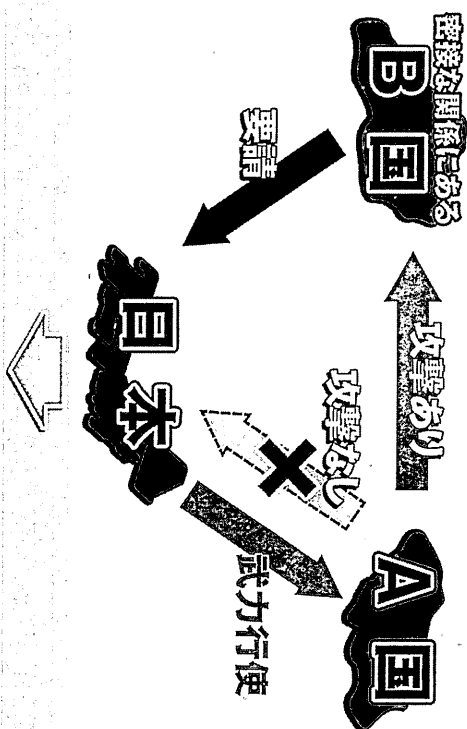
2015年8月26日 参議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会 生活の党と山本太郎と志友たち：山本太郎資料③ < 国立国会図書館提供「2015年7月28日(土) 八重山毎日新聞 一面」より山本太郎事務所作成 >

(荒井広幸委員資料)

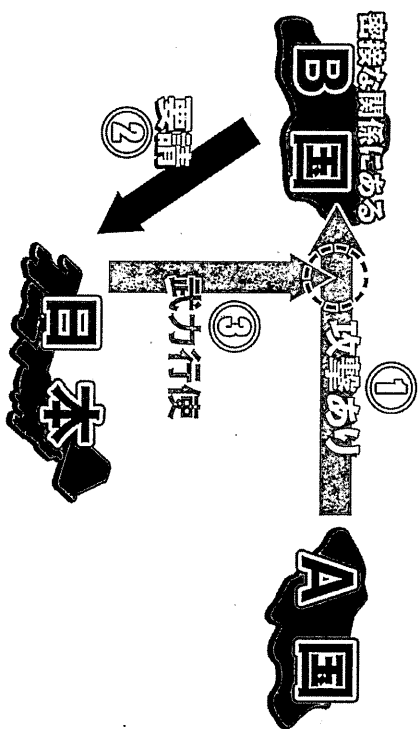
A	B	C	D	E
国際的な平和協力活動	(武力行使を行う) 他国軍隊への支援	我が国の武力行使	限定的な集団的自衛権の行使	個別的自衛権の行使
国連が締結しない人道復興支援活動や安全保障活動等 【国際連帯平和安全活動】	国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊への後方支援 【国際平和共同対処事態】	我が国の平和と安全に資する活動を行う他国軍隊への後方支援 【重要影響事態】	存立危機事態 【存立危機事態】	武力攻撃事態 【武力攻撃事態】
有志国による国際的な平和協力活動への参加 医療 インフラ建設(道路)	多国間軍支援 攻撃 攻撃国 被攻撃国 多国間軍補給拠点	朝鮮半島有事などの米艦支援 有事 攻撃国 警戒 被攻撃国 艦隊警戒 艦隊警戒などの支援	有事 攻撃国 武力行使を受けている米艦の防護 被攻撃国 防衛介入 機雷掃海 機雷除去 攻撃国が撤去	日本が直接攻撃を受ける事態
①道路整備などの人道支援 ②住民保護等の治安維持を可能にする。 ・PKO参加原則と同様の厳格な原則を作る。	国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊への協力支援を行えるようにする。	日本の平和と安全に重要な影響を与える事態。 ・米軍以外の他国軍への後方支援を行えるようにする。 ・地理的制約を外す。	武力行使の新3要件を満たす新事態の際、自衛隊の防衛出動を可能に。	
PKO協力法の改正(改正)	新たな恒久法(一般法)の制定(新法)国際平和支援法	周辺事態法の改正(改正)重要影響事態法	自衛隊法・事態対処法等の改正(改正)	自衛隊法・事態対処法等(恒久法)
2015年3月20日の与党合意では「国会の事前承認を基本とする」としている	2015年3月20日の与党合意では「国会の事前承認を基本とする」としている	2015年3月20日の与党合意では「原則国会の事前承認を要する」という現行法の枠組みを維持する」としている	2015年3月20日の与党合意では「原則国会の事前承認を要する」としている	事前承認(特に緊急の必要があるときは事後承認)
国会の「例外なし」の事前承認とすべき				

平成27年8月26日(水)参議院 我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会 新党改革・無所属の会 荒井広幸 作成:荒井広幸事務所

戦争?という誤解



『限定的な集団的自衛権』



平成27年8月26日(水)参議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
新党改革・無所属の会 荒井広幸 作成・荒井広幸事務所

平成二十七年十月九日印刷

平成二十七年十月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局